

瀬戸市地域強靱化計画

令和2年8月

瀬戸市

目次

1	計画の策定趣旨、位置づけ	1
1.1	計画の策定趣旨	1
1.2	計画の位置づけと対象とする区域	2
2	瀬戸市の現状と課題	4
2.1	瀬戸市の地域特性	4
2.2	瀬戸市に影響を及ぼす大規模自然災害	15
3	瀬戸市の強靱化の基本的な考え方	26
3.1	瀬戸市地域強靱化計画の基本目標	26
3.2	瀬戸市の強靱化を進める上での留意事項	26
4	瀬戸市の脆弱性評価と強靱化の推進方針	27
4.1	脆弱性の評価	27
4.2	推進すべき施策の方針	31
5	計画推進の方策	107
5.1	計画の推進体制	107
5.2	計画の進捗管理	107
5.3	計画の見直し	107
附属資料		
	・別紙1：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	108
	・別紙2：個別具体的施策一覧	139
	・別紙3：リスクシナリオに対する地域強靱化施策一覧	145
	・別紙4：リスクシナリオに対する重要業績指標	157

1 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 計画の策定趣旨

我が国では、これまで多くの大規模自然災害等による被害を受け、その度に復旧・復興を強いられてきた。平成 23（2011）年に発災した東日本大震災では、一つの教訓として、甚大な被害発生と長期間かけて復旧・復興を図る「事後対策」を避け、最悪の事態を念頭に、平時から備えを行うことの重要性が改めて認識された。このような教訓と、今後も南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されていること等を背景に、平成 25（2013）年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

愛知県では、県の強靱化に関する施策を、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携によって推進する指針として「愛知県地域強靱化計画（2015 年 8 月策定、2016 年 3 月拡充、2020 年 3 月改訂）」を策定・公表している。

一方、国際的な視点では、持続可能な世界を実現するための共通目標として、平成 27（2015）年の国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択された。この SDGs には 17 のゴール（目標）が定められており、この中には「住み続けられるまちづくりを」が掲げられている。このような観点からも、国土の強靱化を図っていくことの重要性が高まっている。

このような動向を踏まえ、瀬戸市では、国・愛知県での強靱化施策との調和を図りながら、本市で現在取り組んでいる防災・減災対策を考慮し、本市に必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するために、その指針となる瀬戸市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定する。

1.2 計画の位置づけと対象とする区域

1.2.1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化基本計画の「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえ、基本計画と調和を保ちつつ（同法第14条）、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を考慮する。

また、本計画は、市政の基本方針である「第6次瀬戸市総合計画」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「瀬戸市地域防災計画」などとの連携を図りながら、瀬戸市における地域強靱化施策を推進する上での指針とするものである。

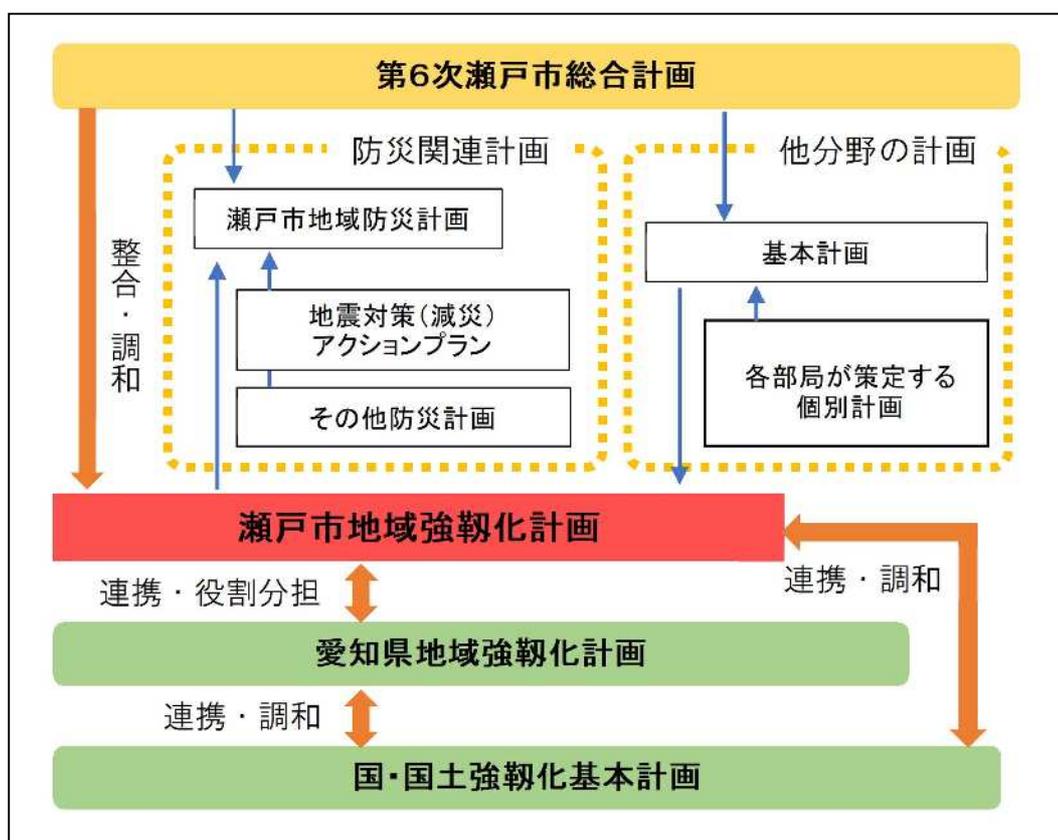


図 計画の位置づけ

1.2.2 対象とする区域

本計画の対象区域は瀬戸市全域を基本とし、瀬戸市が主体となる取組を中心に扱うが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要な国や県、民間事業者、地域等との連携や役割分担も考慮した内容とする。

1.2.3 SDGs と強靱化

・SDGs（持続可能な開発目標）について

「1.1 計画の策定趣旨」で前述した SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴール（目標）を以下に示す。この目標は、2016 年から 2030 年までの先進国を含む国際的な共通目標であり、わが国においても積極的に取組が進められている。

愛知県においては、2019 年 7 月に SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値の創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域である「SDGs 未来都市」に選定されており、「愛知県 SDGs 未来都市計画」等に基づく取組が進められている。



・強靱化との関連

SDGs の 17 のゴールの中には、「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「13.気候変動に具体的な対策を」が掲げられている。強靱化のための取組は、経済や環境、都市等からの複合的なアプローチを踏まえ、これらのゴール（目標）に資する内容であり、様々な主体が連携して進める効果的なものであることから、SDGs で掲げる上記のゴールが目指すまちづくりの達成につながるものといえる。

2 瀬戸市の現状と課題

2.1 瀬戸市の地域特性

2.1.1 地形

本市の地形は、山地、丘陵地、平地から成り立っているが、大部分が標高 100m～200m の低位丘陵地帯で占められており、平地部分が極めて少ない。市の北部から東部にかけては、市域面積の約 6 割を占める山地であり、木曾山脈の最南西端となる三国山(標高 701m) や猿投山(標高 629m) が連なっている。

市の中央部から西部、南部へは丘陵地帯が続き、尾張地方の東半分を形成している尾張丘陵の一部となっている。これらの丘陵部からは庄内川水系の水野川、矢田川水系の瀬戸川、矢田川がほぼ東から西へと流れており、それらの流域に沿って狭い幅の平地を開析している。

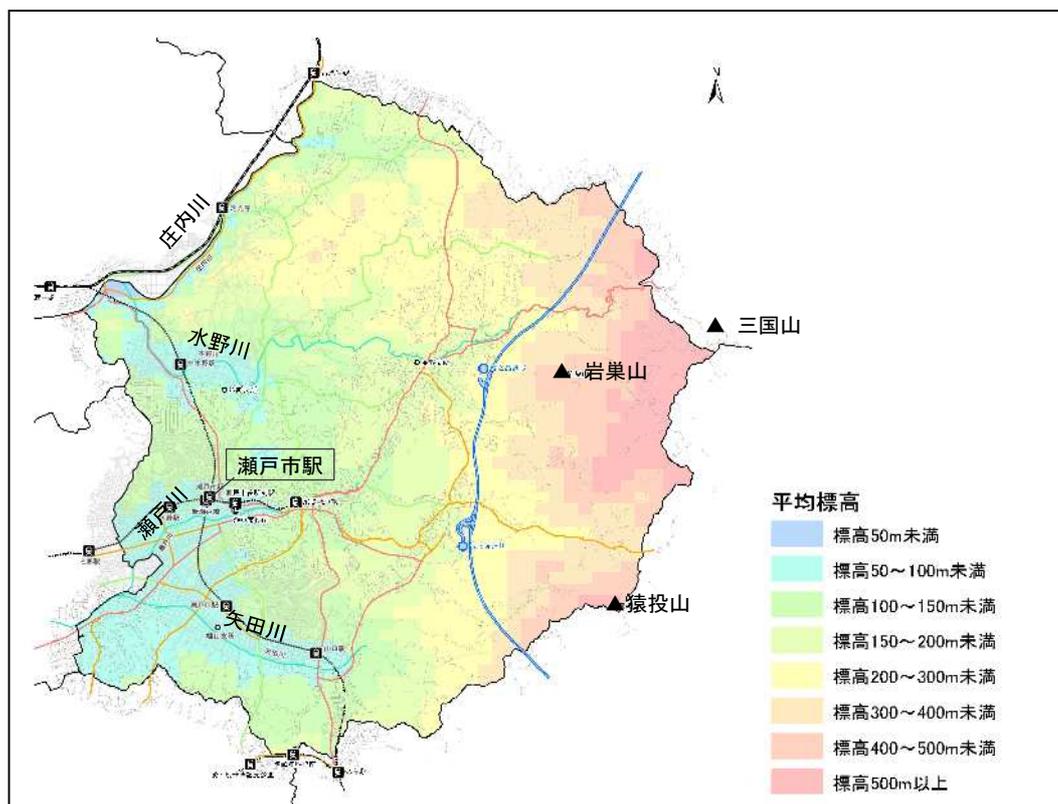


図 瀬戸市の地形

出典：国土数値情報ダウンロードサービス（標高・傾斜度 5 次メッシュ）から作成

2.1.2 人口動向

本市の人口は、昭和40年代後半に大規模な住宅開発が進み、大幅に増加し、昭和60年代前半に一時減少する年もあったものの、その後、微増傾向を示し、平成21年度の133,518人をピークに緩やかな減少傾向に転じている。近年では、市全体において、自然増減、社会増減ともに減少している。

なお、将来の本市の人口は、国立社会保障人口問題研究所による推計では、人口減少は今後も続き、令和27(2045)年には約95,500人になると見込まれている。

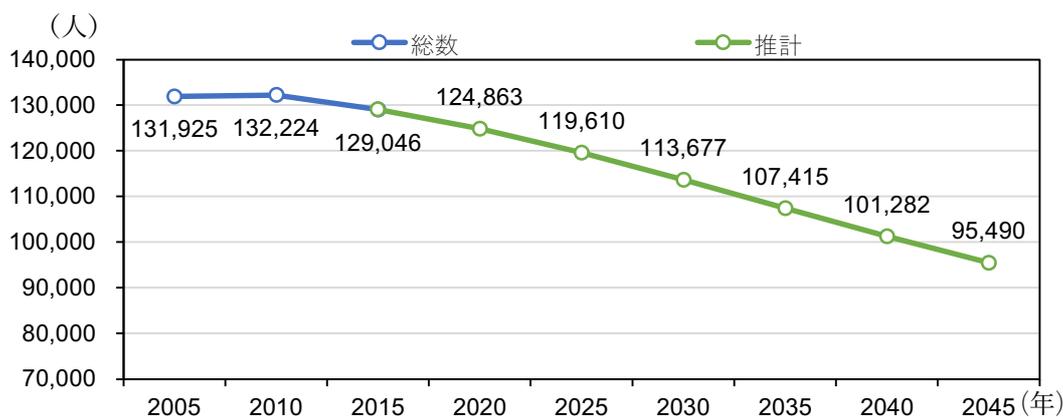


図 瀬戸市の人口の推移

出典：国勢調査（～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）から作成

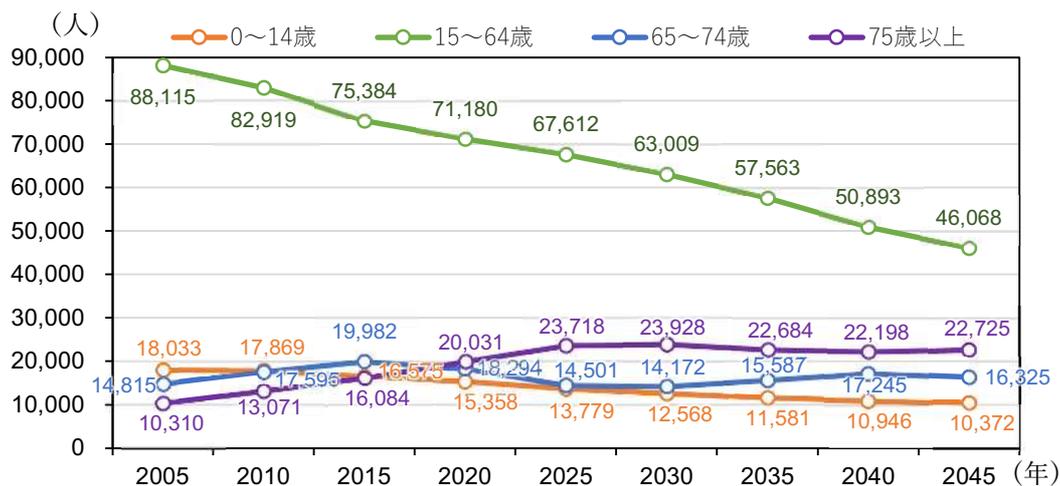


図 年齢4階級別による人口見通し

出典：国勢調査（～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）から作成

※2005年～2015年の実績値は、年齢不詳を含んでいないため、各階級の合計値と総人口は一致しない

年齢4階級別による将来の人口見通し・人口構成の見通しを見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳までの生産年齢人口の減少が見込まれる一方で、65歳以上の老年人口の増加の傾向が見られる。

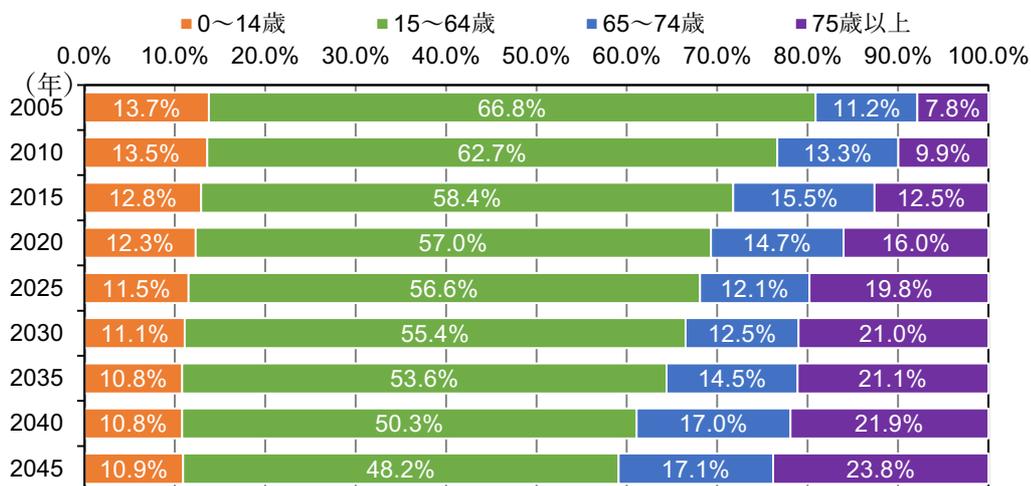


図 年齢4階級別の人口構成の見通し

出典：国勢調査（～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）から作成

世帯の構成も、世帯主65歳以上で単独・夫婦のみの世帯が増加傾向にある。

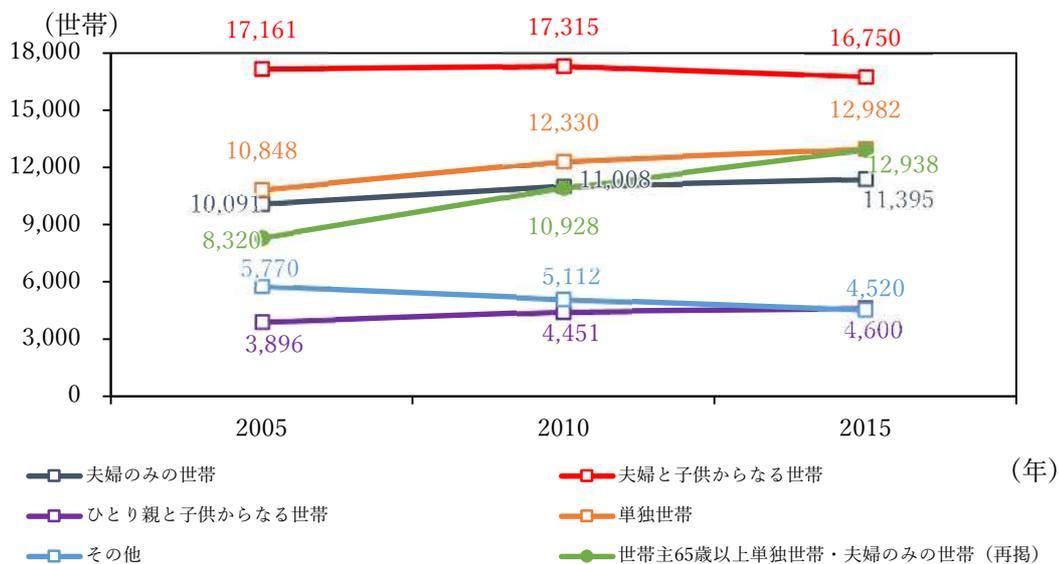


図 世帯類型別世帯数の変化

出典：国勢調査（～2015年）から作成

以上のように、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少し、高齢者人口の割合が一層大きくなるとともに、高齢者のみの世帯も増加傾向にある。

また、本市は周辺自治体と同様、夜間人口と比較して昼間人口の割合が少ない傾向にある。15歳から59歳までの生産年齢階級では、「他市町村で従業・通学」する人が約4割であり、「自市で従業・通学」する人を上回っている。

したがって、災害の種類・様態・発生時間によっては、従業・通学中の相当数の人々が市外にいる状態であることが予測される。

(昼間人口/夜間人口)

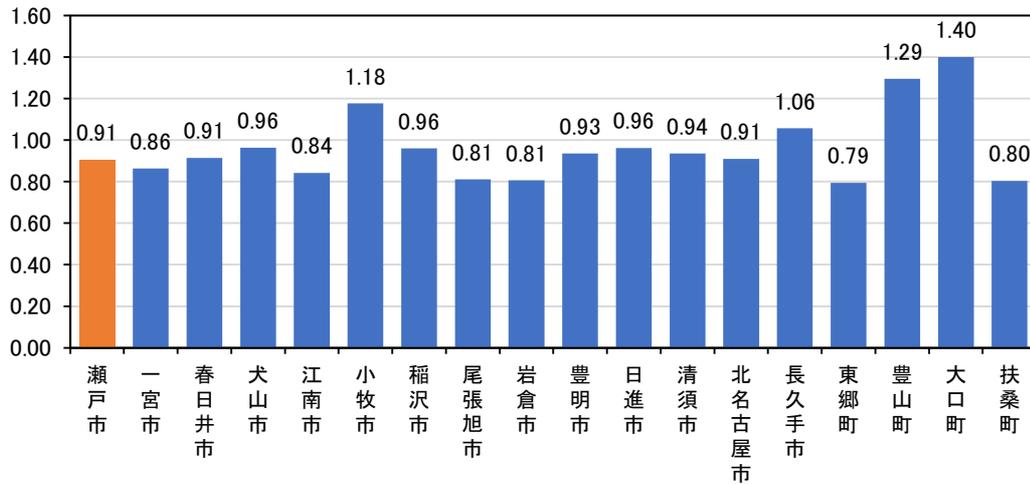


図 昼夜間人口比〈2015年〉(尾張地方(尾張))

出典：国勢調査(2015年)から作成

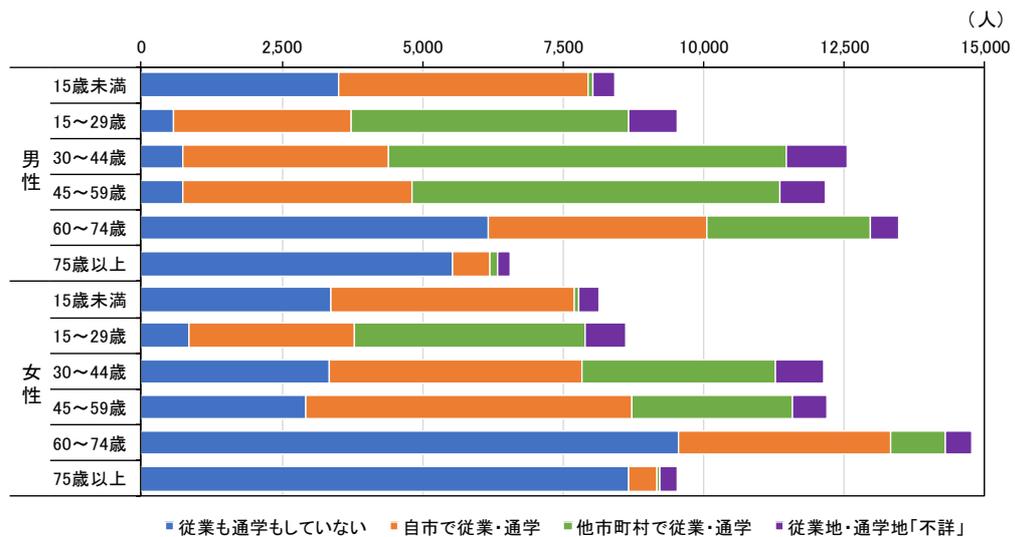


図 年齢区別による従業・通学〈2015年〉

出典：国勢調査(2015年)から作成

2.1.3 産業特性

1) 農工商業

農林水産省、経済産業省、総務省統計局の提供する統計から年間の農業産出額・製造品出荷額・商品販売額を比較すると、農業産出額と比較して製造品出荷額と年間商品販売額が大きいことがわかる。また、本市は、やきものを中心に発展してきた経緯から、製造品出荷額の多くを碍子やファインセラミックス部品の製造など陶磁器産業から派生した産業を含む電気機械器具製造業が占めており、「ものづくりのまち」としての瀬戸市の特徴を有している。持続可能な開発目標（SDGs）の目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の視点からも、本市の産業と技術革新の基盤を強化する取組が重要といえる。

表 瀬戸市の産業に関する統計まとめ

	金額	備考
農業産出額	14.5 億円	農林水産省 平成 29 年市町村別農業産出額(推計)
製造品出荷額等	4,188 億円	経済産業省 工業統計調査(平成 30 年)
年間商品販売額	2,060 億円	総務省統計局 平成 28 年経済センサス-活動調査

(百万円/人)

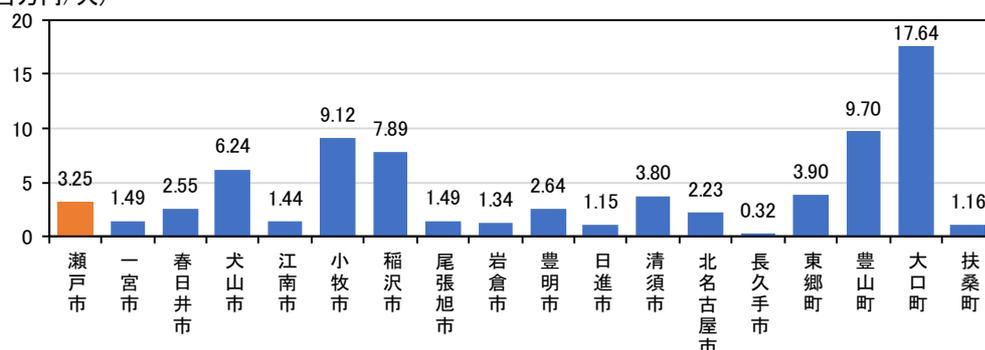


図 人口あたり製造品出荷額等〈2018年〉(尾張地方(尾張))

出典：経済産業省 工業統計調査(平成 30 年)

※人口は国勢調査(平成 27 年)

(百万円/人)

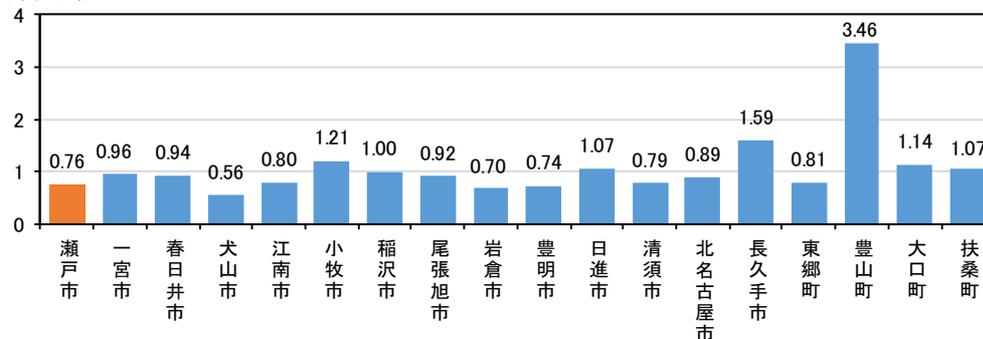


図 人口あたり小売業年間商品販売額〈2016年〉(尾張地方(尾張))

出典：経済産業省 平成 28 年経済センサス-活動調査

※人口は国勢調査(2015 年)

2) 交通

① 道路

自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

以下に、第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を示す。

○ 第1次緊急輸送道路（県指定）

東海環状自動車道、国道155号

○ 第2次緊急輸送道路（県指定）

国道363号、国道248号、主要地方道 瀬戸設楽線、主要地方道 名古屋瀬戸線、主要地方道 名古屋多治見線、主要地方道 瀬戸大府東海線

② 鉄道

大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。市内には、名古屋鉄道瀬戸線及び愛知環状鉄道が通っており、瀬戸線4駅、愛知環状鉄道4駅が立地している。

平成17（2005）年国際博覧会開催を契機に整備された東海環状自動車道をはじめとする都市基盤施設や愛知環状鉄道のJR乗り入れなどにより、鉄道や自動車の交通利便性が向上し、名古屋市や近隣市町村とのアクセスがさらに良くなっている状況にある。

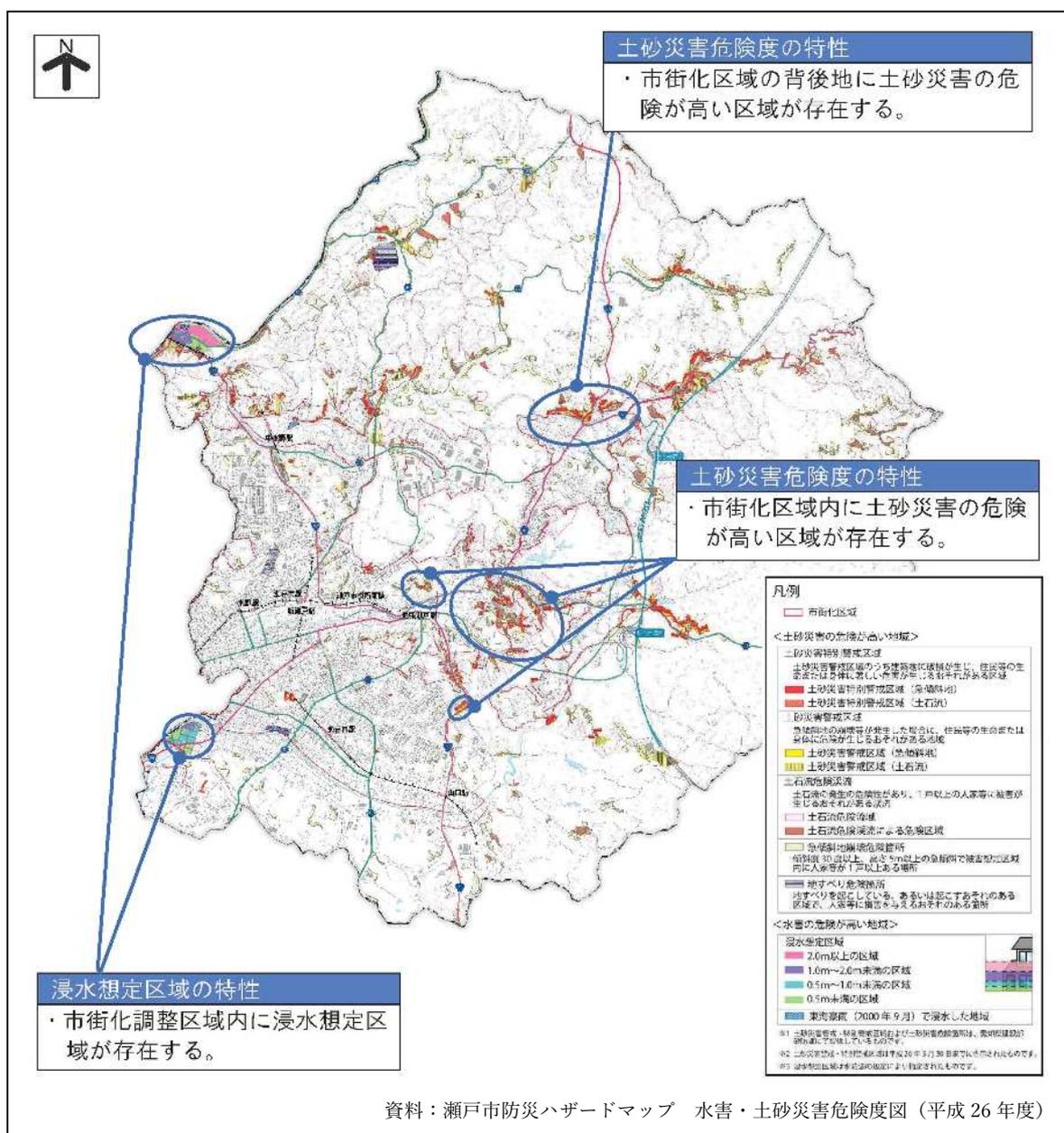
令和元年 瀬戸市内駅別乗降客数（1日あたり）と駅間距離

名古屋鉄道 瀬戸線		愛知環状鉄道	
(尾張旭市 三郷駅)	—	(豊田市 八草駅)	—
1.9km		2.6km	
瀬戸市 水野駅	5,115人	瀬戸市 山口駅	1,965人
0.7km		2.1km	
瀬戸市 新瀬戸駅	10,893人	瀬戸市 瀬戸口駅	4,242人
0.7km		2.4km	
瀬戸市 瀬戸市役所前駅	2,879人	瀬戸市 瀬戸市駅	6,357人
1.2km		2.8km	
瀬戸市 尾張瀬戸駅	8,541人	瀬戸市 中水野駅	3,340人
		3.4km	
		(春日井市 高蔵寺駅)	—
名古屋鉄道 瀬戸線 計 27,428人		愛知環状鉄道 計 15,904人	
瀬戸市内駅 総数		43,332人	

出典：瀬戸市資料

2.1.4 まち（市街化区域内）の現状

持続可能な開発目標（SDGs）には「住み続けられるまちづくりを（目標 11）」があり、本市においても都市の危険性を踏まえた上で、強靱で持続可能な都市及び居住地にする取組が重要といえる。本市の市街化区域（既に市街地を形成している区域と、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）は、令和 2 年 3 月では 2,655ha であり、市街化区域内においても、土砂災害の危険が高い区域が存在している。その中でも、特に尾張瀬戸駅の東側や洞地区、品野連区に多い（下図）。市街化区域における液状化の危険度は、尾張瀬戸駅の北側の一部や品野連区の一部に高い危険度の地域が存在する（次頁）。



資料：瀬戸市防災ハザードマップ 水害・土砂災害危険度図（平成 26 年度）

図 水害・土砂災害危険度の状況

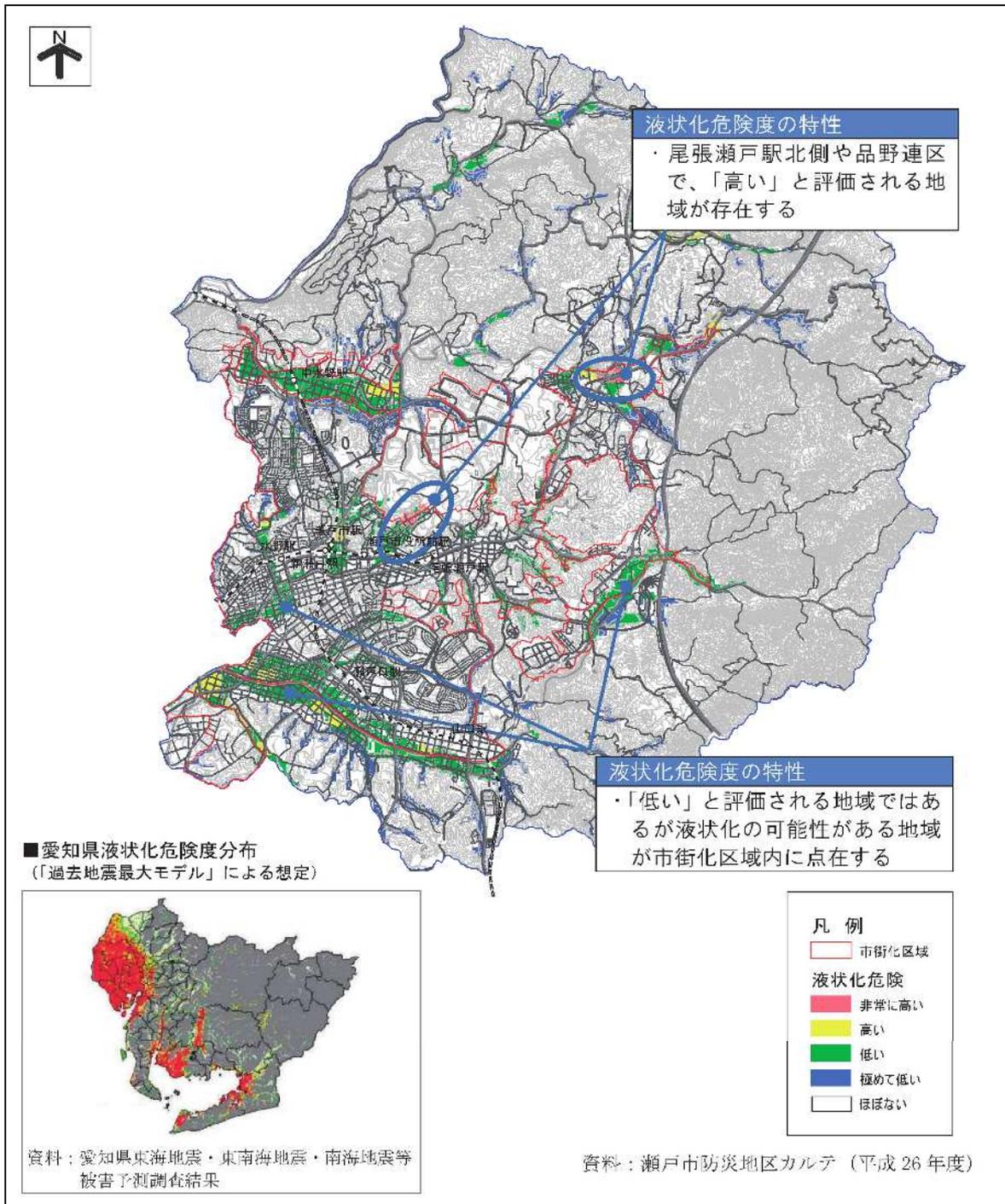


図 液状化危険度の状況

出典：瀬戸市都市計画マスタープラン p40

また、市街地における建築物の高層化や過密化、宅地造成による市街地の拡大が進展し、新耐震基準（昭和56年6月1日以降）に合致していない建物（特に木造老朽建物）が現在も多く残っている。これらの市街地における状況は、発災時に全壊や半壊による被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の可能性を高める要因となっている。

住宅地の動向としては、土地区画整理事業が行われた品野や西陵地域、鉄道沿線で宅地化が進んでおり、鉄道沿線のマンション建設や市街化区域内農地の宅地化が進んでいる。

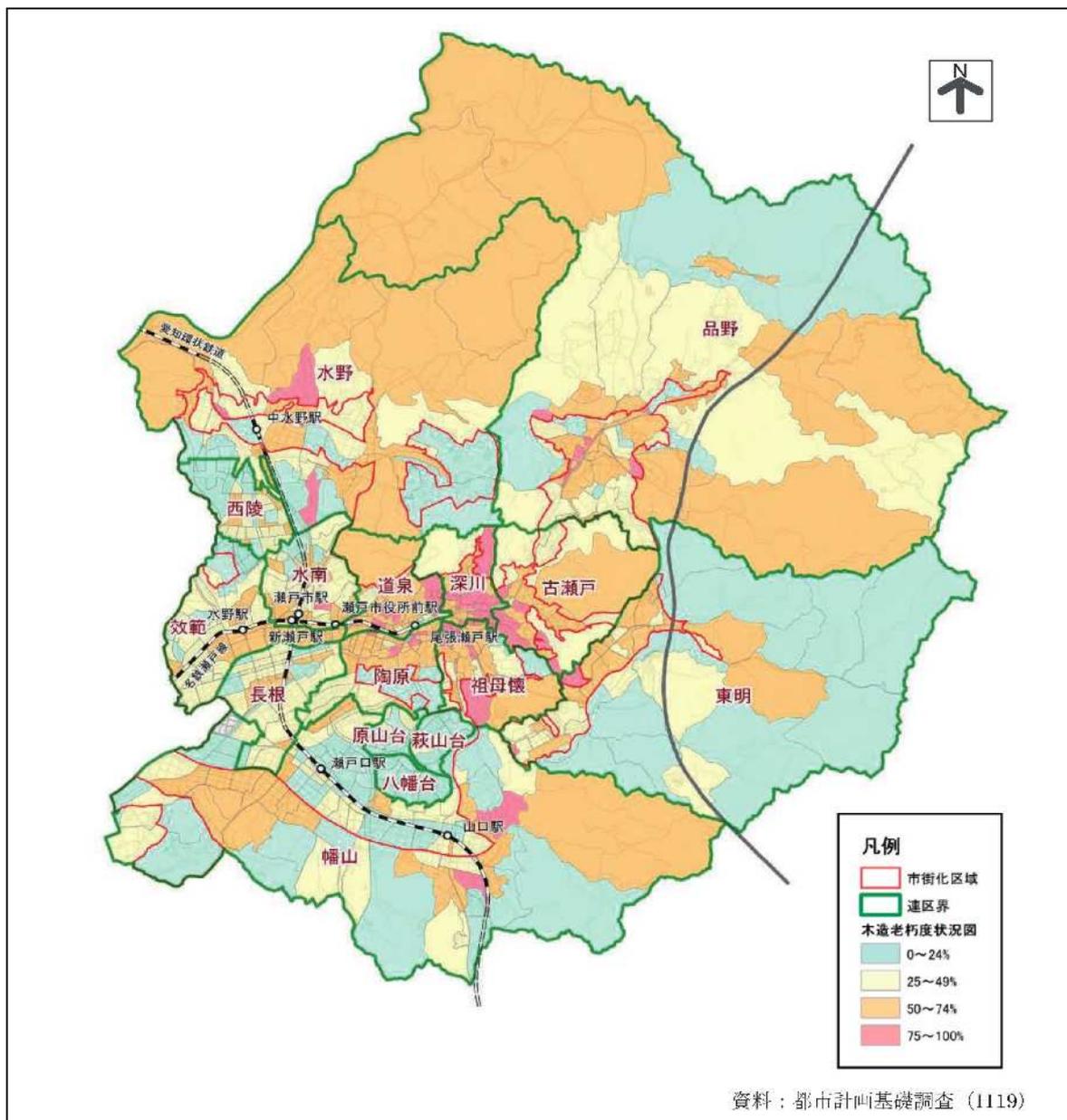


図 木造老朽度の状況

出典：瀬戸市都市計画マスタープラン p24

2.1.5 社会資本の老朽化

本市の保有する公共建築物は、昭和 28（1953）年頃から整備が始まり、建設から 30 年以上経過した施設は平成 28 年時点で約 66%となっている（下図参照）。また、公共建築物とインフラ資産の修繕・更新に係る費用は、今後 40 年間で総額 2,953 億円にも及ぶことが試算されており（次頁参照）、公共建築物や市民生活に欠かせない道路や上・下水道施設等のインフラ施設の老朽化への対応が課題となっている。

上記のような課題により、長期的な視点から、更新・統廃合・長寿命化などを実施し、財政負担の軽減や平準化を図りつつ、公共施設等の最適な配置を実現することが求められている。本市では、第 6 次瀬戸市総合計画における実施計画の公共施設等の総合管理の中で、小学校等の施設の集約や機能強化を図るための整備や、道路修繕・橋りょう補修耐震工事等のインフラ資産の長寿命化を図る事業を位置づけている。

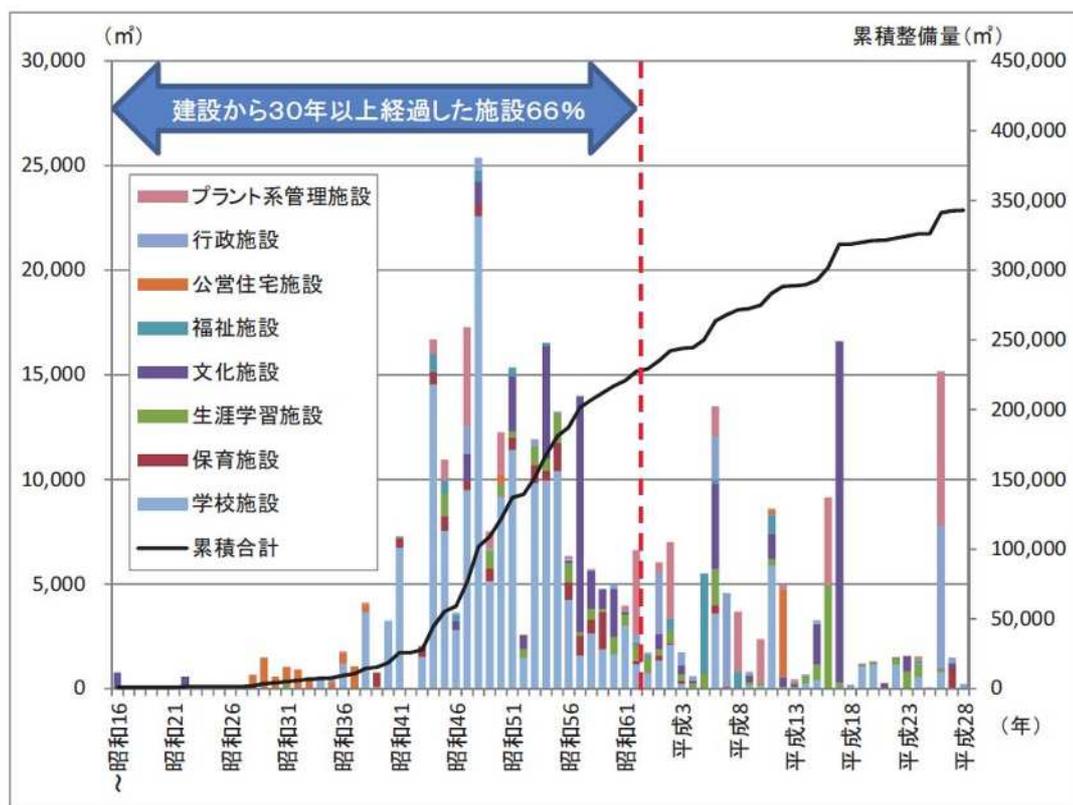


図 公共建築物延床面積の変遷

出典：瀬戸市都市計画マスタープラン p38

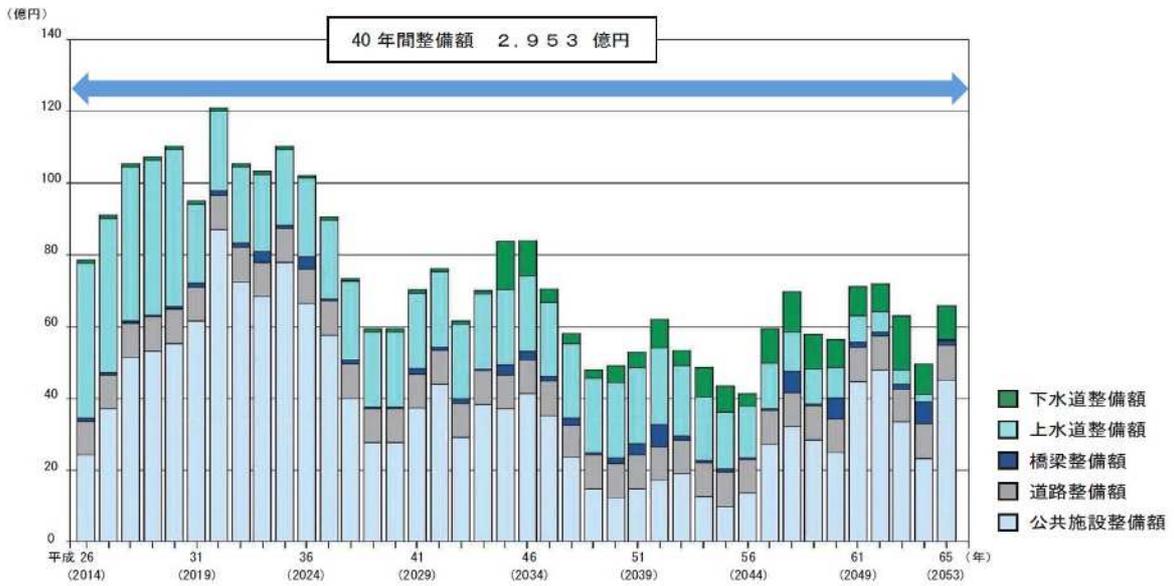


図 公共建築物及びインフラ資産の修繕・更新費用の推計

出典：瀬戸市都市計画マスタープラン p38

2.2 瀬戸市に影響を及ぼす大規模自然災害

2.2.1 想定するリスクの考え方

本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するために、地震や豪雨等の具体的な被害想定や過去の災害事例を参考とする。本計画で想定するリスクは、瀬戸市に被害が生じる最大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。

2.2.2 地震により想定される被害

愛知県は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波とする「南海トラフ巨大地震（以下、「南海トラフ地震」という。）」について、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（以下、「愛知県被害予測調査」という。）」の結果を平成 26 年 5 月に公表した。これらの調査では、今後想定される南海トラフ地震により、国や県の従前の想定を大きく上回る被害となるおそれがあることが示されている。国民の生命、身体及び財産を保護するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「南海トラフ地震特別措置法」という。）」に基づき、中央防災会議は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を策定し、南海トラフ沿いの地域において 100～150 年の周期で発生している大規模地震に対して、ハード・ソフト対策を有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進するものとしている。また、南海トラフ地震特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、南海トラフ地震の震度 6 弱以上の地域を対象として、瀬戸市をはじめとした愛知県内全市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」として平成 26 年 3 月 28 日に指定されている。

本市は沿岸から離れた立地であることから津波による被害は想定されていないものの、強い揺れ、液状化、建物被害、人的被害についてはリスクを考慮した対応が必要である。

1) 強い揺れ、液状化に伴う被害

本市においては、約91%が震度5強、約9%に当たる市域が震度6弱の地域として想定されている。震度、液状化危険度ともに愛知県全域で見ると比較的危険度の低いエリアに立地している。

表 強い揺れ、液状化に伴う被害

	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
【震度分布図】		
【液状化危険度分布図】		

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果（平成26年5月）250mメッシュ

2) 建物被害・人的被害

建物被害（全壊・焼失）の想定について、過去地震最大モデルでは、揺れ・液状化・急傾斜地崩壊等による建物の全壊被害が各約 10 棟、浸水・津波による全壊被害はわずかで、地震火災による消失は約 10 棟である。また、理論上最大想定モデルでは、揺れによる全壊が約 200 棟、液状化による全壊が約 10 棟、急傾斜地崩壊等による全壊が約 30 棟、浸水・津波による全壊がわずかで、地震火災による焼失が約 90 棟となっている。

人的被害（死者）の想定について、過去地震最大モデルでは、建物倒壊、浸水・津波、急傾斜地崩壊等、地震火災の死者といった被害は、それぞれわずかである。また、理論上最大想定モデルでは、建物倒壊で約 10 人、浸水・津波、急傾斜地崩壊等、地震火災による死者といった被害は、それぞれわずかの想定となっている。

地震・津波により想定される被害

【被害想定】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
最大震度	6 弱	6 強
最大津波高	—	—
最短津波到達時間（津波高 30 cm）	—	—
浸水面積（浸水深 1 cm 以上）	—	—

【建物被害（全壊・焼失）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約 10 棟	約 200 棟
液状化による全壊	約 10 棟	約 10 棟
浸水・津波による全壊	被害わずか（5 棟未満）	被害わずか（5 棟未満）
急傾斜地崩壊等による全壊	約 10 棟	約 30 棟
地震火災による消失	約 10 棟	約 90 棟
合 計	約 40 棟	約 300 棟

注 1) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別で想定した 3 ケースのうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース（冬夕方 18 時）を記載している。

注 3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別、季節時間帯別に複数想定したうち県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース（地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方 18 時）を記載している。

【人的被害（死者）】

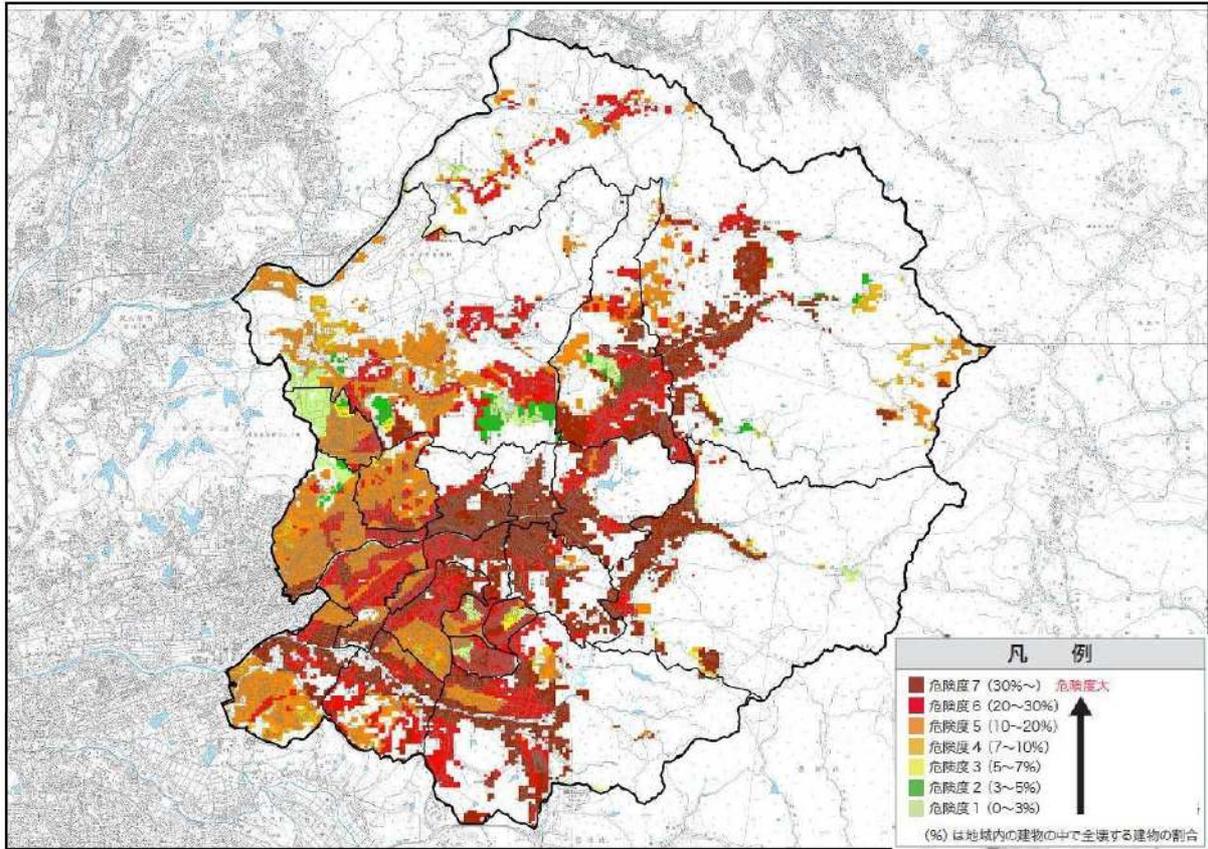
地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊による死者	被害わずか（5 人未満）	約 10 人
（うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	被害わずか（5 人未満）	被害わずか（5 人未満）
浸水・津波による死者	被害わずか（5 人未満）	被害わずか（5 人未満）
（うち自力脱出困難）	被害わずか（5 人未満）	被害わずか（5 人未満）
（うち逃げ遅れ）	被害わずか（5 人未満）	被害わずか（5 人未満）
急傾斜地崩壊等による死者	被害わずか（5 人未満）	被害わずか（5 人未満）
地震火災による死者	被害わずか（5 人未満）	被害わずか（5 人未満）
合 計	被害わずか（5 人未満）	約 20 人

注 1) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別で想定した 3 ケースのうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬深夜 5 時）を記載している。

注 3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別、季節時間帯別に複数想定したうち県全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬深夜 5 時）を記載している。

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果（平成 26 年 5 月）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したのもである。(承認番号 平 19 総複、第 1158 号)

図 地震による建物倒壊危険度

出典：瀬戸市建築物耐震改修促進計画（改訂） 想定データ 7

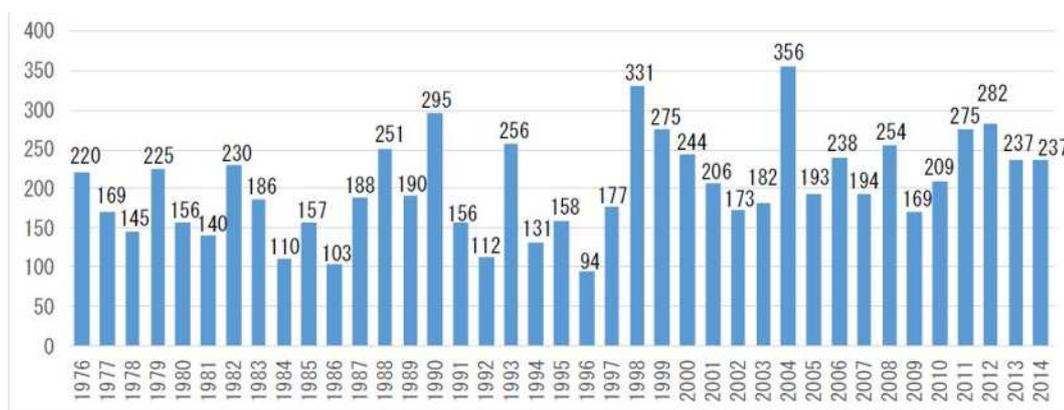
2.2.3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

1) 洪水・内水

① 洪水・内水の概要

近年、全国的に短時間集中豪雨の発生回数が増加傾向にある。短時間集中豪雨は河川の氾濫、内水氾濫のリスクを増加させる。平成 27 (2015) 年 9 月の関東・東北豪雨では、台風 17・18 号の影響で南から湿った空気が長時間にわたって流れ込み、幅 100km～200km の南北に伸びた降雨域の中に多数の線状降水帯が近接して発生したことにより、北・東日本太平洋側を中心に記録的な大雨となり、栃木県と茨城県を流れる鬼怒川で堤防が決壊するなど、関東・東北地方の広範囲で甚大な被害が発生した。また、平成 30 (2018) 年の西日本豪雨では、西日本を中心とした全国的に記録的な大雨により、岡山県では高梁川の支流が本流に合流する際に水がせき止められる「バックウォーター現象」等により水位が高い状態が長時間継続したこと等により、小田川等の堤防決壊が生じ、大規模な浸水被害が発生した。このように、短時間豪雨の発生回数や、洪水による被害は全国的に頻発し、増加傾向にある。また、下水道その他の排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水（内水）についても、頻繁に被害が発生している。愛知県内においても、1 時間あたりの降水量 50mm 以上の雨は過去 30 年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量 80mm 以上の雨は、1997 年、2000 年、2009 年、2013 年に 1 日ずつ、2008 年には 2 日観測されている。

このような中、本市は、平地部分が極めて少なく、庄内川、水野川、瀬戸川、矢田川を中心とする、西部の山地谷部から東部一帯において河川・内水氾濫に関してのリスクが



気象庁「過去の気象データ」により作成

図 全国における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数

出典：愛知県地域強靱化計画より抜粋

ある。このような状況より、持続可能な開発目標（SDGs）の目標 13「気候変動に具体的な対策を」のゴールに貢献する取組が重要といえることから、水路・調整池で排水機能が豪雨災害に対応していない箇所では、このことを踏まえた上で、河川整備を推進するとともに、水路・調整池等の面的排水施設や土地区画整理事業等の面的整備、公共下水道の耐震化・耐水化、老朽化対策の促進を図る必要がある。

② 河川の氾濫により想定される被害

本市で想定される洪水リスクについては、洪水浸水想定区域図（想定最大規模）によると、庄内川では想定される浸水深 3.0m 以上の区域があり、このようなエリアでは、高い建物の住民でも浸水深が深く、水が退くのに時間を要することも想定されるため、事前に避難所等の安全な場所に避難することが必要となる。

また、庄内川・矢田川では、平屋住宅または集合住宅 1 階の住民は、1 階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るような浸水深 0.5m～3.0m の区域があり、出水時の水位情報等にも注意し、避難所等の安全な場所に避難することが必要となる。

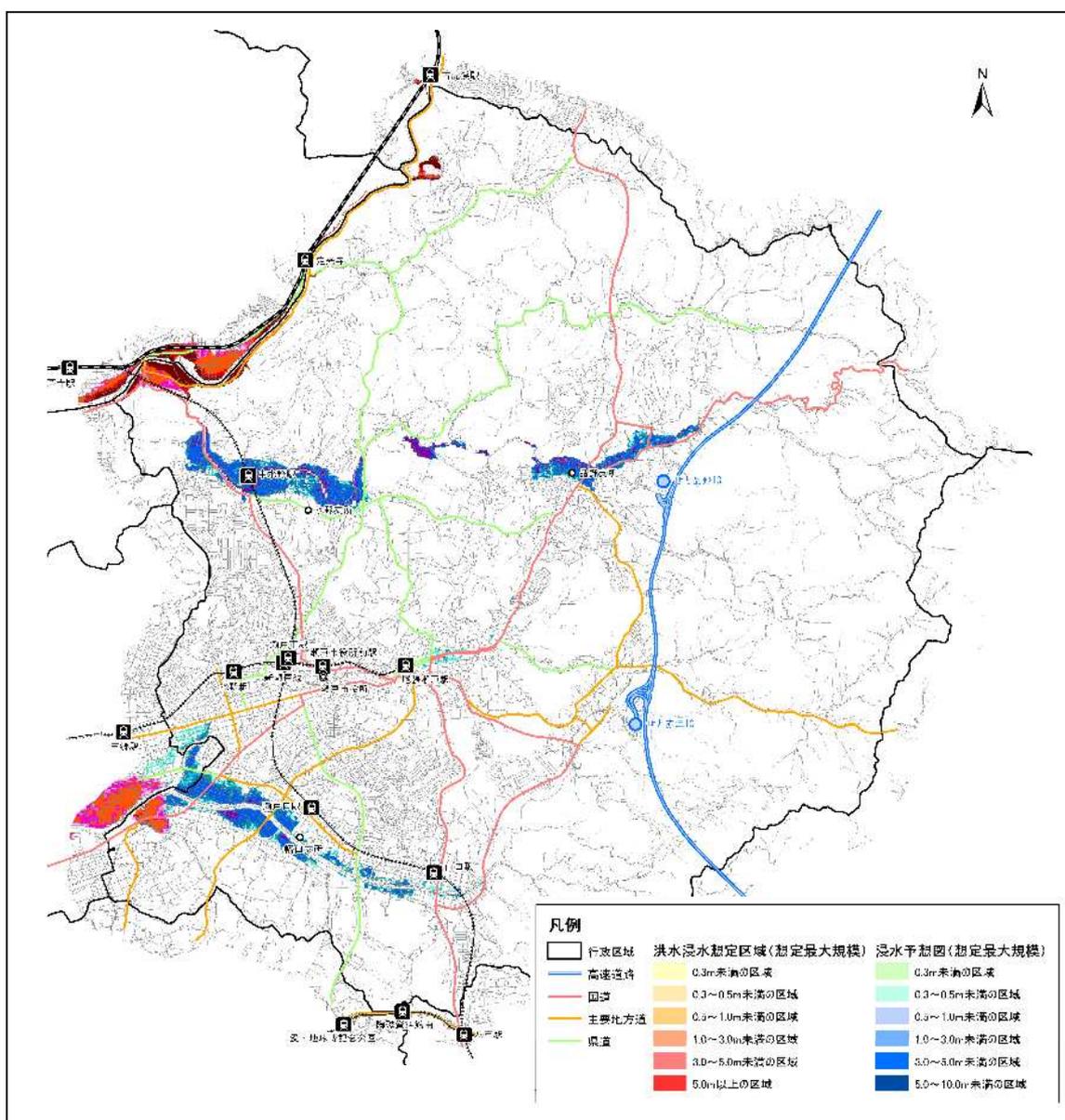


図 洪水浸水想定区域図

出典：庄内川・土岐川・矢田川浸水想定区域図（想定最大規模）、
矢田川・香流川浸水予想図（想定最大規模）

＜水害・土砂災害危険度の周知＞

本市では、阪神淡路大震災や東日本大震災を教訓に、防災・減災意識を高め、各家庭や地域における防災・減災対策に利用できるよう、「瀬戸市防災地区カルテ」及び「瀬戸市防災ガイドマップ」を作成している。「瀬戸市防災地区カルテ」では市の連区を基本として、18地区に分けてその災害危険度を3つの項目（社会条件、水害・土砂災害、地震災害）に分けて分析している。

「風水害の防災ガイドマップ」では、「水害・土砂災害危険度図」として、土砂災害の危険が高い地域と、水害の危険が高い地域を色分けで示し、指定緊急避難場所・指定避難所の位置を市内全域の地図に表示している。

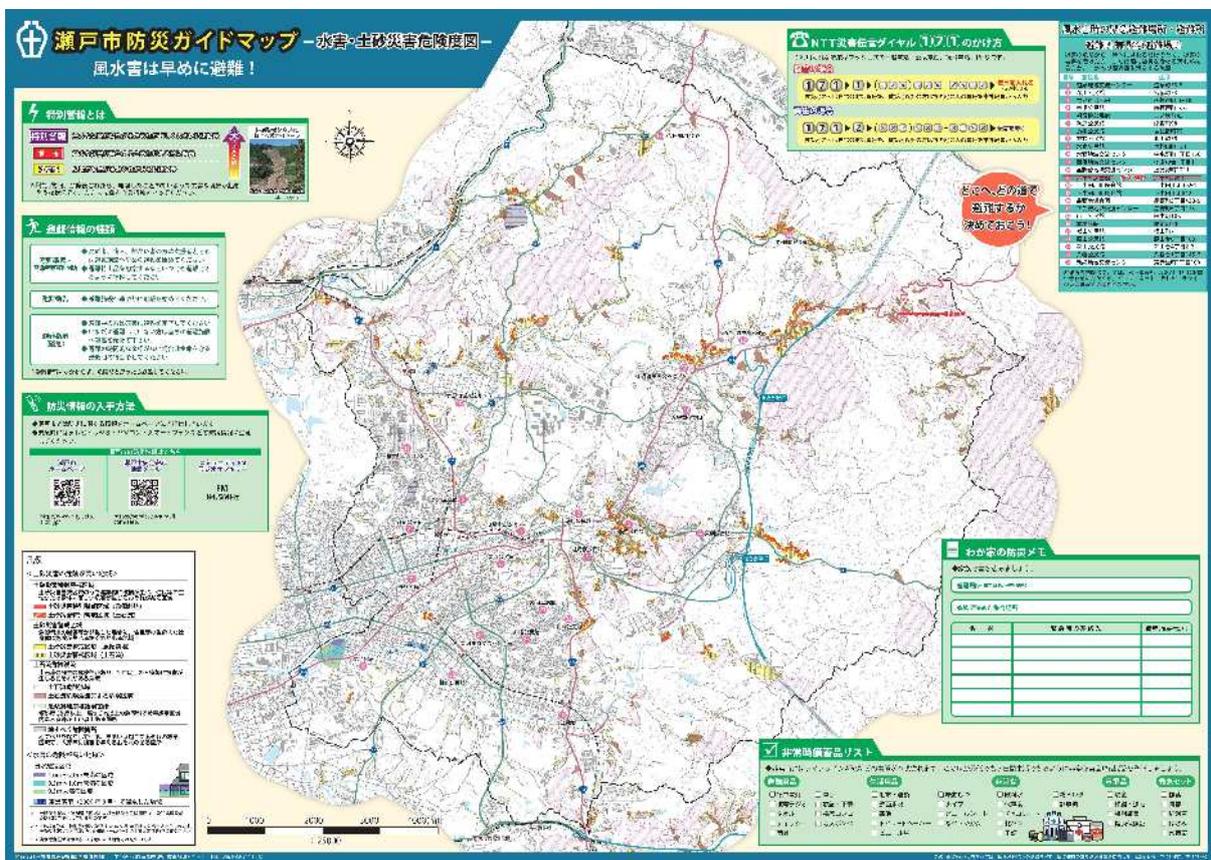


図 水害・土砂災害危険度図

出典：瀬戸市防災ガイドマップ（風水害）

2) 土砂災害

愛知県は 6 割以上が山地丘陵地で占められ、地質的にも脆弱な風化花崗岩類、第三紀層が多く分布し、また、中央構造線などの断層もあり、土砂災害の生じやすい特質を持っている。一方、土地利用についても山腹斜面やがけ地近くまで宅地化が進んでいるため、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。本市の地形は大部分が標高 100m~200m の低位丘陵地帯で占められており、平地部分が極めて少ないことから、急傾斜地等では土砂災害に留意する必要がある。

土砂災害は豪雨・台風だけでなく地震により発生することも留意する必要がある。平成 30（2018）年 9 月に発生した北海道胆振東部地震では、200 箇所を超える土砂災害が発生し、その崩壊面積は、明治以降、我が国において発生した主要な地震災害の中で最も多い 13.4 km² に達した。

本市の令和 2（2020）年 3 月の状況では、土石流による警戒区域が 108 箇所（うち特別警戒区域は 76 箇所）、急傾斜地の崩壊による警戒区域が 477 箇所（うち特別警戒区域は 440 箇所）となっている。

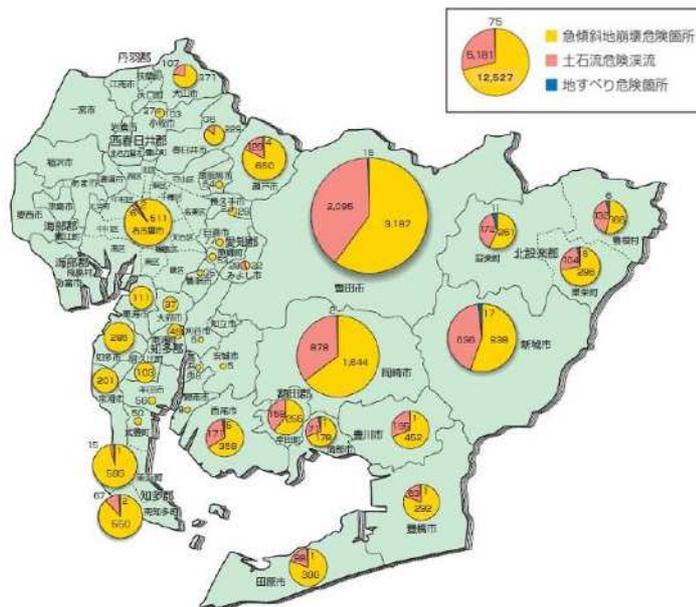


図 愛知県における土砂災害警戒区域等の指定

出典：愛知県地域強靱化計画より抜粋

表 瀬戸市における土砂災害警戒区域等の指定箇所数

土石流		急傾斜地の崩壊		合計	
警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域
108	76	477	440	585	516

出典：愛知県（2020年3月27日現在）

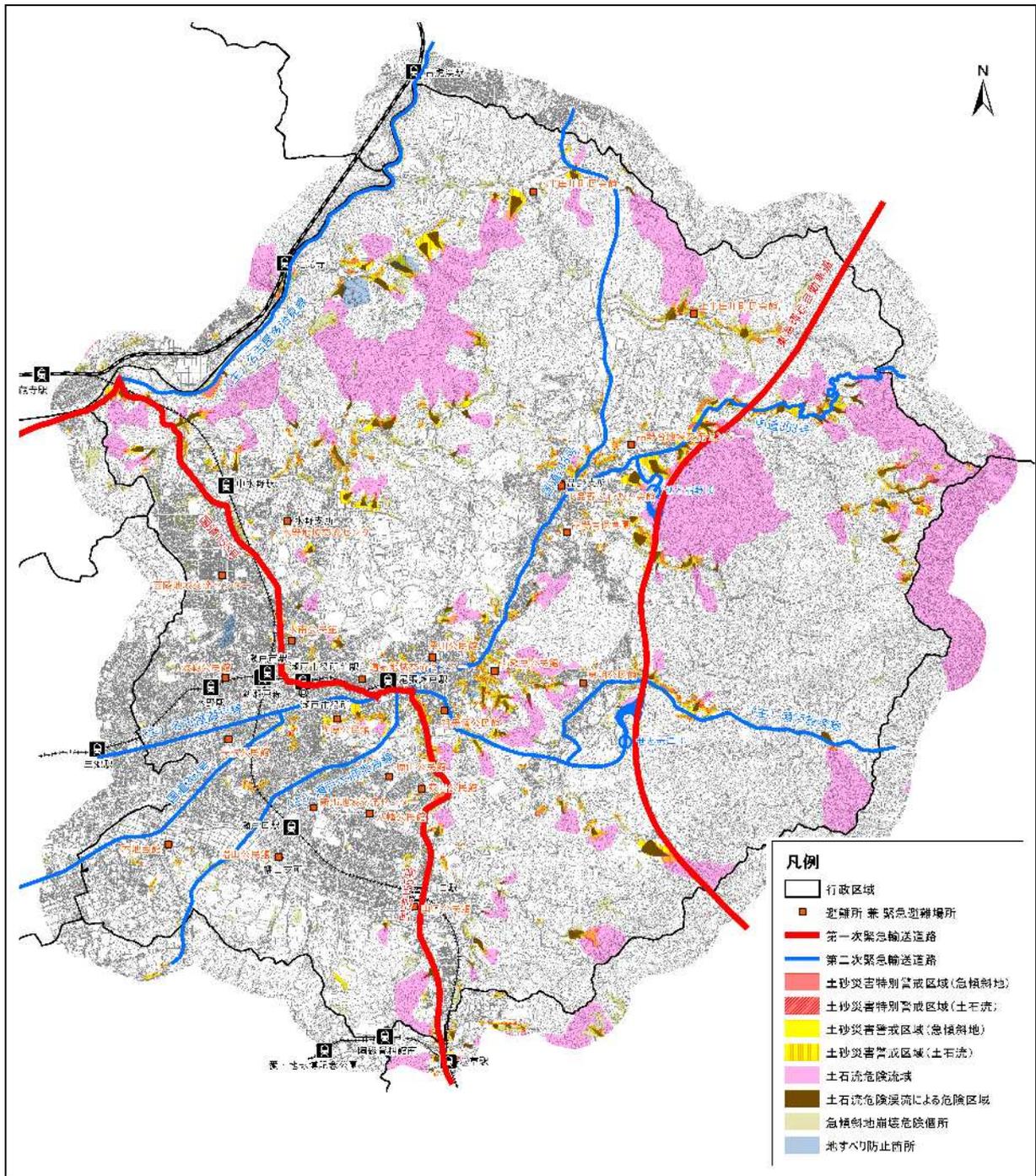


図 土砂災害警戒区域等

出典：愛知県砂防データ

3 瀬戸市の強靱化の基本的な考え方

3.1 瀬戸市地域強靱化計画の基本目標

基本法第 14 条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定する。

- I 市民の生命を最大限守る。
- II 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- III 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- IV 迅速な復旧復興を可能とする。

3.2 瀬戸市の強靱化を進める上での留意事項

国土強靱化基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「本市の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおり取りまとめる。

- ◇ 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証する。
- ◇ 短期的な視点によらず、長期的な視点を持って取り組む。
- ◇ ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的に取り組む。
- ◇ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に配慮する。

4 瀬戸市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

4.1 脆弱性の評価

4.1.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

前述の基本目標を達成し、瀬戸市の強靱化のために必要な事項を整理することを目的として、脆弱性評価を行った。

脆弱性評価に当たり、まず想定するリスクとして地震や豪雨等の大規模自然災害を考えた（あらゆる大規模自然災害の事前準備・事前防災を行うことを主旨として、少しでも発生確率がある大規模自然災害を対象とした）。次いで、愛知県地域強靱化計画をもとに、瀬戸市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と40の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱 3-2 県、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響 5-6 食料等の安定供給の停滞 5-7 異常湧水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 7-3 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃 7-5 農地・森林等の被害による市域の荒廃

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6 風評被害による地域経済等への甚大な影響

4.1.2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、11の個別施策分野及び4つの横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 老朽化対策
④ エネルギー	④ 産学官民・広域連携
⑤ 情報通信	
⑥ 産業・経済	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農林水産	
⑨ 市域保全	
⑩ 環境	
⑪ 土地利用	

4.1.3 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施した。評価結果は、別紙1のとおり。

4.2 推進すべき施策の方針

4.2.1 リスクシナリオごとの施策の推進方針

前項の脆弱性評価を踏まえ、設定したリスクシナリオごとの施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策を示す。

これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層の効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関するデータを共有する等、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(防災まちづくりの啓発活動の推進)

- 総合防災訓練の実施等により、大規模災害に対する意識や共助・公助の体制づくりを強める。【市・地域・民間】

(救助・救援等に係る体制強化)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、救出救助資機材の整備を推進する。【国・県・市】

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 防災拠点となる公共施設や学校施設等の天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。また、地域包括ケアシステムの構築・強化のために、介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進を図る。他方で、耐震性のある建物へ移転する等、児童クラブ施設の耐震化を図る。【県・市・民間】

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【県・市・民間】

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽空家・特定空家の解消とも連携した住宅の建て替え促進、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。また、整備から一定程度経過している菱野団地において、再生計画の推進（防災力の向上が図られる取組の推進）を図る。【県・市】

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や大規模盛土造成地における宅地の耐震化を促進するマップを公表し、施設等の所有者に啓発する等、施設等の安全性を向上させる。【市】

(アスベスト対策)

- 建築物の倒壊による健康被害を防止するために、民間建築物に対してのアスベスト対策を実施する。【市・民間】

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 緊急輸送道路をはじめとした道路橋りょうに対して耐震化や老朽化対策を推進する。【県・市】

(消防団等の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動を促進するため、地域防災の担い手の自主防災組織や自主防災リーダーの育成を強化することにより、地域防災力の向上を図る。【市・地域】

(行方不明者相談体制の整備・強化)

- 行方不明者に関する相談に対して迅速に対応できるように相談体制の整備・強化を進める。【市】

(近隣自治体等との連携)

- 市域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣自治体や国・県との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係自治体との連携を密なものにするるとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。【国・県・市】

【具体的施策】

- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 救出救助資機材等の整備の推進
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進
- ・ 学校施設の安全確保
- ・ 地域介護・福祉空間整備等の施設整備
- ・ 児童クラブ施設の耐震化
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
- ・ 民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進
- ・ 建築物の非構造部材等の耐震対策の促進
- ・ 民間木造住宅の耐震診断
- ・ 非木造住宅の耐震診断補助
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
- ・ 非木造住宅の耐震改修費補助
- ・ 民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助
- ・ ブロック塀の撤去補助
- ・ 耐震改修促進計画の改訂
- ・ 空家等の緊急対応修繕
- ・ 老朽空家等の解体補助
- ・ 木造住宅の解体工事費補助
- ・ 特定空家の代執行
- ・ 菱野団地再生計画の推進
- ・ 大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進
- ・ 民間建築物のアスベスト含有調査費補助
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・ 消防団員の確保
- ・ 行方不明者相談体制の整備・強化
- ・ 救出救助を担う機関との連携強化

【重要業績指標】

□ 民間木造住宅の耐震診断数

現状値：27 件/年（R1）→ 目標値：50 件/年（毎年度）

- 民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）
現状値：2件/年（R1）→ 目標値：5件/年（毎年度）
- 耐震シェルター整備件数
現状値：1件/年（R1）→ 目標値：1件/年（毎年度）
- 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数
現状値：なし（R1）→ 目標値：1件/年（毎年度）
- ブロック塀等の撤去費補助件数
現状値：3件/年（R1）→ 目標値：3件/年（毎年度）
- 老朽化空家等の解体補助件数
現状値：10件/年（R1）→ 目標値：10件/年（毎年度）
- 菱野団地再生に向けた中・長期計画の進捗率（公共交通人口カバー率 100%ほか）
現状値：なし（R1）→ 目標値：15%（R4）・30%（R5）
- 耐震性のない住宅の解体件数
現状値：1件/年（R1）→ 目標値：4件/年（毎年度）
- 総合防災訓練日における実施連区数
現状値：18連区（R1）→ 目標値：20連区（R3）・20連区（R4）・20連区（R5）
- 補修橋りょう数
現状値：4橋（R1）→ 目標値：6橋（R3）・7橋（R4）
- 耐震補強橋りょう数
現状値：2橋（R1）→ 目標値：1橋（R3）・3橋（R4）
- 幹線道路舗装修繕の施工延長
現状値：1,155m（R1）→ 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）
- 緊急消防援助隊施設整備補助金を活用した車両更新数
現状値：0台（R1）→ 目標値：1台（R2）・1台（R3）・1台（R4）
- 消防団員数
現状値：258人（R1）→ 目標値：268人（R2）・271人（R3）・274人（R4）・
277人（R5）

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- （水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等）
- 耐震性貯水槽を始めとする消防水利の確保や整備並びに火災予防・被害軽減のための取組を推進する。【市】

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。【市】

(防火防災対策の推進)

- 事業所における防火防災管理体制を充実・強化するため、防火対象物及び危険物施設に対して計画的に立入検査を実施し、発災時における火災の発生を抑えるとともに、適切な初期対応ができるようにすることで被害の軽減を図る。
また、一般住宅において、火気器具や電気器具の転倒等による出火を抑えるため、様々な行事や訓練等での機会を捉え、各家庭における減災対策の啓発に努める。【市】

【具体的施策】

- ・ 消防水利の整備の推進
- ・ 公園施設の整備、都市公園の安全・安心対策
- ・ 防火防災対策の推進

【重要業績指標】

- 市民1人当たりの都市公園面積
現状値：8.19 m²/人 (R1) → 目標値：8.70 m²/人以上 (R11)
- 防火水槽の耐震化
現状値：136 基 (R1) → 目標値：137 基 (R4)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急地震速報受信システムの活用訓練の実施及び防災ラジオによる緊急情報の確実な住民への伝達等の情報関係施策を推進する。【市・地域】

(災害対応力の強化)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、国や他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる受援体制の強化を図る。【国・県・市】

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 防災教育資料の作成・配布等により、学校（私立学校含む）における防災教育の取組支

援を図る。また、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練を推進するとともに、地域を越えた近隣自治体との連携による広域的な訓練等を実施する。【市・地域】

- 避難に関して、避難方法（避難所に避難すべきか、自宅での避難の方が安全か等）のルールづくりと周知を検討する。【市】

（水路、調整池等による面的排水施設の整備促進）

- 河川・内水氾濫に関してのリスクに備え、河川整備を推進するとともに、水路・調整池等の面的排水施設や土地区画整理事業等の面的整備に併せて排水施設整備を推進する。

【国・県・市】

（ため池の防災対策の推進）

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震化等に取り組むとともに、農業用ため池ハザードマップを更新する。【県・市】

（浸水想定区域の指定・見直し）

- 想定最大規模（L2）の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表すること等により、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る。【国・県・市】

（治水・浸水対策施設の整備等）

- 洪水に対して堤防背後地の被害が想定される箇所など、浸水被害軽減のため、河川改修の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報等を記載したハザードマップの作成・配付など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。【国・県・市】

【具体的施策】

- ・ 緊急情報の確実な伝達
- ・ 被災市町村への応援体制及び受援体制の整備
- ・ 防災教育啓発の充実
- ・ 河川・排水路整備の推進（瀬戸川（県）、南ヶ丘町（市）などの河川・排水路整備、矢田川・水野川（県）、大六川・赤津川（市）などの浚渫）
- ・ 中水野駅地区区画整理の推進
- ・ ため池の整備（ハザードマップ）の推進
- ・ ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池・新田洞池・陣田池・余床上池（県））
- ・ 洪水浸水想定区域の周知・啓発（ハザードマップ）

- ・浸水想定区域指定の周知（表示看板）
- ・河川情報等の提供
- ・防災ガイドマップの更新

【重要業績指標】

- 排水路の整備率

現状値：77%（H30）→ 目標値：91%（R4）

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（土砂災害対策の推進）

- 台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。【県・市】
- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性を住民へ周知し、警戒避難体制の整備を促進する。【県・市】

（ため池の防災対策の推進）（再掲）

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震化等に取り組むとともに、農業用ため池ハザードマップを更新する。【県・市】

【具体的施策】

- ・土石流対策砂防事業の推進（瀬戸川支川、水野川第12支川、中洞川（県））
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進（落合町、東郷町、西吉田町、藤四郎町、陶栄町、品野町8丁目、東権現町など）
- ・地すべり対策事業の推進
- ・住宅・建築物の土砂災害対策改修費補助
- ・大規模盛土造成地の変動予測調査
- ・土砂災害ハザードマップ更新
- ・防災ガイドマップの更新
- ・がけ地近接等危険住宅の移転事業の推進
- ・ため池の整備（ハザードマップ）の推進
- ・ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池・新田洞池・陣田池・余床上池（県））

【重要業績指標】

- 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所対策済件数
現状値：12箇所（R1）→ 目標値：1箇所（R4）
- 防災重点ため池耐震対策済件数
現状値：9池（R1）→ 目標値：1池（R5）

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

（死傷者の発生防止のための対策）

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の利活用を進めると共に、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予想されるとききの不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。【市】

【具体的施策】

- ・ 防災気象情報の利活用等による死傷者の発生防止の対策

- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(職員の家庭における地震対策の促進)

- 被災時の対応が不可欠となる職員の家庭において、地震対策を促進する。【市】

(食料・燃料等の備蓄)

- 初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備、防災備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能等の防災機能強化等を推進する。【市】
- 災害時の食料・応急生活物資等の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事業者等との平時からの連絡体制の構築や連携強化を図る。【市】
- 地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る。【市・民間】

(給食施設での炊き出し協力体制の構築)

- 発災後にライフラインが整っている小中学校の給食施設において、給食が再開されるまでの間、可能な範囲で避難者のための炊き出しを実施する。また、委託業者とも協力体制を構築する。【市・民間】

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や都市計画道路等の幹線道路整備を進めるとともに、幹線道路の無電柱化や一般市道の整備、建物等が密集する市街地の整備等を推進する。【国・県・市・民間】

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と併せ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保には、まず住宅・建築物等が大きく損傷しないよう耐震化を進める。【県・市】

(水道施設の耐震化の推進)

- 配水池及び災害拠点病院へ至る経路を含む主要な配水管については、耐震化対策を推進する。また、浄水場については、県水によるバックアップ体制を強化し、安定供給を図

る。【市】

- 地震等災害時において、必要な水道水量を確保するための実効性のある計画策定等を推進する。【市】

(迅速な道路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な道路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。【国・県・市】
- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。【市】

(インフラ老朽化対策等の推進)

- インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。被災地での飲料水や物資等を確保するために、水道老朽管の更新や道路施設等の老朽化対策を推進する。【市】

(避難所におけるエネルギー確保)

- 避難所（公民館等の風水害の避難所含む）において、停電を補う発電施設等のエネルギー確保を検討する。【市】

【具体的施策】

- ・ 職員の家庭における地震対策の促進
- ・ 防災資機材の整備・充実
- ・ 家庭内備蓄の促進
- ・ 給食施設での炊き出し協力体制の構築
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
- ・ 耐震改修促進計画の改訂
- ・ 瀬戸川文化プロムナード市街地整備（道路・護岸工事）
- ・ 幹線道路の無電柱化の推進
- ・ 幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
- ・ 一般市道の整備
- ・ 民間木造住宅の耐震診断
- ・ 非木造住宅の耐震診断補助
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）

- ・非木造住宅の耐震改修費補助
- ・水道施設の耐震化の推進
- ・必要な水道量確保のための計画策定
- ・災害時の道路被害情報共有の強化
- ・大規模災害時における道路啓開の連携強化
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・水道老朽管更新の推進
- ・避難所（公民館等の風水害の避難所含む）におけるエネルギー確保の検討

【重要業績指標】

- 防災備蓄計画における目標達成数量（防災資機材購入）
現状値：33品目中17品目達成（R1）→目標値：毎年度1～2品目達成
- 水道老朽管（CIP・VP）の延長
現状値：老朽管（CIP・VP）の延長約44km（R1）→目標値：毎年度4km更新
- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：4橋（R1）→目標値：6橋（R3）・7橋（R4）
- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：2橋（R1）→目標値：1橋（R3）・3橋（R4）
- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,155m（R1）→目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）
- 陣屋線第2期整備率
現状値：0%（R1）→目標値：100%（R7）
- 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし（R1）→目標値：1件/年（毎年度）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（市民への確実な情報の伝達）

- 災害時に正確な情報を、確実に市民へ伝達するために、防災行政無線デジタル化整備等の情報伝達施策を推進する。【市】

（孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進）

- 孤立地域が発生した場合に機動的に対応ができるように、緊急輸送道路の耐震化を推進

する。【県・市】

(要援護者情報の把握)

- 要援護者情報を把握するために、災害時支援台帳及び在宅医療介護連携システム等の活用を進める。【市】

(孤立可能性のある集落との通信の確保等)

- 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備や、孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための集落と市役所との通信の確保・伝達項目の共有等を推進する。【国・県・市】

【具体的施策】

- ・ 防災行政無線デジタル化の整備
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・ 要援護者情報の把握
- ・ 孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供
- ・ 孤立可能性のある集落と市役所等との通信の確保
- ・ 孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有

【重要業績指標】

- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：4 橋（R1）→ 目標値：6 橋（R3）・7 橋（R4）
- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：2 橋（R1）→ 目標値：1 橋（R3）・3 橋（R4）
- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,155m（R1）→ 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）
- デジタル化行政無線を使用した通信訓練
現状値：なし（R1）→ 目標値：1 回/年（毎年度）

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 消防職員・消防団員の教育・訓練の充実強化等により、迅速な救助・救急活動等に向け

た災害対応力強化を図るとともに、消防施設・装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、防火水槽の耐震化を図る等、消防水利の確保を進める。【市】

(応援部隊の受援体制等の整備)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、国や他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる受援体制の強化を図る。【国・県・市】

(防災活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 防災活動拠点となる公共施設の耐災害性をさらに強化する。【市】

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団の充実強化を図るとともに、自主防災組織の活動の活性化や地域コミュニティ等の連携の促進を図る。【市・地域】

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。【市】

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する。【県・市】

(災害対策拠点における非常用発電設備の強化)

- 市庁舎、消防署及び地域の災害対策拠点となる施設に対し、発災時の電源確保のため、蓄電システムなど非常用電源設備の導入を検討する。【市】

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。【県・市】

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化を推進する。【県・市】

【具体的施策】

- ・ 消防職員・消防団員の教育内容の充実強化
- ・ 救助活動を行う消防本部職員の災害対応力の強化
- ・ 消防団の施設・設備の充実
- ・ 消防装備の整備の推進
- ・ 消防水利の整備の推進
- ・ 救出救助資機材等の整備の推進
- ・ 緊急消防援助隊の受援体制の強化
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
- ・ 耐震改修促進計画の改訂
- ・ 地域と連携した消防機能の強化
- ・ 自主防災組織の活動の活性化支援
- ・ 消防団員の確保
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・ 災害対策拠点における非常用発電設備の強化
- ・ 民間木造住宅の耐震診断
- ・ 非木造住宅の耐震診断補助
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
- ・ 非木造住宅の耐震改修費補助
- ・ 民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助
- ・ 民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進

【重要業績指標】

- 防火水槽の耐震化（再掲）
現状値：136基（R1）→ 目標値：137基（R4）
- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：4橋（R1）→ 目標値：6橋（R3）・7橋（R4）
- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：2橋（R1）→ 目標値：1橋（R3）・3橋（R4）
- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,155m（R1）→ 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）
- 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1件/年（毎年度）

- 緊急消防援助隊施設整備補助金を活用した車両更新数（再掲）
現状値：0 台（R1）→ 目標値：1 台（R2）・1 台（R3）・1 台（R4）
- 消防団を中心とした地域防災訓練の実施
現状値：100%（20 連区/20 連区）（R1）→ 目標値：100%（20 連区/20 連区）を維持（毎年度）
- 消防団員数（再掲）
現状値：258 人（R1）→ 目標値：268 人（R2）・271 人（R3）・274 人（R4）・277 人（R5）

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

（帰宅困難者等の受け入れ態勢の確保）

- 膨大な帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となりうる小学校及び中学校の大規模改造工事・長寿命化改良工事や、防災資機材の確保等を推進する。【市】

（帰宅困難者対策の推進）

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報など帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。【市】
- 大規模災害発生時には、駅等に多数の人を集中させないように、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校（小中学校）・事業所での食料や飲料水等の備蓄を進めるなど、事業者等の理解を図る。【市】

【具体的施策】

- ・ 防災資機材の整備・充実
- ・ 小学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
- ・ 中学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
- ・ 災害時の道路被害情報共有の強化
- ・ BCP 等における帰宅困難者等への対応ルールの整備

【重要業績指標】

- 防災備蓄計画における目標達成数量（防災資機材購入）（再掲）
現状値：33 品目中 17 品目達成（R1）→ 目標値：毎年度 1～2 品目達成
- 小学校の大規模改修工事箇所数
現状値：なし（R1）→ 目標値：1 校（R2）・2 校（R3）

□ 中学校の大規模改修工事箇所数

現状値：なし（R1）→ 目標値：1校（R2）・2校（R3）

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、防災拠点の機能維持や消防車両等への石油燃料が確保できる体制を強化する。【市・民間】

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や都市計画道路等の幹線道路整備や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、災害時の道路被害情報共有強化を進める。【国・県・市・民間】
- 救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、「災害時における応急対策用資機材の賃借に関する協定書」に基づく確認を定期的実施する他、市内の物流事業者とも情報交換を行い、食料・物資の配送等についての連絡や協力体制を構築する。【市・民間】

（住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進）

- 多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。【県・市】

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。【市・民間】

（医療リソースの供給体制の確立）

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立に取り組む。【県・市・民間】

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保を図る。また、医療機関との協力体制を確立して、災害時における医師等の医療従事者の確保や医療救護所の設置を行う等、医療救護活動が迅速かつ円滑に機能するように努める。【市・民間】

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。【市・民間】

【具体的施策】

- ・ 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
- ・ 幹線道路の無電柱化の推進
- ・ 幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
- ・ 耐震改修促進計画の改訂
- ・ 民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進
- ・ 災害時の道路被害情報共有の強化
- ・ 大規模災害時における道路啓開の連携強化
- ・ 物資輸送機能の確保
- ・ 民間木造住宅の耐震診断
- ・ 非木造住宅の耐震診断補助
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
- ・ 非木造住宅の耐震改修費補助
- ・ 民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助
- ・ 住宅の減災化の推進
- ・ 災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備
- ・ 救急救命士の処置範囲拡大
- ・ 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備
- ・ 災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保
- ・ 災害時の心のケア活動
- ・ 在宅酸素療養者への対応
- ・ 緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備

【重要業績指標】

- 陣屋線第2期整備率（再掲）
現状値：0%（R1）→ 目標値：100%（R7）
- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：4橋（R1）→ 目標値：6橋（R3）・7橋（R4）
- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：2橋（R1）→ 目標値：1橋（R3）・3橋（R4）
- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,155m（R1）→ 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）
- 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1件/年（毎年度）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（住宅・建築物の耐震化の推進）

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。【県・市】

（下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実）

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道BCPの充実を推進する。【市】

（衛生環境の確保等）

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持を図る。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。【市】
- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。【市】

（避難所となる施設の衛生環境の確保）

- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つための取組を進める。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる

方策を計画する。【市】

- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるように取組を進める。【市・民間】
- 自然災害と感染症の複合災害を想定した防災訓練を実施する等、ソフト的な対応を検討する。【市・地域】
- 車内避難に対する施策として、エコノミークラス症候群を発生させないための知識の普及等について検討する。【市】

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療活動を支える取組を着実に推進する。【市】

【具体的施策】

- ・ 民間木造住宅の耐震診断
- ・ 非木造住宅の耐震診断補助
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
- ・ 非木造住宅の耐震改修費補助
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
- ・ 耐震改修促進計画の改訂
- ・ 公共下水道 BCP の充実
- ・ 下水道施設の耐震化の推進（管路改良：西部処理区・水野処理区）
- ・ 西部浄化センター整備の推進
- ・ 合併処理浄化槽の設置整備の促進
- ・ 災害医療機能の確保と災害医療調整機能の強化

【重要業績指標】

- 西部処理区重要幹線管渠耐震化対策距離
現状値：22.2/23.2km（R1）※R1 実績なし→ 目標値：23.2/23.2km
- 重要幹線人孔液状化対策数
現状値：なし（R1）→ 目標値：11 基
- 重要水管橋の耐震化数
現状値：なし（R1）→ 目標値：1 橋
- 合併浄化槽への転換基数
現状値：4 基（R1）→ 目標値：18 基（毎年度）
- 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1 件/年（毎年度）

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。【市】
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。【市・地域】

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や減災化（耐震シェルター普及等）等を進める。また、収容力の低下を防ぐために、指定避難所とされている公共施設の長寿命化や安全確保等を進める。【県・市】

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル（瀬戸市：令和元年6月）」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの改修など、避難所としての防災機能を強化する。また、「災害時における生活環境安全対策マニュアル（愛知県：平成26年3月）」等の周知を図る。【県・市】

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進すること等により、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行う。【市・地域】

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者・子どもや障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制（必要に応じて広域的な支援体制含む）の構築を図る。その他、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な

施設等の体制を構築する。【市・民間】

- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。【市】

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築) (再掲)

- 災害時において要配慮者に対し緊急に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。【市・民間】

(介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進)

- 災害時において要配慮者に対して適切な対応ができるように、地域包括ケアシステムの構築を継続するとともに介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修を推進する。
【市・民間・地域】

(保健医療機能の確保等)

- 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする。【市・民間】
- かかりつけ医が被災した場合においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。【市・民間】
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。また、災害時の保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しを行う。【市・民間】

(避難地におけるマンホールトイレの整備)

- 避難地の生活環境向上のため、下水道供用済の小中学校の避難地にマンホールトイレの整備などの取組を促進する。【市】

(アスベスト対策)

- 健康被害を防止するために、アスベスト対策を実施する。【市】

(災害時に地域で活動できる人材の育成)

- 平常時から防災意識を高め、災害時に活動できる「防災人材」を育成するために、継続的に「せと市民防災塾」を開講する。【市】
- 小・中学校、高校の児童・生徒を対象に、防災講演会等の開催を通して防災啓発に努め、防災人材の育成を図る。さらに地域住民、市民団体との協働により、学校における防災キャンプ、防災運動会などのイベント開催を通して防災意識の向上に資する取組を推進する。【市・地域】

- 自主防災リーダーの養成講座（女性リーダー含む）をはじめ、家具転倒防止対策やその他防災・減災をテーマとした出前講座の機会を設け、防災人材の育成を推進する。【市・地域】
-

【具体的施策】

- ・生活相談対応の充実
- ・被災住宅の応急修理に係る体制の整備
- ・民間木造住宅の耐震診断
- ・非木造住宅の耐震診断補助
- ・民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
- ・非木造住宅の耐震改修費補助
- ・民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助
- ・要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
- ・空家等の緊急対応修繕
- ・ブロック塀の撤去補助
- ・耐震改修促進計画の改訂
- ・老朽空家等の解体補助
- ・木造住宅の解体工事費補助
- ・特定空家の代執行
- ・小学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
- ・中学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
- ・小学校校舎トイレ改修工事の推進
- ・中学校校舎トイレ改修工事の推進
- ・小学校屋内運動場トイレ改修工事の推進
- ・中学校屋内運動場トイレ改修工事の推進
- ・学校施設の安全確保
- ・「災害時における生活環境安全対策マニュアル」の周知
- ・避難行動要支援者の支援体制の整備の推進
- ・災害時要配慮者の避難生活の支援
- ・障害の特性に応じた災害情報の提供体制の整備
- ・外国人に対する災害支援体制の整備
- ・災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備
- ・地域介護・福祉空間整備等の施設整備
- ・災害時保健活動体制の整備の促進
- ・管路の建設（西部処理区、水野処理区）の推進
- ・民間建築物のアスベスト含有調査費補助

【重要業績指標】

- 小学校の大規模改修工事箇所数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1校（R2）・2校（R3）
- 中学校の大規模改修工事箇所数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1校（R2）・2校（R3）
- 民間木造住宅の耐震診断数（再掲）
現状値：27件/年（R1）→ 目標値：50件/年（毎年度）
- 民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）（再掲）
現状値：2件/年（R1）→ 目標値：5件/年（毎年度）
- 耐震シェルター整備件数（再掲）
現状値：1件/年（R1）→ 目標値：1件/年（毎年度）
- 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1件/年（毎年度）
- ブロック塀等の撤去費補助件数（再掲）
現状値：3件/年（R1）→ 目標値：3件/年（毎年度）
- 老朽化空家等の解体補助件数（再掲）
現状値：10件/年（R1）→ 目標値：10件/年（毎年度）
- 耐震性のない住宅の解体件数（再掲）
現状値：1件/年（R1）→ 目標値：4件/年（毎年度）
- 指定避難所におけるマンホールトイレの設置数
現状値：なし（R1）→ 目標値：32基
- 「災害時における生活環境安全対策マニュアル」の周知（総合防災訓練避難所開設訓練時に周知）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1回/年（毎年度）
- 訪日外国人向け防災教室
現状値：1回/年（R1）→ 目標値：1回/年（毎年度）
- せと市民防災塾の参加者数（年間）
現状値：なし（R1）→ 目標値：360名（毎年度）

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(緊急交通路の確保)

- 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制を早期に構築する。【県】

(警察施設の機能強化)

- 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を促す。【県】

(災害時防犯体制の強化)

- 大規模災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平時から自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。【市・地域】

【具体的施策】

- ・ 地域における防犯活動強化の推進

3-2 県、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄（必要に応じて、市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況を見直し）、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア（災害時の心のケア活動に関する研修会の実施等含む）、職員の家庭における地震対策の促進、新規採用職員の防災意識の向上、職員への防災人材育成プログラムの実施などの体制強化を図る。また、本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上を図る。【県・市】

(業務継続計画の作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的をもった

合同訓練等を継続する。【県・市】

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化・安全確保等を促進する。【県・市】

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する。【県・市】

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。【県・市・民間】

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を策定し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。【県・市】

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。【県・市】
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や市外の自治体からの応援を迅速・効果的に受け入れる体制を整備する。また、自治体間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する。【市】

(国・県との連携強化)

- 国、県、防災関係機関、市民の連携による地震想定防災訓練を実施する等、国・県との連携強化・情報共有を図る態勢づくりを促進する。【国・県・市・地域】

(道路の防災対策等)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震対策や無電柱化を進める。【県・市】

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。学校施設について安全対策の観点から、経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する。【県・市】

【具体的施策】

- ・職員訓練の実施
- ・発災時の職員のメンタルケアの体制の確保
- ・職員の家庭における地震対策の促進
- ・職員の参集時における取り組みの強化
- ・防災部門機能の充実・強化
- ・新規採用職員の防災意識の向上
- ・職員への防災人材育成プログラムの実施
- ・本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上
- ・BCPの見直し
- ・市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し
- ・外部委託業務の継続性の確保
- ・防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
- ・復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定
- ・被災市町村への応援体制及び受援体制の整備
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・小学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
- ・中学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
- ・公共施設等の非構造部材等の耐震対策の促進
- ・学校施設の安全確保

【重要業績指標】

- 小学校の大規模改修工事箇所数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1校（R2）・2校（R3）
- 中学校の大規模改修工事箇所数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1校（R2）・2校（R3）
- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：4橋（R1）→ 目標値：6橋（R3）・7橋（R4）

- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：2 橋（R1） → 目標値：1 橋（R3）・3 橋（R4）
- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,155m（R1） → 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）
- 新規採用職員研修内での防災講演実施回数
現状値：1 回（R1） → 目標値：1 回（R3）・1 回（R4）・1 回（R5）
- 職員への防災人材育成プログラムの実施回数
現状値：3 回（R1） → 目標値：3 回（R3）・3 回（R4）・3 回（R5）

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備やBCPの見直しを図る。【市】

(民間事業者との連携による燃料の確保)(再掲)

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。【市・民間】

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る。また、防災訓練等による通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。【市】

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化を進める。【市】

(災害情報の収集体制の整備)

- 災害情報は迅速かつ正確に収集することが重要であり、職員による災害情報の収集活動を始め、デジタルタワーに設置されている消防高所監視カメラ等を活用する等、情報収集体制を整える。【市】

(防災拠点の機能強化)

- 災害時に行政から正確な情報が確実に市民へ伝えられるように、防災行政無線デジタル化整備等の防災拠点の機能強化を図る。【市】

【具体的施策】

- ・BCPの見直し
- ・防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
- ・民放ラジオ難聴区域の解消
- ・地震の発生を前提とした通信設備の運用
- ・道路橋りょう予防保全(橋りょう補修工事)の推進
- ・道路橋りょう予防保全(橋りょう耐震補強工事)の推進

- ・道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・災害情報の収集体制の整備
- ・防災行政無線デジタル化の整備

【重要業績指標】

- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：4橋（R1）→ 目標値：6橋（R3）・7橋（R4）
- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：2橋（R1）→ 目標値：1橋（R3）・3橋（R4）
- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,155m（R1）→ 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（多様な情報提供の手段の確保）

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるように防災行政無線デジタル化整備を進める等、多様な情報提供の手段の確保を図る。【市】

（災害対応業務の標準化）

- 大規模自然災害発生時には、国や地方公共団体、関連事業者等が相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。【市】

（道路被害情報共有の強化）

- 大規模自然災害時の道路被害情報共有の強化を図る。【市】

（水防テレメータシステムの整備）

- 県等と連携して河川情報等の提供を行う等、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。【国・県・市・民間】

【具体的施策】

- ・防災行政無線デジタル化の整備
- ・災害対応業務の標準化
- ・災害時の道路被害情報共有の強化

・河川情報等の提供

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(実践的な防災訓練の実施)

- 災害時に主体的で適切な避難行動等ができるように、実践的な防災訓練等による啓発・訓練等の取組を推進する。また、市域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・市民の連携による地震想定での防災訓練等の取組を推進する。【国・県・市・民間・地域】

(職員の家庭における地震対策の促進)

- 情報収集・提供の主要な主体である職員の家庭における地震対策を促進する。【市】

(救助・救援等に係る体制強化) (再掲)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、救出救助資機材の整備を推進する。【国・県・市】

(効果的な教育・啓発の実施)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知、防災マニュアルの充実、イベント等に防災啓発、地震体験車による啓発など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。【県・市】

(避難の円滑化・迅速化)

- 被災時に円滑で迅速な避難ができるように、住宅・建築物の耐震改修を促進する。また、避難行動要支援者や外国人等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、事前の取組の充実を促す。【県・市】

(情報伝達手段・体制の確保)

- 甚大な災害が発生した場合は、避難情報、道路情報、交通情報、停電情報等の生活関連情報を市から早期で確実に市民へ伝達できるように、瀬戸市安全安心情報メールの登録啓発の促進や、防災行政無線デジタル化整備等の防災拠点の機能強化を図る。また、緊

急地震速報受信システムの活用訓練を実施する等、情報機能の強化を図る。【市】

(情報伝達手段の多様化の推進)

- Jアラートの自動起動機の活用や防災行政無線のデジタル化の推進など、多面的な施策を着実に推進する。【市】

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、道路の雪寒対策や道路橋の耐震補強等を行う。また、道路被害の情報を迅速に一般道路利用者に提供するとともに、道路啓開のための連携強化を図る。【国・県・市】

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 想定最大規模(L2)の洪水・内水に係る浸水想定区域図の作成・公表や災害教訓の伝承、洪水浸水想定区域や雨水出水浸水想定区域を指定・公表すること等により、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。【県・市】

【具体的施策】

- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 職員の家庭における地震対策の促進
- ・ 救出救助を担う機関との連携強化
- ・ 救出救助資機材等の整備の推進
- ・ 防災教育啓発の充実
- ・ 効果的な教育・啓発の実施
- ・ 防災マニュアルの充実
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
- ・ 耐震改修促進計画の改訂
- ・ 民間木造住宅の耐震診断
- ・ 非木造住宅の耐震診断補助
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
- ・ 非木造住宅の耐震改修費補助
- ・ 民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助
- ・ 住宅の減災化の推進
- ・ 外国人に対する災害支援体制の整備
- ・ B C Pの見直し

- ・緊急情報の確実な伝達
- ・防災行政無線デジタル化の整備
- ・情報伝達手段の多様化の推進
- ・災害時の道路被害情報共有の強化
- ・大規模災害時における道路啓開の連携強化
- ・道路の雪寒対策の推進
- ・洪水浸水想定区域の周知・啓発（ハザードマップ）

【重要業績指標】

- 瀬戸市安全安心情報メールの登録者数
現状値：5,080 件（R1）→ 目標値：7,000 件（R3）・8,000 件（R4）・9,000 件（R5）
- 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1 件/年（毎年度）
- 民間木造住宅の耐震診断数（再掲）
現状値：27 件/年（R1）→ 目標値：50 件/年（毎年度）
- 民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）（再掲）
現状値：2 件/年（R1）→ 目標値：5 件/年（毎年度）
- 耐震シェルター整備件数（再掲）
現状値：1 件/年（R1）→ 目標値：1 件/年（毎年度）
- 地震体験車による地元イベント参加回数
現状値：1 回（R1）→ 目標値：3 回（R3）・3 回（R4）・3 回（R5）
- 訪日外国人向け防災教室
現状値：1 回/年（R1）→ 目標値：1 回/年（毎年度）
- 安定サービス提供率（自動発信電話システム）
現状値：なし（R1）→ 目標値：100%（R3）・100%（R4）・100%（R5）
- 安定サービス提供率（テレフォンサービス）
現状値：なし（R1）→ 目標値：100%（R3）・100%（R4）・100%（R5）

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(道路ネットワークの整備、災害対策の推進)

- 本市の経済活動において重要な陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備や緊急輸送道路にも位置づけられている重要路線の橋りょうの予防保全等を推進するとともに、幹線道路の無電柱化を推進する。【県・市・民間】

(個別企業 BCP 策定等の促進)

- 中小企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。【民間・国・県・市】

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）の枠組みを活用し、災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する防災対策施設等整備を促進する。【民間・国・県・市】
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。【国・県・市】
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。【民間・国・県・市】

【具体的施策】

- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・ 幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
- ・ 幹線道路の無電柱化の推進
- ・ 事業所の防災対策の促進
- ・ 中小企業の事業継続の促進
- ・ 平常時からの企業への啓発の実施

【重要業績指標】

- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：4 橋（R1）→ 目標値：6 橋（R3）・7 橋（R4）
- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：2 橋（R1）→ 目標値：1 橋（R3）・3 橋（R4）

陣屋線第2期整備率（再掲）

現状値：0%（R1）→ 目標値：100%（R7）

コーディネーターによる支援記録作成件数（中小企業の事業継続の促進）

現状値：199件（R1）→ 目標値：200件（毎年度）

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（調達体制や配備状況の見直し）

○ 市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直しを進める。【市】

（燃料供給ルートの確保）

○ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化等を着実に進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持する。【県・市・民間】

（民間事業者との連携による燃料の確保）（再掲）

○ 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。【市・民間】

【具体的施策】

- ・市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保

【重要業績指標】

補修橋りょう数（再掲）

現状値：4橋（R1）→ 目標値：6橋（R3）・7橋（R4）

耐震補強橋りょう数（再掲）

現状値：2橋（R1）→ 目標値：1橋（R3）・3橋（R4）

幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）

現状値：1,155m（R1）→ 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(有害物質等の流出防止対策)

- 火災・煙・有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化等対策を促進する。【県・市】
- 平時から有害物質保有事業所に対し、大規模災害発生時の二次災害対策の構築の指導を行う。【市】
- 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、関係機関、地域住民等への情報の伝達手段を構築する。【市】

(重要産業施設等の自衛消防力の強化)

- 工業団地や有害物質保有事業所は、施設の損壊や有害物質の流出、危険物質の爆発等二次災害の発生により事業者や周辺住民に著しい被害が発生するおそれがあることから、自衛消防隊を組織し強化することで、災害時の二次災害防止対策を進める。【市】

【具体的施策】

- ・有害物質等の流出防止対策の促進
- ・重要産業施設等の自衛消防力の強化

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 災害時の代替性を確保する観点から陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備を推進する。【県・市】
- 基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため瀬戸川文化プロムナード等の市街地整備を推進する。【県・市】
- 道路橋りょう予防保全等による、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ老朽化対策を着実に進める。【県・市】

【具体的施策】

- ・幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
- ・幹線道路の無電柱化の推進
- ・瀬戸川文化プロムナード市街地整備（道路・護岸工事）
- ・道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進

【重要業績指標】

- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）

現状値：1,155m（R1）→ 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）

- 陣屋線第2期整備率（再掲）

現状値：0%（R1）→ 目標値：100%（R7）

5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

（金融機関における防災対策の推進）

- 全ての主要な金融機関、郵便局等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促進する。【市・民間】

【具体的施策】

- ・金融機関における防災対策の推進

5-6 食料等の安定供給の停滞

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を組み合わせた、総合的な防災・減災対策を推進する。【県・市】

（サプライチェーン輸送モードの強化）

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。【国・県・市】

【具体的施策】

- ・ため池の整備（ハザードマップ）の推進
- ・ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池・新田洞池・陣田池・余床上池（県））
- ・農道橋の保全対策

- ・サプライチェーンの災害対応力の強化
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進

【重要業績指標】

- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：4 橋（R1）→ 目標値：6 橋（R3）・7 橋（R4）
- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：2 橋（R1）→ 目標値：1 橋（R3）・3 橋（R4）
- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,155m（R1）→ 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）

5-7 異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（水の安定供給）

- 大規模自然災害発生時において、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするための対策を検討する。【市】

【具体的施策】

- ・災害時の必要水道量の確保
- ・必要水道量確保のための計画作成
- ・用排水路整備工事
- ・ため池の整備（ハザードマップ）の推進
- ・ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池・新田洞池・陣田池・余床上池（県））

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（石油燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。【市・民間】

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。【民間】
- 災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。【市・民間】
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取替を計画的に促進するとともに、市や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。【県・市・民間】

【具体的施策】

- ・ 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
- ・ ライフライン関係機関との連携の推進
- ・ LP ガス確保のための体制の整備

【重要業績指標】

- 総合防災訓練（ライフライン関係機関との連携訓練）の実施回数
現状値：0回（R1）→ 目標値：1回（R3）・1回（R4）・1回（R5）

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設の耐震化の推進）（再掲）

- 配水池及び災害拠点病院へ至る経路を含む主要な配水管については、耐震化対策を推進する。また、浄水場については、県水によるバックアップ体制を強化し、安定供給を図る。【市】
- 地震等災害時において、必要な水道水量を確保するための実効性のある計画策定等を推

進する。【市】

(水道施設の老朽化対策の推進)

- 水道施設の老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備された水道施設が今後一斉に老朽化することが課題となっている。被災地での飲料水を確保するために、水道老朽管の更新を推進する。【市】

【具体的施策】

- ・ 水道施設の耐震化の推進
- ・ 必要な水道量確保のための計画策定
- ・ 水道老朽管更新の推進

【重要業績指標】

- 水道老朽管 (CIP・VP) の延長 (再掲)

現状値：老朽管 (CIP・VP) の延長約 44 km (R1) → 目標値：毎年度 4km 更新

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

- 公共下水道施設及びし尿処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策等を推進する。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP を充実する。【市】

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽及び汲取便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。【市】

【具体的施策】

- ・ 西部浄化センター整備の推進
- ・ 下水道施設の耐震化の推進 (管路改良：西部処理区・水野処理区)
- ・ クリーンセンター施設整備の推進
- ・ 合併処理浄化槽の設置整備の促進

【重要業績指標】

- 西部処理区重要幹線管渠耐震化対策距離 (再掲)

現状値：22.2/23.2km (R1) ※R1 実績なし → 目標値：23.2/23.2km

- 重要幹線人孔液状化対策数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：11 基
- 重要水管橋の耐震化数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1 橋
- 合併浄化槽への転換基数（再掲）
現状値：4 基（R1）→ 目標値：18 基（毎年度）

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

（輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や代替性確保のため、陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備や一般市道の整備を推進する。また、道路橋りょう予防保全等による、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ老朽化対策を着実に進める。【市】

【具体的施策】

- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・瀬戸川文化プロムナード市街地整備（道路・護岸工事）
- ・幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
- ・一般市道の整備

【重要業績指標】

- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：4 橋（R1）→ 目標値：6 橋（R3）・7 橋（R4）
- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：2 橋（R1）→ 目標値：1 橋（R3）・3 橋（R4）
- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,155m（R1）→ 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）
- 陣屋線第2期整備率（再掲）
現状値：0%（R1）→ 目標値：100%（R7）

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道 BCP の充実) (再掲)

- 公共下水道施設及びし尿処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策等を推進する。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP を充実する。【市】

【具体的施策】

- ・西部浄化センター整備の推進
- ・下水道施設の耐震化の推進 (管路改良：西部処理区・水野処理区)

【重要業績指標】

- 西部処理区重要幹線管渠耐震化対策距離 (再掲)
現状値：22.2/23.2km (R1) ※R1 実績なし→ 目標値：23.2/23.2km
- 重要幹線人孔液状化対策数 (再掲)
現状値：なし (R1) → 目標値：11 基
- 重要水管橋の耐震化数 (再掲)
現状値：なし (R1) → 目標値：1 橋

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、体制及び装備資機材や教育体制の充実強化を図る。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。【市・地域】

(消防水利の確保)

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、防火水槽の耐震化を進める。【市】

(消防団員の確保)

- 災害時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を推進する。【市】

(消防団の充実強化の促進等) (再掲)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団の充実強化を図るとともに、自主防災組織の活動の活性化や地域コミュニティ等の連携の促進を図る。【市・地域】

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクを小さくするために延焼防止効果のある道路や公園等の整備を推進する。火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。【市】
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。【市】

(災害対応力の向上)

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋りょうの耐震補強を進める。【市】

(災害時に地域で活動できる人材の育成) (再掲)

- 平常時から防災意識を高め、災害時に活動できる「防災人材」を育成するために、継続的に「せと市民防災塾」を開講する。【市】
- 小・中学校、高校の児童・生徒を対象に、防災講演会等の開催を通して防災啓発に努め、防災人材の育成を図る。さらに地域住民、市民団体との協働により、学校における防災キャンプ、防災運動会などのイベント開催を通して防災意識の向上に資する取組を推進

する。【市・地域】

- 自主防災リーダーの養成講座（女性リーダー含む）をはじめ、家具転倒防止対策やその他防災・減災をテーマとした出前講座の機会を設け、防災人材の育成を推進する。【市・地域】

（遺体の処理体制の構築）

- 地震の発生により、死者や身元不明の遺体が発生した場合に、適切な遺体対応が困難になることを防ぐため、火葬場の相互応援に係る協定に基づく体制整備等を進める。【市・民間】

【具体的施策】

- ・ 救出救助資機材等の整備の推進
- ・ 消防職員・消防団員の教育内容の充実強化
- ・ 消防水利の整備の推進
- ・ 消防団の施設・設備の充実
- ・ 消防団員の確保
- ・ 地域と連携した消防機能の強化
- ・ 自主防災組織の活動の活性化支援
- ・ 幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
- ・ 公園施設の整備、都市公園の安全・安心対策
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・ 道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・ 防災人材の育成とネットワーク化の推進
- ・ 遺体の処置体制の構築

【重要業績指標】

- 防火水槽の耐震化（再掲）
現状値：136基（R1）→ 目標値：137基（R4）
- 陣屋線第2期整備率（再掲）
現状値：0%（R1）→ 目標値：100%（R7）
- 市民1人あたりの都市公園面積（再掲）
現状値：8.19 m²/人（R1）→ 目標値：8.70 m²/人以上（R11）
- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：4橋（R1）→ 目標値：6橋（R3）・7橋（R4）

- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：2 橋（R1）→ 目標値：1 橋（R3）・3 橋（R4）
- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,155m（R1）→ 目標値：3,074m（R3）・2,655m（R4）
- 緊急消防援助隊施設整備補助金を活用した車両更新数（再掲）
現状値：0 台（R1）→ 目標値：1 台（R2）・1 台（R3）・1 台（R4）
- 消防団を中心とした地域防災訓練の実施（再掲）
現状値：100%（20 連区/20 連区）（R1）→ 目標値：100%（20 連区/20 連区）を維持（毎年度）
- 消防団員数（再掲）
現状値：258 人（R1）→ 目標値：268 人（R2）・271 人（R3）・274 人（R4）・277 人（R5）
- せと市民防災塾の参加者数（年間）
現状値：なし（R1）→ 目標値：360 名（毎年度）

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（沿道の住宅・建築物の耐震化の促進）

- 沿道の住宅・建築物、ブロック塀については、所有者の耐震化や減災化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震化・減災化を促進するため、耐震化等の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。また、計画目標年度が近づいている瀬戸市耐震改修促進計画を改訂する。【県・市】

（危険な空き家の除却の推進）

- 危険な空き家の除却を推進する。【市】

（アスベスト対策）（再掲）

- 建築物の倒壊による健康被害を防止するために、民間建築物に対してのアスベスト対策を実施する。【市】

（地下埋設物の耐震化等の推進）

- 地下埋設物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあることから、下水道施設等の地下埋設物の耐震化・老朽化対策を推進する。【市】

【具体的施策】

- ・ 民間木造住宅の耐震診断
- ・ 非木造住宅の耐震診断補助
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
- ・ 非木造住宅の耐震改修費補助
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
- ・ 民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進
- ・ 空家等の緊急対応修繕
- ・ ブロック塀の撤去補助
- ・ 耐震改修促進計画の改訂
- ・ 老朽空家等の解体補助
- ・ 木造住宅の解体工事費補助
- ・ 特定空家の代執行
- ・ 民間建築物のアスベスト含有調査費補助
- ・ 下水道施設の耐震化の推進（管路改良：西部処理区・水野処理区）

【重要業績指標】

- 民間木造住宅の耐震診断数（再掲）
現状値：27 件/年（R1）→ 目標値：50 件/年（毎年度）
- 民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）（再掲）
現状値：2 件/年（R1）→ 目標値：5 件/年（毎年度）
- 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1 件/年（毎年度）
- ブロック塀等の撤去費補助件数（再掲）
現状値：3 件/年（R1）→ 目標値：3 件/年（毎年度）
- 老朽化空家等の解体補助件数（再掲）
現状値：10 件/年（R1）→ 目標値：10 件/年（毎年度）
- 耐震性のない住宅の解体件数（再掲）
現状値：1 件/年（R1）→ 目標値：4 件/年（毎年度）
- 西部処理区重要幹線管渠耐震化対策距離（再掲）
現状値：22.2/23.2km（R1）※R1 実績なし→ 目標値：23.2/23.2km
- 重要幹線人孔液状化対策数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：11 基

7-3 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の防災対策の推進)

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震診断や耐震化等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップの更新やその他の基幹的農業水利施設の耐震化を推進するなど総合的な対策を実施する。【県・市】

【具体的施策】

- ・用排水路整備工事
- ・ため池の整備（ハザードマップ）の推進
- ・ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池・新田洞池・陣田池・余床上池（県））

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃

(石綿飛散防止対策)

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。【市・民間】

【具体的施策】

- ・民間建築物のアスベスト含有調査費補助
- ・石綿飛散防止対策の周知

7-5 農地・森林等の被害による市域の荒廃

(適切な森林の整備・保全)

- 森林計画制度の円滑な運営を図る。【国・県・市】

(自然との共生の推進)

- 農地被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。【市】

【具体的施策】

- ・適切な森林整備のための台帳管理
 - ・鳥獣による農作物被害の防止対策
-

【重要業績指標】

- 台帳更新件数（適切な森林整備のための台帳管理）
現状値：26 件/年 ※ R1 から実施（R1） → 目標値：40 件（毎年度）
- 鳥獣による農作物被害の防止対策による被害面積・金額の減少
現状値：1,599 千円/ 254a（H30） → 目標値：1,439 千円/ 229a（R2）・
1,279 千円/ 203a（R3）・
1,118 千円/ 177a（R4）・
1,001 千円/ 159a（R5）

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(住宅・建築物の耐震化の促進等)

- 住宅・建築物の耐震化を進める等、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する。【県・市】

(災害廃棄物処理体制の構築)

- 災害により発生する大量の廃棄物を円滑に処理し、発災後に迅速な復旧・復興を図るために、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む。【市・民間】

【具体的施策】

- ・ 民間木造住宅の耐震診断
- ・ 非木造住宅の耐震診断補助
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
- ・ 非木造住宅の耐震改修費補助
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
- ・ 民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進
- ・ 耐震改修促進計画の改訂

【重要業績指標】

- 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし（R1）→ 目標値：1件/年（毎年度）

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 被災時に、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける等の役割を果たす災害ボランティアコーディネーターの確保を図る等、ボランティアによる適切な支援（外国人に対する災害支援含む）が行われるよう、関係者が連携し災害ボランティアの円滑な受入体制を強化する。また、災害ボランティアコーディネーターのフォローアップを行う。【市・民間】
- ボランティア団体等や産官学との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。【市・民間】

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。また、南海トラフ地震防災対策計画を作成する。【市】
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の組織による活動等により、地域住民同士の絆を強める。【市・地域】

【具体的施策】

- ・ 災害ボランティアコーディネーター養成講座
- ・ 外国人に対する災害支援体制の整備
- ・ 災害ボランティアの円滑な受け入れ
- ・ 防災人材の育成とネットワーク化の推進
- ・ 復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定
- ・ 南海トラフ地震防災対策計画の作成
- ・ 事前復興まちづくりの取組の推進
- ・ 被災住宅の応急修理に係る体制の整備

【重要業績指標】

- 災害ボランティアコーディネーター新規登録者数
現状値：24人 ※登録者数は103人（R1）
→ 目標値：30人（R3）・30人（R4）・30人（R5）
- 訪日外国人向け防災教室
現状値：1回/年（R1）→ 目標値：1回/年（毎年度）
- せと市民防災塾の参加者数（年間）
現状値：なし（R1）→ 目標値：360名（毎年度）

8-3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(自宅居住による生活再建の促進)

- 地震・水害・風害により被災した住家に対する被害調査を迅速かつ的確に実施するため、住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。また、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実

施体制の整備を推進する。【市】

- 住家の被害認定により半壊等の認定を受け、災害救助法に基づく応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなる者のうち、自らの資力で修理を行うことができない者に対して、速やかに応急修理を実施できるよう体制整備を進める。【市・民間】

(応急仮設住宅の建設体制の整備)

- 応急仮設住宅を迅速に建設するため、愛知県の応急仮設住宅建設マニュアルに基づき、実施体制の整備や建設候補地台帳を更新する。【市】

(罹災証明書の早期発行)

- 被災後の生活再建に向けて重要な証明となる罹災証明書を早期に発行できる体制の整備に取り組む。【市】

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。【市・民間】

(公園緑地整備の推進)

- 被災時において、一時的な居住スペースとしても活用できるように、公園緑地施設の安全・安心対策事業を進める。【市】

【具体的施策】

- ・住家の被害認定調査員の養成
- ・被災住宅の応急修理に係る体制の整備
- ・被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備
- ・被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備
- ・応急仮設住宅建設に係る体制の整備
- ・罹災証明書の早期発行
- ・既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保
- ・公園施設の整備、都市公園の安全・安心対策

【重要業績指標】

- 愛知県家屋被害認定士新規登録者数

現状値：19人 (R1) → 目標値：25人 (R3)・28人 (R4)・31人 (R5)

□ 市民1人あたりの都市公園面積（再掲）

現状値：8.19 m²/人（R1） → 目標値：8.70 m²/人以上（R11）

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（文化財の耐災害性強化の推進）

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高める。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める。【市】

【具体的施策】

- ・ 指定・登録文化財の保全
- ・ 無形・有形民俗文化財の保全
- ・ 天然記念物の環境保全
- ・ 文化財防災台帳の整備と耐震対策の推進

【重要業績指標】

- 恒久保存のための修理・耐震工事实績数
現状値：0件（R1） → 目標値：1件（R3）・1件（R4）・5件（R5）
- 保持・保有団体の活動実績（無形・有形民俗文化財の保全）
現状値：4件（R1） → 目標値：4件（毎年度）
- 保護・保有団体の活動実績（天然記念物の環境保全）
現状値：3件（R1） → 目標値：3件（毎年度）
- 台帳の情報を拡充した件数
現状値：3件（R1） → 目標値：23件（R3）・25件（R4）・38件（R5）

8-5 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(復興体制や手順の検討等)

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。【市】
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。【市】

【具体的施策】

- ・ 住家の被害認定調査員の養成

【重要業績指標】

- 愛知県家屋被害認定士新規登録者数（再掲）
現状値：19人（R1）→ 目標値：25人（R3）・28人（R4）・31人（R5）

8-6 風評被害による地域経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【市】

4.2.2 個別分野ごとの施策の推進方針

15の施策分野（11の個別施策分野／4の横断的分野）で分類した推進方針（施策の策定に係る基本的指針、長期的な施策）を以下に示す。これらの推進方針、8つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を施策分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有する等、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

（1）個別施策分野

①行政機能／警察・消防等／防災教育等（個別施策分野）

（地方行政機関等の機能維持）

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄（必要に応じて、市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況を見直し）、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア（災害時の心のケア活動に関する研修会の実施等含む）、職員の家庭における地震対策の促進、新規採用職員の防災意識の向上、職員への防災人材育成プログラムの実施などの体制強化を図る。また、本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上を図る。

（国・県との連携強化）

- 国、県、防災関係機関、市民の連携による地震想定での防災訓練を実施する等、国・県との連携強化・情報共有を図る体制づくりを促進する。

（継続的・実践的な防災訓練や防災教育等の推進等）

- 防災教育資料の作成・配布等により、学校（私立学校含む）における防災教育の取組支援を図る。
- 災害時に主体的で適切な避難行動等ができるように、地域の自治組織等を通じた、総合防災訓練・実践的な防災訓練等による啓発・訓練等の取組、共助・公助の体制づくりを推進する。また、市域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・市民の連携による地震想定での防災訓練等の取組を推進する。
- 避難に関して、避難方法（避難所に避難すべきか、自宅での避難の方が安全か等）のルールづくりと周知を検討する。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

- 防災拠点となる公共施設や学校施設等の天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、

ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。また、地域包括ケアシステムの構築・強化のために、介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進を図る。他方で、耐震性のある建物へ移転する等、児童クラブ施設の耐震化を図る。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知、防災マニュアルの充実、イベント等に防災啓発、地震体験車による啓発など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

(救助・救援等に係る体制強化・災害対応力の強化)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、救出救助資機材の整備を推進する。また、国や他自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる受援体制の強化を図る。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽を始めとする消防水利の確保や整備並びに火災予防・被害軽減のための取組を推進する。

(情報通信関係施策の推進)

- 甚大な災害が発生した場合は、避難情報、道路情報、交通情報、停電情報等の生活関連情報を市から早期で確実に市民へ伝達できるように、瀬戸市安全安心情報メールの登録啓発の促進や、防災行政無線デジタル化整備等の防災拠点の機能強化を図る。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急地震速報受信システムの活用訓練の実施及び防災ラジオによる緊急情報の確実な住民への伝達等の情報関係施策を推進する。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備やBCPの見直しを図る。

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る。また、防災訓練等による通信機器や非常用電源の

使用方法の習熟を図る。

(防災活動拠点施設の耐災害性の強化、見直し・確保)

- 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止等のシナリオを踏まえた上で、防災活動拠点となる公共施設の耐災害性をさらに強化する。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化・安全確保等を促進する。

(災害対策拠点における非常用発電設備の強化)

- 市庁舎、消防署及び地域の災害対策拠点となる施設に対し、発災時の電源確保のため、蓄電システムなど非常用電源設備の導入を検討する。

(調達体制や配備状況の見直し)

- 市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直しを進める。

(食料・燃料等の備蓄)

- 初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備、防災備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能等の防災機能強化等を推進する。
- 災害時の食料・応急生活物資等の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事業者等との平時からの連絡体制の構築や連携強化を図る。
- 地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る。

(給食施設での炊き出し協力体制の構築)

- 発災後にライフラインが整っている小中学校の給食施設において、給食が再開されるまでの間、可能な範囲で避難者のための炊き出しを実施する。また、委託業者とも協力体制を構築する。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保（防災拠点の機能維持や災害応急活動を実施するための燃料を確保）できる体制

を強化する。また、ガス等のその他の燃料においても、確保のための協定の締結や円滑な運搬のための体制を整備する。

(災害対応の体制・資機材強化)

- 消防職員・消防団員の教育・訓練の充実強化等により、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を図るとともに、消防施設・装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、防火水槽の耐震化を図る等、消防水利の確保を進める。

(救助・救援等に係る体制強化)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、救出救助資機材の整備を推進する。

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団の充実強化を図るとともに、自主防災組織の活動の活性化や地域コミュニティ等の連携の促進を図る。

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する。

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、体制及び装備資機材や教育体制の充実強化を図る。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

(警察施設の機能強化)

- 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を促す。

(緊急交通路の確保)

- 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制を早期に構築する。

(被災者の生活支援等)

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施方策を検討する。また、避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための高齢者等の要配慮者世帯の見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する観点を踏まえ、復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢を検討する。

(避難生活における要配慮者支援)

- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
- 高齢者・子どもや障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制（必要に応じて広域的な支援体制含む）の構築を図る。その他、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進すること等により、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行う。

(行方不明者相談体制の整備・強化)

- 行方不明者に関する相談に対して迅速に対応できるように相談体制の整備・強化を進める。

(帰宅困難者等の受け入れ態勢の確保)

- 膨大な帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となりうる小学校及び中学校の大規模改造工事・長寿命化改良工事や、防災資機材の確保等を推進する。

(業務継続計画の作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続する。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する。

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を策定し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。

(行政職員の不足への対応)

- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、行政職員の不足に対応するため、国や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制（自治体間の応援協定の締結や受援計画の策定などによる業務継続体制）を整備する。

(職員の家庭における地震対策の促進)

- 情報収集・提供の主要な主体、被災時の対応が不可欠となる職員の家庭において、地震対策を促進する。

(死傷者の発生防止のための対策)

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の利活用を進めると共に、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予想されるとき不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 被災時に、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける等の役割を果たす災害ボランティアコーディネーターの確保を図る等、災害ボランティアの円滑な受入体制を強化する。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。また、南海トラフ地震防災対策計画を作成する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の組織による活動等により、地域住民同士の絆を強める。

(遺体の処理体制の構築)

- 地震の発生により、死者や身元不明の遺体が発生した場合に、適切な遺体対応が困難になることを防ぐため、火葬場の相互応援に係る協定に基づく体制整備等を進める。

②住宅・都市（個別施策分野）

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の倒壊による死傷者や避難者の発生の抑制、緊急輸送路等を確保するために、住宅・建築物の耐震化を進める。また、耐震化を進めること等により、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する。
- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。学校施設について安全対策の観点から、経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。また、地域包括ケアシステムの構築・強化のために、介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進を図る。他方で、耐震性のある建物へ移転する等、児童クラブ施設の耐震化を図る。
- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物、沿道の住宅・建築物、ブロック塀について、耐震化・減災化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。その他、住宅・建築物の耐震化については、危険な老朽空家・特定空家の解消とも連携した住宅の建て替え促進、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する他、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。また、整備から一定程度経過している菱野団地において、再生計画の推進（防災力の向上が図られる取組の推進）を図る。

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や減災化（耐震シェルター普及等）等を進める。また、収容力の低下を防ぐために、指定避難所とされている公共施設の長寿命化や安全確保等を進める。
- 計画目標年度が近づいている瀬戸市耐震改修促進計画を改訂する。

（電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等）

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や大規模盛土造成地における宅地の耐震化を促進するマップを公表し、施設等の所有者に啓発する等、施設等の安全性を向上させる。

（アスベスト対策）

- 建築物の倒壊による健康被害を防止するために、民間建築物に対してのアスベスト対策を実施する。

（水路、調整池等による面的排水施設の整備促進）

- 河川・内水氾濫に関してのリスクに備え、河川整備を推進するとともに、水路・調整池等の面的排水施設や土地区画整理事業等の面的整備に併せて排水施設整備を推進する。

（土砂災害対策の推進）

- 台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。
- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性を住民へ周知し、警戒避難体制の整備を促進する。

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備や、避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。

（防火防災対策の推進）

- 事業所における防火防災管理体制を充実・強化するため、防火対象物及び危険物施設に対して計画的に立入検査を実施し、発災時における火災の発生を抑えるとともに、適切な初期対応ができるようにすることで被害の軽減を図る。
また、一般住宅において、火気器具や電気器具の転倒等による出火を抑えるため、様々な行事や訓練等での機会を捉え、各家庭における減災対策の啓発に努める。

(水道施設の耐震化の推進)

- 配水池及び災害拠点病院へ至る経路を含む主要な配水管については、耐震化対策を推進する。また、浄水場については、県水によるバックアップ体制を強化し、安定供給を図る。
- 地震等災害時において、必要な水道水量を確保するための実効性のある計画策定等を推進する。

(下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、公共下水道施設及びし尿処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策等を推進する。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP を充実する。

(交通施設の防災対策等)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や重要路線の橋りょうの予防保全等による老朽化対策、災害時の代替性の確保に資する陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備や基幹的な交通ネットワークの機能停止の回避に資する瀬戸川文化プロムナード等の市街地整備を進めるとともに、幹線道路の無電柱化や一般市道の整備、建物等が密集する市街地の整備、道路啓開に向けた連携強化、災害時の道路被害情報共有強化等を推進する。
- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋りょうの耐震補強を進める。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、「災害時における応急対策用資機材の賃借に関する協定書」に基づく確認を定期的実施する他、市内の物流事業者とも情報交換を行い、食料・物資の配送等についての連絡や協力体制を構築する。

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。
- 災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取替を計画的に促進するとともに、市や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

(避難の円滑化・迅速化)

- 避難行動要支援者や外国人等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、事前の取組の充実を促す。

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル(瀬戸市：令和元年6月)」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの改修など、避難所としての防災機能を強化する。また、「災害時における生活環境安全対策マニュアル(愛知県：平成26年3月)」等の周知を図る。

(公園緑地整備の推進)

- 被災時において、一時的な居住スペースとしても活用できるように、公園緑地施設の安全・安心対策事業を進める。

(避難所におけるエネルギー確保)

- 避難所(公民館等の風水害の避難所含む)において、停電を補う発電施設等のエネルギー確保を検討する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報など帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。
- 大規模災害発生時には、駅等に多数の人を集中させないよう、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校(小中学校)・事業所での食料や飲料水等の備蓄を進めるなど、事業者等の理解を図る。
- 膨大な帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞り場所となりうる小学校及び中学校の大規模改造工事・長寿命化改良工事や、防災資機材の確保等を推進する。

(応急仮設住宅の建設体制の整備)

- 応急仮設住宅を迅速に建設するため、愛知県の応急仮設住宅建設マニュアルに基づき、実施体制の整備や建設候補地台帳を更新する。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、民間賃貸

住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 地震・水害・風害により被災した住家に対する被害調査を迅速かつ的確に実施するため、住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。また、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。
- 住家の被害認定により半壊等の認定を受け、災害救助法に基づく応急修理を行うことによつて避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなる者のうち、自らの資力では修理を行うことができない者に対して、速やかに応急修理を実施できるよう体制整備を進める。

(被災者の生活支援等)

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

(罹災証明書の早期発行)

- 被災後の生活再建に向けて重要な証明となる罹災証明書を早期に発行できる体制の整備に取り組む。

(災害廃棄物処理体制の構築)

- 災害により発生する大量の廃棄物を円滑に処理し、発災後に迅速な復旧・復興を図るために、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む。

(復興体制や手順の検討等)

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

(文化財の耐災害性強化の推進)

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高める。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める。

③保健医療・福祉（個別施策分野）

（地方行政機関等の機能維持）（再掲）

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄（必要に応じて、市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況を見直し）、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア（災害時の心のケア活動に関する研修会の実施等含む）、職員の家庭における地震対策の促進、新規採用職員の防災意識の向上、職員への防災人材育成プログラムの実施などの体制強化を図る。また、本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上を図る。

（要援護者情報の把握）

- 要援護者情報を把握するために、災害時支援台帳及び在宅医療介護連携システム等の活用を進める。

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）

- 災害時において要配慮者に対し緊急に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

（医療リソースの供給体制の確立）

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立に取り組む。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保を図る。また、医療機関との協力体制を確立して、災害時における医師等の医療従事者の確保や医療救護所の設置を行う等、医療救護活動が迅速かつ円滑に機能するように努める。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備）

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

（衛生環境の確保等）

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年

法律第 114 号) に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持を図る。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つための取り組みを進める。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画する。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるように取り組みを進める。
- 自然災害と感染症の複合災害を想定した防災訓練を実施する等、ソフト的な対応を検討する。
- 車内避難に対する施策として、エコノミークラス症候群を発生させないための知識の普及等について検討する。

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療活動を支える取組を着実に推進する。

(介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進)

- 災害時において要配慮者に対して適切な対応ができるように、地域包括ケアシステムの構築を継続するとともに介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修を推進する。
- 耐震性のある建物へ移転する等、児童クラブ施設の耐震化を図る。

(保健医療機能の確保等)

- 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする。
- かかりつけ医が被災した場合においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。また、災害時の保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しを行う。

④エネルギー（個別施策分野）

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制及び消防車両等への石油燃料が確保できる体制を強化する。また、ガス等のその他の燃料においても、確保のための協定の締結や円滑な運搬のための体制を整備する。

⑤情報通信（個別施策分野）

（情報伝達手段・体制の確保）

- 甚大な災害が発生した場合は、避難情報、道路情報、交通情報、停電情報等の生活関連情報を市から早期で確実に市民へ伝達できるように、瀬戸市安全安心情報メールの登録啓発の促進や、防災行政無線デジタル化整備等の防災拠点の機能強化を図る。また、緊急地震速報受信システムの活用訓練を実施する等、情報機能の強化を図る。

（多様な情報提供の手段の確保）

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるように防災行政無線デジタル化整備を進める等、多様な情報提供の手段の確保を図る。

（災害対応業務の標準化）

- 大規模自然災害発生時には、国や地方公共団体、関連事業者等が相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

（災害情報の収集体制の整備）

- 災害情報は迅速かつ正確に収集することが重要であり、職員による災害情報の収集活動をはじめ、デジタルタワーに設置されている消防高所監視カメラ等を活用する等、情報収集体制を整える。

（情報伝達手段の多様化の推進）

- Jアラートの自動起動機の活用や防災行政無線のデジタル化の推進など、多面的な施策を着実に推進する。

(孤立可能性のある集落との通信の確保等)

- 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備や、孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための集落と市役所との通信の確保・伝達項目の共有等を推進する。

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

⑥産業・経済（個別施策分野）

(有害物質等の流出防止対策)

- 火災・煙・有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化等対策を促進する。
- 平時から有害物質保有事業所に対し、大規模災害発生時の二次災害対策の構築の指導を行う。
- 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、関係機関、地域住民等への情報の伝達手段を構築する。

(重要産業施設等の自衛消防力の強化)

- 工業団地や有害物質保有事業所は、施設の損壊や有害物質の流出、危険物質の爆発等二次災害の発生による事業者や周辺住民に著しい被害が発生するおそれがあることから、自衛消防隊を組織し強化することで、災害時の二次災害防止対策を進める。

(個別企業 BCP 策定等の促進)

- 中小企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）の枠組みを活用し、災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する防災対策施設等整備を促進する。
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。

(金融機関における防災対策の推進)

- 全ての主要な金融機関、郵便局等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促進する。

⑦交通・物流（個別施策分野）

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や本市の経済活動においても重要な陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備、その他の街路整備を進めるとともに、重要路線の橋りょうの予防保全や幹線道路の無電柱化、一般市道の整備、建物等が密集する市街地の整備等を推進する。

(迅速な道路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な道路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。
- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保) (再掲)

- 救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、「災害時における応急対策用資機材の賃借に関する協定書」に基づく確認を定期的実施する他、市内の物流事業者とも情報交換を行い、食料・物資の配送等についての連絡や協力体制を構築する。

(帰宅困難者対策の推進) (一部、再掲)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報など帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。
- 大規模災害発生時には、駅等に多数の人を集中させないよう、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校(小中学校)・事業所での食料や飲料水等の備蓄を進めるなど、事業者等の理解を図る。

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

- 孤立地域が発生した場合に機動的に対応ができるように、緊急輸送道路の耐震化を推進

する。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化を進める。

(道路被害情報共有の強化)

- 大規模自然災害時の道路被害情報共有の強化を図る。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、道路の雪寒対策や道路橋の耐震補強等を行う。また、道路被害の情報を迅速に一般道路利用者に提供するとともに、道路啓開のための連携強化を図る。

(燃料供給ルートの確保)

- 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

⑧農林水産（個別施策分野）

(ため池の防災対策の推進)

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震診断や耐震化等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップの更新やその他の基幹的農業水利施設の耐震化を推進するなど総合的な対策を実施する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を組み合わせ、総合的な防災・減災対策を推

進する。

(水の安定供給)

- 大規模自然災害発生時において、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするための対策を検討する。

(適切な森林の整備・保全)

- 森林計画制度の円滑な運営を図る。

(自然との共生の推進)

- 農地被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。

⑨市域保全（個別施策分野）

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 想定最大規模（L2）の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表すること等により、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る。

(治水・浸水対策施設の整備等)

- 洪水に対して堤防背後地の被害が想定される箇所など、浸水被害軽減のため、河川改修の整備を推進するとともに、水路・調整池等の面的排水施設や土地区画整理事業等の面的整備に併せて排水施設整備を推進する。また、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報等を記載したハザードマップの作成・配付など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。

(水防テレメータシステムの整備)

- 県等と連携して河川情報等の提供を行う等、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図の作成・公表や災害教訓の伝承、洪水浸水想定区域や雨水出水浸水想定区域を指定・公表すること等により、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識

の普及に関する施策を展開する。

(地下埋設物の耐震化等の推進)

- 地下埋設物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあることから、下水道施設等の地下埋設物の耐震化・老朽化対策を推進する。

(土砂災害対策の推進) (再掲)

- 台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。
- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性を住民へ周知を図り、警戒避難体制の整備を促進する。

(下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道 BCP の充実) (再掲)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、公共下水道施設及びし尿処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策等を推進する。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP を充実する。

⑩環境 (個別施策分野)

(衛生環境の確保等)

- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

(避難地におけるマンホールトイレの整備)

- 避難地の生活環境向上のため、下水道供用済の小中学校の避難地にマンホールトイレの整備などの取組を促進する。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽及び汲取便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

(石綿飛散防止対策)

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の

機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。

(文化財の耐災害性強化の推進) (再掲)

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高める。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める。

⑪土地利用（個別施策分野）

(孤立可能性のある集落との通信の確保等) (再掲)

- 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備や、孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための集落と市役所との通信の確保・伝達項目の共有等を推進する。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション（横断的分野）

（消防団等の充実強化の促進等）

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動を促進するため、地域防災の担い手の自主防災組織や自主防災リーダーの育成強化、地域コミュニティ等の連携の促進により、地域防災力の向上を図る。

（消防団員の確保）（再掲）

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。

（市民への確実な情報の伝達）

- 災害時に正確な情報を、確実に市民へ伝達するために、防災行政無線デジタル化整備等の情報伝達施策を推進する。

（効果的な教育・啓発の実施）（再掲）

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知、防災マニュアルの充実、イベント等に防災啓発、地震体験車による啓発など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

（避難の円滑化・迅速化）

- 避難行動要支援者や外国人等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、事前に取り組の充実を講じる。

（食料・燃料等の備蓄）（再掲）

- 初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備、防災備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能等の防災機能強化等を推進する。
- 災害時の食料・応急生活物資等の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事

業者等との平時からの連絡体制の構築や連携強化を図る。

- 地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る。

(給食施設での炊き出し協力体制の構築) (再掲)

- 発災後にライフラインが整っている小中学校の給食施設において、給食が再開されるまでの間、可能な範囲で避難者のための炊き出しを実施する。また、委託業者とも協力体制を構築する。

(避難生活における要配慮者支援) (再掲)

- 高齢者・子どもや障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制（必要に応じて広域的な支援体制含む）の構築を図る。その他、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。

(災害時防犯体制の強化)

- 大規模災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平時から自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。

(災害時に地域で活動できる人材の育成)

- 平常時から防災意識を高め、災害時に活動できる「防災人材」を育成するために、継続的に「せと市民防災塾」を開講する。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
- 小・中学校、高校の児童・生徒を対象に、防災講演会等の開催を通して防災啓発に努め、防災人材の育成を図る。さらに地域住民、市民団体との協働により、学校における防災キャンプ、防災運動会などのイベント開催を通して防災意識の向上に資する取組を推進する。
- 自主防災リーダーの養成講座（女性リーダー含む）をはじめ、家具転倒防止対策やその他防災・減災をテーマとした出前講座の機会を設け、防災人材の育成を推進する。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- ボランティア団体等や産官学との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- ボランティアによる適切な支援（外国人に対する災害支援含む）が行われるよう、関係者が連携し受入体制の整備を図る。また、災害ボランティアコーディネーターのフォローアップを行う。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力の強化や自主防災組織の活動の活性化のための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。

②人材育成（横断的分野）

(災害時に地域で活動できる人材の育成) (再掲)

- 平常時から防災意識を高め、災害時に活動できる「防災人材」を育成するために、継続的に「せと市民防災塾」を開講する。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
- 小・中学校、高校の児童・生徒を対象に、防災講演会等の開催を通して防災啓発に努め、防災人材の育成を図る。さらに地域住民、市民団体との協働により、学校における防災キャンプ、防災運動会などのイベント開催を通して防災意識の向上に資する取組を推進する。
- 自主防災リーダーの養成講座（女性リーダー含む）をはじめ、家具転倒防止対策やその他防災・減災をテーマとした出前講座の機会を設け、防災人材の育成を推進する。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援) (再掲)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力の強化や自主防災組織の活動の活性化のための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。

(文化財の耐災害性強化の推進) (再掲)

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高める。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める。

③老朽化対策（横断的分野）

（交通施設の防災対策の推進）

- 災害時の代替性の確保に資する陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備や基幹的な交通ネットワークの機能停止の回避に資する瀬戸川文化プロムナード等の市街地整備を図る。また、道路橋梁予防保全等による、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ老朽化対策を着実に進めるとともに、幹線道路の無電柱化を推進する。

（水道施設の老朽化対策の推進）

- 水道施設の老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備された水道施設が今後一斉に老朽化することが課題となっている。被災地での飲料水を確保するために、水道老朽管の更新を推進する。

（文化財の耐災害性強化の推進）（再掲）

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高める。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める。

④産学官民・広域連携（横断的分野）

（近隣自治体等との連携）

- 市域を越えた広域連携体制づくりを促進するために、近隣自治体や国、県、防災関係機関、市民の連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係自治体との連携を密なものにするるとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。

5 計画推進の方策

5.1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、瀬戸市地域強靱化計画推進会議を中心とした全庁的な体制の下、取組を進める。

また、地域強靱化を実効あるものとするために、市だけではなく、国、県、近隣自治体等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進する。

5.2 計画の進捗管理

本計画を適切に進捗・管理するために、各施策と進める上での目標値等をアクションプラン（別冊）として整理した。今後、アクションプランに基づき、毎年度、目標の達成状況の把握、検証を行い、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを通じて、計画を推進する。

5.3 計画の見直し

本計画は、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直す。ただし、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が発生した場合は、適宜必要な見直しを行う。

附 属 资 料

別紙1：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(防災まちづくりの啓発活動の推進)

- 総合防災訓練の実施等により、大規模災害に対する意識や共助・公助の体制づくりを強める必要がある。

(救助・救援等に係る体制強化)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制と、国や他自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる受援体制の強化を図るとともに、救出救助資機材の整備を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 防災拠点となる公共施設や学校施設等の天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。また、地域包括ケアシステムの構築・強化のために、介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進を図る必要がある。他方で、耐震性のある建物へ移転する等、児童クラブ施設の耐震化を図る必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽空家・特定空家の解消とも連携した住宅の建て替え促進、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。また、整備から一定程度経過している菱野団地において、再生計画の推進（防災力の向上が図られる取組の推進）を図る必要がある。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や大規模盛土造成地における宅地の耐震化を促進するマップを公表し、施設等の所有者に啓発する等、施設等の安全性を向上させる必要がある。

(アスベスト対策)

- 建築物の倒壊による健康被害を防止するために、民間建築物に対してのアスベスト対策を実施する必要がある。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 緊急輸送道路をはじめとした道路橋りょうに対して耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動を促進するため、地域防災の担い手の自主防災組織や自主防災リーダーの育成を強化することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。

(行方不明者相談体制の整備・強化)

- 行方不明者に関する相談に対して迅速に対応できるように相談体制の整備・強化を進める必要がある。

(近隣自治体等との連携)

- 市域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣自治体や国・県との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する必要がある。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係自治体との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 耐震性貯水槽を始めとする消防水利の確保や整備並びに火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(防火防災対策の推進)

- 事業所における防火防災管理体制を充実・強化するため、防火対象物及び危険物施設に対して計画的に立入検査を実施し、発災時における火災の発生を抑えるとともに、適切な初期対応ができるようにすることで被害の軽減を図る必要がある。
また、一般住宅において、火気器具や電気器具の転倒等による出火を抑えるため、様々な行事や訓練等での機会を捉え、各家庭における減災対策の啓発に努める必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急地震速報受信システムの活用訓練の実施及び防災ラジオによる緊急情報の確実な住民への伝達等の情報関係施策を推進する必要がある。

(災害対応力の強化)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制と、国や他自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる受援体制の強化を図る必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 防災教育資料の作成・配布等により、学校（私立学校含む）における防災教育の取組支援を図る必要がある。また、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練を推進するとともに、市域を越えた近隣自治体との連携による広域的な訓練等を実施する必要がある。
- 避難に関して、避難方法（避難所に避難すべきか、自宅での避難の方が安全か等）のルールづくりと周知を検討する必要がある。

(水路、調整池等による面的排水施設の整備促進)

- 河川・内水氾濫に関してのリスクに備え、河川整備を推進するとともに、水路・調整池等の面的排水施設や土地区画整理事業等の面的整備に併せて排水施設整備を推進する必要がある。

(ため池の防災対策の推進)

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震化等に取り組むとともに、農業用ため池ハザードマップを更新する必要がある。

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 想定最大規模（L2）の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表すること等により、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る必要がある。

(治水・浸水対策施設の整備等)

- 洪水に対して堤防背後地の被害が想定される箇所など、浸水被害軽減のため、河川改修の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報等を記載したハザードマップの作成・配付など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める必要がある。
- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性を住民へ周知し、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

(ため池の防災対策の推進) (再掲)

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震化等に取り組むとともに、農業用ため池ハザードマップを更新する必要がある。

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(死傷者の発生防止のための対策)

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の利活用を進めると共に、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予想されるとききの不要不急の外出を抑制させる取組を推進する必要がある。

- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(職員の家庭における地震対策の促進)

- 被災時の対応が不可欠となる職員の家庭において、地震対策を促進する必要がある。

(食料・燃料等の備蓄)

- 初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備、防災備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する必要がある。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能等の防災機能強化等を推進する必要がある。
- 災害時の食料・応急生活物資等の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事業者等との平時からの連絡体制の構築や連携強化を図る必要がある。
- 地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る必要がある。

(給食施設での炊き出し協力体制の構築)

- 発災後にライフラインが整っている小中学校の給食施設において、給食が再開されるまでの間、可能な範囲で避難者のための炊き出しを実施する必要がある。また、委託業者とも協力体制を構築する必要がある。

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や都市計画道路等の幹線道路整備、その他の街路整備を進めるとともに、幹線道路の無電柱化や一般市道の整備、建物等が密集する市街地の整備等を推進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と併せ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保には、まず住宅・建築物等が大きく損傷しないよう耐震化を進める必要がある。

(水道施設の耐震化の推進)

- 配水池及び災害拠点病院へ至る経路を含む主要な配水管については、耐震化対策を推進

する。また、浄水場については、県水によるバックアップ体制を強化し、安定供給を図る。

- 地震等災害時において、必要な水道水量を確保するための実効性のある計画策定等を推進する必要がある。

(迅速な道路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な道路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。
- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促していく必要がある。

(インフラ老朽化対策等の推進)

- インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。被災地での飲料水や物資等を確保するために、水道老朽管の更新や道路施設等の老朽化対策を推進する必要がある。

(避難所におけるエネルギー確保)

- 避難所（公民館等の風水害の避難所含む）において、停電を補う発電施設等のエネルギー確保を検討する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(市民への確実な情報の伝達)

- 災害時に正確な情報を、確実に市民へ伝達するために、防災行政無線デジタル化整備等の情報伝達施策を推進する必要がある。

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

- 孤立地域が発生した場合に機動的に対応ができるように、緊急輸送道路の耐震化を推進する必要がある。

(要援護者情報の把握)

- 要援護者情報を把握するために、災害時支援台帳及び在宅医療介護連携システム等の活

用を進める必要がある。

(孤立可能性のある集落との通信の確保等)

- 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備や、孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための集落と市役所との通信の確保・伝達項目の共有等を推進する必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 消防職員・消防団員の教育・訓練の充実強化等により、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を図るとともに、消防施設・装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、防火水槽の耐震化を図る等、消防水利の確保を進める必要がある。

(応援部隊の受援体制等の整備)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制と、国や他自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる受援体制の強化を図る必要がある。

(防災活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 防災活動拠点となる公共施設の耐災害性をさらに強化する必要がある。

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団の充実強化を図るとともに、自主防災組織の活動の活性化や地域コミュニティ等の連携の促進を図る必要がある。

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う必要がある。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する必要がある。

(災害対策拠点における非常用発電設備の強化)

- 市庁舎、消防署及び地域の災害対策拠点となる施設に対し、発災時の電源確保のため、蓄電システムなど非常用電源設備の導入を検討する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者等の受け入れ態勢の確保)

- 膨大な帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となりうる小学校及び中学校の大規模改造工事・長寿命化改良工事や、防災資機材の確保等を推進する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報など帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する必要がある。
- 大規模災害発生時には、駅等に多数の人を集中させないように、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校(小中学校)・事業所での食料や飲料水等の備蓄を進めるなど、事業者等の理解を図る必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、防災拠点の機能維持や消防車両等への石油燃料が確保できる体制を強化する必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や都市計画道路等の幹線道路整備や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、災害時の道路被害情報共有強化を進める必要がある。
- 救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、「災害時における応急対策用資機材の賃借に関する協定書」に基づく確認を定期的実施する他、市内の物流事業者とも情報交換を行い、食料・物資の配送等についての連絡や協力体制を構築する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

- 多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組んでいく必要がある。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。

(医療リソースの供給体制の確立)

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立していく必要がある。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保を図る必要がある。また、医療機関との協力体制を確立して、災害時における医師等の医療従事者の確保や医療救護所の設置を行う等、医療救護活動が迅速かつ円滑に機能するように取り組む必要がある。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(住宅・建築物の耐震化の推進)

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進めていく必要がある。

(下水道施設の耐震化・下水道 BCP の充実)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道 BCP の充実を推進する必要がある。

(衛生環境の確保等)

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持しておく必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。
- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画する必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。
- 自然災害と感染症の複合災害を想定した防災訓練を実施する等、ソフト的な対応を検討する必要がある。
- 車内避難に対する施策として、エコノミークラス症候群を発生させないための知識の普及等について検討する必要がある。

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や減災化（耐震シェルター普及等）等を進める必要がある。また、収容力の低下を防ぐために、指定避難所とされている公共施設の長寿命化や安全確保等を進める必要がある。

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル（瀬戸市：令和元年6月）」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの改修など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。また、「災害時における生活環境安全対策マニュアル（愛知県：平成26年3月）」等の周知を図る必要がある。

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進すること等により、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者・子どもや障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制（必要に応じて広域的な支援体制含

む)の構築を図る必要がある。その他、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。

- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)(再掲)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。

(介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進)

- 災害時において要配慮者に対して適切な対応ができるように、地域包括ケアシステムの構築を継続するとともに介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修を推進する必要がある。

(保健医療機能の確保等)

- 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。
- かかりつけ医が被災した場合においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする必要がある。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。また、災害時の保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しを行う必要がある。

(避難地におけるマンホールトイレの整備)

- 避難地の生活環境向上のため、下水道供用済の小中学校の避難地にマンホールトイレの整備などの取組を促進する必要がある。

(アスベスト対策)

- 健康被害を防止するために、アスベスト対策を実施する必要がある。

(災害時に地域で活動できる人材の育成)

- 平常時から防災意識を高め、災害時に活動できる「防災人材」を育成するために、継続的に「せと市民防災塾」を開講する必要がある。
- 小・中学校、高校の児童・生徒を対象に、防災講演会等の開催を通して防災啓発に努め、防災人材の育成を図る。さらに地域住民、市民団体との協働により、学校における防災キャンプ、防災運動会などのイベント開催を通して防災意識の向上に資する取組を推進

する必要がある。

- 自主防災リーダーの養成講座（女性リーダー含む）をはじめ、家具転倒防止対策やその他防災・減災をテーマとした出前講座の機会を設け、防災人材の育成を推進する必要がある。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(緊急交通路の確保)

- 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。

(警察施設の機能強化)

- 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を促す必要がある。

(災害時防犯体制の強化)

- 大規模災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平時から自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する必要がある。

3-2 県、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄（必要に応じて、市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況を見直し）、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア（災害時の心のケア活動に関する研修会の実施等含む）、職員の家庭における地震対策の促進、新規採用職員の防災意識の向上、職員への防災人材育成プログラムの実施などの体制強化を図る必要がある。また、本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上を図る必要がある。

(業務継続計画の作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく必要がある。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化・安全確保等を促進する必要がある。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する必要がある。

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を策定し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や市外の自治体からの応援を迅速・効果的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、自治体間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する必要がある。

(国・県との連携強化)

- 国、県、防災関係機関、市民の連携による地震想定防災訓練を実施する等、国・県との連携強化・情報共有を図る体制づくりを促進する必要がある。

(道路の防災対策等)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震対策や無電柱化を進める必要がある。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。学校施設について安全対策の観点から、経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老

朽化対策等を進める必要がある。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく必要がある。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備やBCPの見直しを図る必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)(再掲)

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する必要がある。

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。また、防災訓練等による通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化を進める必要がある。

(災害情報の収集体制の整備)

- 災害情報は迅速かつ正確に収集することが重要であり、職員による災害情報の収集活動を始め、デジタルタワーに設置されている消防高所監視カメラ等を活用する等、情報収集体制を整える必要がある。

(防災拠点の機能強化)

- 災害時に行政から正確な情報が確実に市民へ伝えられるように、防災行政無線デジタル化整備等の防災拠点の機能強化を図る必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオ(コミュニティ放送を含む)のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるように防災行政無線デジタル化整備を進める等、多様な情報提供の手段の確保を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方公共団体、関連事業者等が相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

(道路被害情報共有の強化)

- 大規模自然災害時の道路被害情報共有の強化を図る必要がある。

(水防テレメータシステムの整備)

- 県等と連携して河川情報等の提供を行う等、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(実践的な防災訓練の実施)

- 災害時に主体的で適切な避難行動等ができるように、実践的な防災訓練等による啓発・訓練等の取組を推進する必要がある。また、市域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・市民の連携による地震想定での防災訓練等の取組を推進する必要がある。

(職員の家庭における地震対策の促進)

- 情報収集・提供の主要な主体である職員の家庭における地震対策を促進する必要がある。

(救助・救援等に係る体制強化) (再掲)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制と、国や他自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる受援体制の強化を図るとともに、救出救助資機材の整備を推進する必要がある。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知、防災マニュアルの充実、イベント等に防災啓発、地震体験車による啓発など早期避難に繋がる効果的な教育・

啓発の取組を推進する必要がある。

(避難の円滑化・迅速化)

- 被災時に円滑で迅速な避難ができるように、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある。また、避難行動要支援者や外国人等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、事前の取組の充実を促す必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 甚大な災害が発生した場合は、避難情報、道路情報、交通情報、停電情報等の生活関連情報を市から早期で確実に市民へ伝達できるように、瀬戸市安全安心情報メールの登録啓発の促進や、防災行政無線デジタル化整備等の防災拠点の機能強化を図る必要がある。また、緊急地震速報受信システムの活用訓練を実施する等、情報機能の強化を図る必要がある。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- Jアラートの自動起動機の活用や防災行政無線のデジタル化の推進など、多面的な施策を着実に推進する必要がある。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、道路の雪寒対策や道路橋の耐震補強等を行う必要がある。また、道路被害の情報を迅速に一般道路利用者に提供するとともに、道路啓開のための連携強化を図る必要がある。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 想定最大規模(L2)の洪水・内水に係る浸水想定区域図の作成・公表や災害教訓の伝承、洪水浸水想定区域や雨水出水浸水想定区域を指定・公表すること等により、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(道路ネットワークの整備、災害対策の推進)

- 本市の経済活動において重要な陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備や緊急輸送道路にも位置づけられている重要路線の橋梁の予防保全等を推進するとともに、幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。

(個別企業 BCP 策定等の促進)

- 中小企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）の枠組みを活用し、災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する防災対策施設等整備を促進する必要がある。
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(調達体制や配備状況の見直し)

- 市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直しを進める必要がある。

(燃料供給ルートの確保)

- 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保) (再掲)

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(有害物質等の流出防止対策)

- 火災・煙・有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化等対策を促進する必要がある。
- 平時から有害物質保有事業所に対し、大規模災害発生時の二次災害対策の構築の指導を行う必要がある。
- 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、関係機関、地域住民等への情報の伝達手段を構築する必要がある。

(重要産業施設等の自衛消防力の強化)

- 工業団地や有害物質保有事業所は、施設の損壊や有害物質の流出、危険物質の爆発等二次災害の発生による事業者や周辺住民に著しい被害が発生するおそれがあることから、自衛消防隊を組織し強化することで、災害時の二次災害防止対策を進める必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 災害時の代替性を確保する観点から陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備を推進する必要がある。
- 基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため瀬戸川文化プロムナード等の市街地整備を推進する必要がある。
- 道路橋梁予防保全等による、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ老朽化対策を着実に進める必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

(金融機関における防災対策の推進)

- 全ての主要な金融機関、郵便局等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促進する必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を組み合わせた、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

5-7 異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水の安定供給)

- 大規模自然災害発生時において、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするための対策を検討する必要がある。

- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（石油燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。
- 災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に促進するとともに、市や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設の耐震化の推進）（再掲）

- 配水池及び災害拠点病院へ至る経路を含む主要な配水管については、耐震化対策を推進する。また、浄水場については、県水によるバックアップ体制を強化し、安定供給を図る。
- 地震等災害時において、必要な水道水量を確保するための実効性のある計画策定等を推進する必要がある。

（水道施設の老朽化対策の推進）

- 水道施設の老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備された水道施設が今後一斉に老朽化することが課題となっている。被災地での飲料水を確保するために、水道老朽管の更新を推進する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

- 公共下水道施設及びし尿処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策等を推進する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP を充実する必要がある。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽及び汲取便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や代替性確保のため、陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備や一般市道の整備を推進する必要がある。また、道路橋梁予防保全等による、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ老朽化対策を着実に進める必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道 BCP の充実) (再掲)

- 公共下水道施設及びし尿処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策等を推進する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP を充実する必要がある。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、体制及び装備資機材や教育体制の充実強化を図る必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

(消防水利の確保)

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、防火水槽の耐震化を進めていく必要がある。

(消防団員の確保)

- 災害時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を推進する必要がある。

(消防団の充実強化の促進等) (再掲)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団の充実強化を図るとともに、自主防災組織の活動の活性化や地域コミュニティ等の連携の促進を図る必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクを小さくするために延焼防止効果のある道路や公園等の整備を推進していく必要がある。火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要がある。

(災害対応力の向上)

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強を進める必要がある。

(災害時に地域で活動できる人材の育成) (再掲)

- 平常時から防災意識を高め、災害時に活動できる「防災人材」を育成するために、継続的に「せと市民防災塾」を開講する必要がある。
- 小・中学校、高校の児童・生徒を対象に、防災講演会等の開催を通して防災啓発に努め、防災人材の育成を図る必要がある。さらに地域住民、市民団体との協働により、学校における防災キャンプ、防災運動会などのイベント開催を通して防災意識の向上に資する

取組を推進する必要がある。

- 自主防災リーダーの養成講座（女性リーダー含む）をはじめ、家具転倒防止対策やその他防災・減災をテーマとした出前講座の機会を設け、防災人材の育成を推進する必要がある。

（遺体の処理体制の構築）

- 地震の発生により、死者や身元不明の遺体が発生した場合に、適切な遺体対応が困難になることを防ぐため、火葬場の相互応援に係る協定に基づく体制整備等を進める必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（沿道の住宅・建築物の耐震化の促進）

- 沿道の住宅・建築物、ブロック塀については、所有者の耐震化や減災化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震化・減災化を促進するため、耐震化等の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。また、計画目標年度が近づいている瀬戸市耐震改修促進計画を改訂する必要がある。

（危険な空き家の除却の推進）

- 危険な空き家の除却を推進する必要がある。

（アスベスト対策）（再掲）

- 建築物の倒壊による健康被害を防止するために、民間建築物に対してのアスベスト対策を実施する必要がある。

（地下埋設物の耐震化等の推進）

- 地下埋設物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあることから、下水道施設等の地下埋設物の耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。

7-3 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の防災対策の推進)

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震診断や耐震化等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップの更新やその他の基幹的農業水利施設の耐震化を推進するなど総合的な対策を実施する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃

(石綿飛散防止対策)

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底を指導する必要がある。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する必要がある。

7-5 農地・森林等の被害による市域の荒廃

(適切な森林の整備・保全)

- 森林計画制度の円滑な運営を図る必要がある。

(自然との共生の推進)

- 農地被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(住宅・建築物の耐震化の促進等)

- 住宅・建築物の耐震化を進める等、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する必要がある。

(災害廃棄物処理体制の構築)

- 災害により発生する大量の廃棄物を円滑に処理し、発災後に迅速な復旧・復興を図るために、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 被災時に、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける等の役割を果たす災害ボランティアコーディネーターの確保を図る等、ボランティアによる適切な支援（外国人に対する災害支援含む）が行われるよう、関係者が連携し災害ボランティアの円滑な受入体制を強化する必要がある。また、災害ボランティアコーディネーターのフォローアップを行う必要がある。
- ボランティア団体等や産官学との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。また、南海トラフ地震防災対策計画を作成する必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の組織による活動等により、地域住民同士の絆を強める必要がある。

8-3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(自宅居住による生活再建の促進)

- 地震・水害・風害により被災した住家に対する被害調査を迅速かつ的確に実施するため、住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。また、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。
- 住家の被害認定により半壊等の認定を受け、災害救助法に基づく応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなる者のうち、自らの資力では修理を行うことができない者に対して、速やかに応急修理を実施できるよう体制整備を進める必要がある。

(応急仮設住宅の建設体制の整備)

- 応急仮設住宅を迅速に建設するため、愛知県の応急仮設住宅建設マニュアルに基づき、実施体制の整備や建設候補地台帳を更新する必要がある。

(罹災証明書の早期発行)

- 被災後の生活再建に向けて重要な証明となる罹災証明書を早期に発行できる体制の整備に取り組む必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

(公園緑地整備の推進)

- 被災時において、一時的な居住スペースとしても活用できるように、公園緑地施設の安全・安心対策事業を進める必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐災害性強化の推進)

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続

や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高めておく必要がある。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（復興体制や手順の検討等）

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

8-6 風評被害による地域経済等への甚大な影響

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

別紙 2：個別具体的施策一覧

以下に、個別具体的施策を示す。なお、右側に『★』を付している施策があるが、これは「(a)リスクに対する影響の大きさ」、「(b)緊急度」、「(c)施策の進捗状況」、「(d)平時の活用」の4つの視点で各施策を評価した結果、特に重点化・優先順位が高い施策である。

また、「第1次瀬戸市地震対策アクションプラン」におけるアクション項目については、「☆」を付している。

【行政機能／警察・消防等／防災教育等】（個別施策分野）

- ・総合防災訓練の実施 ★
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進 ★☆
- ・救出救助資機材等の整備の推進 ☆
- ・救出救助を担う機関との連携強化 ☆
- ・消防水利の整備の推進 ☆
- ・被災市町村への応援体制及び受援体制の整備 ★☆
- ・防災教育啓発の充実 ☆
- ・防災資機材の整備・充実 ☆
- ・職員の家庭における地震対策の促進
- ・孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供
- ・消防装備の整備の推進 ★☆
- ・緊急消防援助隊の受援体制の強化 ☆
- ・救助活動を行う消防本部職員の災害対応力の強化 ☆
- ・消防団の施設・設備の充実 ☆
- ・消防職員・消防団員の教育内容の充実強化 ☆
- ・消防団員の確保 ★☆
- ・災害対策拠点における非常用発電設備の強化 ☆
- ・帰宅困難者等支援対策の推進 ☆
- ・生活相談対応の充実 ☆
- ・災害時要配慮者の避難生活の支援 ☆
- ・避難行動要支援者の支援体制の整備の推進 ☆
- ・行方不明者相談体制の整備・強化 ☆
- ・BCPの見直し ☆
- ・職員訓練の実施 ☆
- ・外部委託業務の継続性の確保

- ・発災時の職員のメンタルケアの体制の確保
- ・職員の参集時における取り組みの強化
- ・防災部門機能の充実・強化
- ・新規採用職員の防災意識の向上
- ・職員への防災人材育成プログラムの実施
- ・本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上
- ・復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定
- ・市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し ☆
- ・防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
- ・地震の発生を前提とした通信設備の運用
- ・防災マニュアルの充実
- ・災害対応業務の標準化
- ・家庭内備蓄の促進 ☆
- ・給食施設での炊き出し協力体制の構築 ☆
- ・平常時からの企業への啓発の実施
- ・地域と連携した消防機能の強化 ★☆
- ・災害ボランティアコーディネーター養成講座 ★
- ・南海トラフ地震防災対策計画の作成
- ・事前復興まちづくりの取組の推進 ☆
- ・罹災証明書の早期発行 ☆
- ・遺体の処置体制の構築 ☆

【住宅・都市】（個別施策分野）

- ・民間木造住宅の耐震診断 ☆
- ・非木造住宅の耐震診断補助 ☆
- ・民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む） ★☆
- ・非木造住宅の耐震改修費補助 ☆
- ・民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助 ☆
- ・避難路の防災対策の推進 ☆
- ・要安全確認記載建築物の耐震改修費補助 ☆
- ・民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進 ☆
- ・空家等の緊急対応修繕 ★
- ・ブロック塀の撤去補助 ★
- ・耐震改修促進計画の改訂
- ・老朽空家等の解体補助 ★
- ・菱野団地再生計画の推進 ★

- ・木造住宅の解体工事費補助 ★
- ・特定空家の代執行 ★
- ・民間建築物のアスベスト含有調査費補助 ★
- ・大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進
- ・建築物の非構造部材等の耐震対策の促進 ☆
- ・学校施設の安全確保 ★
- ・児童クラブ施設の耐震化
- ・公園施設の整備、都市公園の安全・安心対策 ★
- ・中水野駅地区区画整理の推進 ★
- ・防火防災対策の推進 ☆
- ・土石流対策砂防事業の推進（瀬戸川支川、水野川第12支川、中洞川（県））
- ・土砂災害ハザードマップ更新 ★☆
- ・大規模盛土造成地の変動予測調査 ☆
- ・住宅・建築物の土砂災害対策改修費補助 ★
- ・がけ地近接等危険住宅の移転事業の推進
- ・瀬戸川文化プロムナード市街地整備（道路・護岸工事） ★
- ・幹線道路の無電柱化の推進 ★
- ・幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等） ★
- ・一般市道の整備 ★
- ・水道施設の耐震化の推進
- ・必要な水道量確保のための計画策定
- ・避難所（公民館等の風水害の避難所含む）におけるエネルギー確保の検討
- ・小学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進 ★
- ・中学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進 ★
- ・BCP等における帰宅困難者等への対応ルールの整備 ☆
- ・住宅の減災化の推進 ☆
- ・下水道施設の耐震化の推進（管路改良：西部処理区・水野処理区） ☆
- ・公共下水道BCPの充実
- ・小学校校舎トイレ改修工事の推進 ★
- ・中学校校舎トイレ改修工事の推進 ★
- ・小学校屋内運動場トイレ改修工事の推進 ★
- ・中学校屋内運動場トイレ改修工事の推進 ★
- ・生活環境確保のための資機材の増強 ☆
- ・被災住宅の応急修理に係る体制の整備
- ・公共施設等の非構造部材等の耐震対策の促進

- ・ライフライン関係機関との連携の推進 ★☆
- ・LP ガス確保のための体制の整備
- ・災害廃棄物処理体制の構築 ☆
- ・住家の被害認定調査員の養成 ★
- ・被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備 ☆
- ・被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備 ☆
- ・応急仮設住宅建設に係る体制の整備 ☆
- ・既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保
- ・文化財防災台帳の整備と耐震対策の推進 ☆

【保健医療・福祉】（個別施策分野）

- ・地域介護・福祉空間整備等の施設整備 ★
- ・要援護者情報の把握 ☆
- ・災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備 ☆
- ・救急救命士の処置範囲拡大
- ・災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備
- ・災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保
- ・災害時の心のケア活動 ☆
- ・緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備 ☆
- ・在宅酸素療養者への対応 ★
- ・災害医療機能の確保と災害医療調整機能の強化
- ・「災害時における生活環境安全対策マニュアル」の周知
- ・災害時保健活動体制の整備の促進 ☆
- ・消毒等防疫体制の整備 ☆

【エネルギー】（個別施策分野）

- ・防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保（再掲）

【情報通信】（個別施策分野）

- ・防災行政無線デジタル化の整備
- ・防災気象情報の利活用等による死傷者の発生防止の対策
- ・孤立可能性のある集落と市役所等との通信の確保
- ・障害の特性に応じた災害情報の提供体制の整備
- ・民放ラジオ難聴区域の解消
- ・災害情報の収集体制の整備
- ・緊急情報の確実な伝達 ★☆

- ・情報伝達手段の多様化の推進

【産業・経済】（個別施策分野）

- ・事業所の防災対策の促進 ☆
- ・中小企業の事業継続の促進 ☆
- ・有害物質等の流出防止対策の促進
- ・重要産業施設等の自衛消防力の強化
- ・金融機関における防災対策の推進

【交通・物流】（個別施策分野）

- ・災害時の道路被害情報共有の強化
- ・大規模災害時における道路啓開の連携強化
- ・物資輸送機能の確保 ☆
- ・道路の雪寒対策の推進 ★

【農林水産】（個別施策分野）

- ・ため池の整備（ハザードマップ）の推進 ★☆
- ・ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池、新田洞池・陣田池・余床上池（県））
- ・農道橋の保全対策 ★
- ・用排水路整備工事
- ・サプライチェーンの災害対応力の強化
- ・適切な森林整備のための台帳管理
- ・鳥獣による農作物被害の防止対策

【市域保全】（個別施策分野）

- ・洪水浸水想定区域の周知・啓発（ハザードマップ） ★
- ・河川情報等の提供 ★
- ・防災ガイドマップの更新 ☆
- ・浸水想定区域指定の周知（表示看板） ★
- ・河川・排水路整備の推進（矢田川・水野川（県）、大六川・赤津川（市）などの浚渫、瀬戸川（県）、南ヶ丘町（市）などの河川・排水路整備） ★
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進（落合町、東郷町、西吉田町、藤四郎町、陶栄町、品野町 8 丁目、東権現町など）
- ・地すべり対策事業の推進
- ・西部浄化センター整備の推進 ★
- ・クリーンセンター施設整備の推進 ★

【環境】（個別施策分野）

- ・ 合併処理浄化槽の設置整備の促進
- ・ 管路（下水道施設）の建設（西部処理区、水野処理区）の推進
- ・ 石綿飛散防止対策の周知
- ・ 天然記念物の環境保全 ★

【土地利用】（個別施策分野）

- ・ 孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有

【リスクコミュニケーション】（横断的分野）

- ・ 消防団員の確保（再掲） ★☆
- ・ 外国人に対する災害支援体制の整備
- ・ 被災地における地域安全活動の推進 ☆
- ・ 効果的な教育・啓発の実施 ☆
- ・ 家庭内備蓄の促進（再掲） ☆
- ・ 給食施設での炊き出し協力体制の構築（再掲） ☆
- ・ 地域と連携した消防機能の強化（再掲） ★☆
- ・ 防災人材の育成とネットワーク化の推進 ☆
- ・ 災害ボランティアの円滑な受け入れ ☆
- ・ 自主防災組織の活動の活性化支援
- ・ 地域における防犯活動強化の推進

【人材育成】（横断的分野）

- ・ 防災人材の育成とネットワーク化の推進（再掲） ☆
- ・ 無形・有形民俗文化財の保全 ★

【老朽化対策】（横断的分野）

- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進 ★☆
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進 ★☆
- ・ 道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進 ★☆
- ・ 水道老朽管更新の推進 ★☆
- ・ 指定・登録文化財の保全 ★

別紙3：リスクシナリオに対する地域強靱化施策一覧

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	防災まちづくりの啓発活動の推進	総合防災訓練の実施
		救助・救援等に係る体制強化	救出救助資機材等の整備の推進
		公共施設等の耐震化の推進・促進	防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進
			学校施設の安全確保
			地域介護・福祉空間整備等の施設整備
			児童クラブ施設の耐震化
		不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
			民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進
			建築物の非構造部材等の耐震対策の促進
		住宅・建築物等の耐震化等の促進	民間木造住宅の耐震診断
			非木造住宅の耐震診断補助
			民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
			非木造住宅の耐震改修費補助
			民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助
			ブロック塀の撤去補助
			耐震改修促進計画の改訂
			空家等の緊急対応修繕
			老朽空家等の解体補助
			木造住宅の解体工事費補助
			特定空家の代執行
			菱野団地再生計画の推進
			電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等
		アスベスト対策	民間建築物のアスベスト含有調査費補助
		交通施設等における脆弱性の解消	道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
		消防団等の充実強化の促進等	消防団員の確保
行方不明者相談体制の整備・強化	行方不明者相談体制の整備・強化		
近隣自治体等との連携	救出救助を担う機関との連携強化		
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等	消防水利の整備の推進	
	火災に強いまちづくり等の推進	公園施設の整備、都市公園の安全・安心対策	
	防火防災対策の推進	防火防災対策の推進	

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
1 直接死を最大限防ぐ	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	情報通信関係施策の推進	緊急情報の確実な伝達
		災害対応力の強化	被災市町村への応援体制及び受援体制の整備
		継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	防災教育啓発の充実
		水路、調整池等による面的排水施設の整備促進	河川・排水路整備の推進（瀬戸川（県）、南ヶ丘町（市）などの河川・排水路整備、矢田川・水野川（県）、大六川・赤津川（市）などの浚渫）
			中水野駅地区区画整理の推進
		ため池の防災対策の推進	ため池の整備（ハザードマップ）の推進
			ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池・新田洞池・陣田池・余床上池（県））
		浸水想定区域の指定・見直し	洪水浸水想定区域の周知・啓発（ハザードマップ）
	浸水想定区域指定の周知（表示看板）		
	治水・浸水対策施設の整備等	河川情報等の提供	
		防災ガイドマップの更新	
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	土砂災害対策の推進	土石流対策砂防事業の推進（瀬戸川支川、水野川第12支川、中洞川（県））
			急傾斜地崩壊対策事業の推進（落合町、東郷町、西吉田町、藤四郎町、陶栄町、品野町8丁目、東権現町など）
			地すべり対策事業の推進
			住宅・建築物の土砂災害対策改修費補助
大規模盛土造成地の変動予測調査			
土砂災害ハザードマップ更新			
防災ガイドマップの更新			
がけ地近接等危険住宅の移転事業の推進			
ため池の防災対策の推進	ため池の整備（ハザードマップ）の推進		
	ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池・新田洞池・陣田池・余床上池（県））		
1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	死傷者の発生防止のための対策	防災気象情報の利活用等による死傷者の発生防止の対策	

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	職員の家庭における地震対策の促進	職員の家庭における地震対策の促進
		食料・燃料等の備蓄	防災資機材の整備・充実
			家庭内備蓄の促進
		給食施設での炊き出し協力体制の構築	給食施設での炊き出し協力体制の構築
		輸送ルートの確保対策の実施	要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
			耐震改修促進計画の改訂
			瀬戸川文化プロムナード市街地整備（道路・護岸工事）
			幹線道路の無電柱化の推進
			幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
		一般市道の整備	
		住宅・建築物の耐震化等の促進	民間木造住宅の耐震診断
			非木造住宅の耐震診断補助
			民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
			非木造住宅の耐震改修費補助
	水道施設の耐震化の推進	水道施設の耐震化の推進	
		必要な水道量確保のための計画策定	
	迅速な道路啓開等に向けた体制整備	災害時の道路被害情報共有の強化	
		大規模災害時における道路啓開の連携強化	
	インフラ老朽化対策等の推進	水道老朽管更新の推進	
		道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進	
		道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進	
		道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進	
	避難所におけるエネルギー確保	避難所（公民館等の風水害の避難所含む）におけるエネルギー確保の検討	
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	市民への確実な情報の伝達	防災行政無線デジタル化の整備
		孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進	道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
要援護者情報の把握		要援護者情報の把握	
孤立可能性のある集落との通信の確保等		孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供	
		孤立可能性のある集落と市役所等との通信の確保	
		孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有	

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
2 救助・救急、 医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	災害対応の体制・資機材強化	消防職員・消防団員の教育内容の充実強化
			救助活動を行う消防本部職員の災害対応力の強化
			消防団の施設・設備の充実
			消防装備の整備の推進
			消防水利の整備の推進
			救出救助資機材等の整備の推進
		応援部隊の受援体制等の整備	緊急消防援助隊の受援体制の強化
		防災活動拠点施設の耐災害性の強化	要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
			耐震改修促進計画の改訂
		消防団の充実強化の促進等	地域と連携した消防機能の強化
			自主防災組織の活動の活性化支援
		消防団員の確保	消防団員の確保
		いのちと暮らしを支える交通環境の形成	道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
		災害対策拠点における非常用発電設備の強化	災害対策拠点における非常用発電設備の強化
		住宅・建築物の耐震化等の促進	民間木造住宅の耐震診断
	非木造住宅の耐震診断補助		
	民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）		
	非木造住宅の耐震改修費補助		
民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助			
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の推進	民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進		
2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	帰宅困難者等の受け入れ態勢の確保	防災資機材の整備・充実	
		小学校大規模改修工事・長寿命化改良工事の推進	
		中学校大規模改修工事・長寿命化改良工事の推進	
	帰宅困難者対策の推進	災害時の道路被害情報共有の強化	
		BCP等における帰宅困難者等への対応ルールの整備	

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
2 救助・救急、 医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	民間事業者との連携による燃料の確保	防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
		災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保	幹線道路の無電柱化の推進
			幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
			道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
			要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
			耐震改修促進計画の改訂
			民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進
			災害時の道路被害情報共有の強化
			大規模災害時における道路啓開の連携強化
		物資輸送機能の確保	
		住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進	民間木造住宅の耐震診断
			非木造住宅の耐震診断補助
	民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）		
	非木造住宅の耐震改修費補助		
	民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助		
	住宅の減災化の推進		
	要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築	災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備	
	医療リソースの供給体制の確立	救急救命士の処置範囲拡大	
		災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備	
	災害時における医療機能の確保・支援体制強化	災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保	
		災害時の心のケア活動	
	要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備	在宅酸素療養者への対応	
		緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備	
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	住宅・建築物の耐震化の推進	民間木造住宅の耐震診断
			非木造住宅の耐震診断補助
民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）			
非木造住宅の耐震改修費補助			
要安全確認記載建築物の耐震改修費補助			
耐震改修促進計画の改訂			
下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実		公共下水道BCPの充実	
		下水道施設の耐震化の推進（管路改良：西部処理区・水野処理区）	
衛生環境の確保等		西部浄化センター整備の推進	
		合併処理浄化槽の設置整備の促進	
医療活動を支える取組の推進		災害医療機能の確保と災害医療調整機能の強化	

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
2 救助・救急、 医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災者の生活支援等	生活相談対応の充実
			被災住宅の応急修理に係る体制の整備
		住宅・建築物の耐震化等	民間木造住宅の耐震診断
			非木造住宅の耐震診断補助
			民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
			非木造住宅の耐震改修費補助
			民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助
			要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
			空家等の緊急対応修繕
			ブロック塀の撤去補助
			耐震改修促進計画の改訂
			老朽空家等の解体補助
			木造住宅の解体工事費補助
		特定空家の代執行	
		避難所における良好な生活環境の確保等	小学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
			中学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
			小学校校舎トイレ改修工事の推進
			中学校校舎トイレ改修工事の推進
			小学校屋内運動場トイレ改修工事の推進
			中学校屋内運動場トイレ改修工事の推進
学校施設の安全確保			
「災害時における生活環境安全対策マニュアル」の周知			
避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者の支援体制の整備の推進		
避難生活における要配慮者支援	災害時要配慮者の避難生活の支援		
	障害の特性に応じた災害情報の提供体制の整備		
	外国人に対する災害支援体制の整備		
要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築	災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備		
介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進	地域介護・福祉空間整備等の施設整備		
保健医療機能の確保等	災害時保健活動体制の整備の促進		
避難地におけるマンホールトイレの整備	管路の建設（西部処理区、水野処理区）の推進		
アスベスト対策	民間建築物のアスベスト含有調査費補助		
災害時に地域で活動できる人材の育成	防災人材の育成とネットワーク化の推進		

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
3 必要 不可欠な 行政機能 は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	災害時防犯体制の強化 地域における防犯活動強化の推進
	3-2	県、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	職員訓練の実施 発災時の職員のメンタルケアの体制の確保 職員の家庭における地震対策の促進 職員の参集時における取り組みの強化 防災部門機能の充実・強化 新規採用職員の防災意識の向上 職員への防災人材育成プログラムの実施 本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上
		地方行政機関等の機能維持	業務継続計画の作成及び見直し BCPの見直し
		民間事業者との連携による燃料の確保	市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
		復旧復興施策や被災者支援の取組等	復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定 外部委託業務の継続性の確保
		行政職員の不足への対応	被災市町村への応援体制及び受援体制の整備
		道路の防災対策等	道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進 道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
		公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進	小学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進 中学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進 公共施設等の非構造部材等の耐震対策の促進 学校施設の安全確保

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討	B C Pの見直し
		民間事業者との連携による燃料の確保	防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
		情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等	民放ラジオ難聴区域の解消
			地震の発生を前提とした通信設備の運用
		情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進	道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
	災害情報の収集体制の整備	災害情報の収集体制の整備	
	防災拠点の機能強化	防災行政無線デジタル化の整備	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	多様な情報提供の手段の確保	防災行政無線デジタル化の整備
		災害対応業務の標準化	災害対応業務の標準化
		道路被害情報共有の強化	災害時の道路被害情報共有の強化
		水防テレメータシステムの整備	河川情報等の提供
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	実践的な防災訓練の実施	総合防災訓練の実施
		職員の家庭における地震対策の促進	職員の家庭における地震対策の促進
		救助・救援等に係る体制強化	救出救助を担う機関との連携強化
			救出救助資機材等の整備の推進
		効果的な教育・啓発の実施	防災教育啓発の充実
			効果的な教育・啓発の実施
			防災マニュアルの充実
		避難の円滑化・迅速化	要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
			耐震改修促進計画の改訂
			民間木造住宅の耐震診断
			非木造住宅の耐震診断補助
			民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
			非木造住宅の耐震改修費補助
			民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助
住宅の減災化の推進			
外国人に対する災害支援体制の整備			
情報伝達手段・体制の確保	B C Pの見直し		
	緊急情報の確実な伝達		
	防災行政無線デジタル化の整備		
情報伝達手段の多様化の推進	情報伝達手段の多様化の推進		
交通渋滞による避難の遅れの回避	災害時の道路被害情報共有の強化		
	大規模災害時における道路啓開の連携強化		
	道路の雪寒対策の推進		
状況情報を基にした主体的避難の促進	洪水浸水想定区域の周知・啓発（ハザードマップ）		

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	道路ネットワークの整備、災害対策の推進	道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
			道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
			幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
			幹線道路の無電柱化の推進
		個別企業BCP策定等の促進	事業所の防災対策の促進
			中小企業の事業継続の促進
	民間企業における事業継続に資する取組の促進	平常時からの企業への啓発の実施	
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	調達体制や配備状況の見直し	市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し
			燃料供給ルートの確保
		道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進	
		道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進	
	民間事業者との連携による燃料の確保	防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保	
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	有害物質等の流出防止対策	有害物質等の流出防止対策の促進
		重要産業施設等の自衛消防力の強化	重要産業施設等の自衛消防力の強化
	5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	交通施設の防災対策の推進	幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
			幹線道路の無電柱化の推進
			瀬戸川文化プロムナード市街地整備（道路・護岸工事）
			道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
	5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	金融機関における防災対策の推進	金融機関における防災対策の推進
	5-6 食料等の安定供給の停滞	農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	ため池の整備（ハザードマップ）の推進
			ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池・新田洞池・陣田池・余床上池（県））
農道橋の保全対策			
サプライチェーン輸送モードの強化		サプライチェーンの災害対応力の強化	
		道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進	
		道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進	
5-7 異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	水の安定供給	災害時の必要水道量の確保	
		必要水道量確保のための計画作成	
		用排水路整備工事	
		ため池の整備（ハザードマップ）の推進	
		ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池・新田洞池・陣田池・余床上池（県））	

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策	
ともらに、早期インフラに復旧させる燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めると	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	石油燃料の確保	防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
				ライフライン関係機関との連携の推進
			電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化	LPガス確保のための体制の整備
	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	水道施設の耐震化の推進	水道施設の耐震化の推進
				必要な水道量確保のための計画策定
			水道施設の老朽化対策の推進	水道老朽管更新の推進
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道BCPの充実	西部浄化センター整備の推進
				下水道施設の耐震化の推進（管路改良：西部処理区・水野処理区）
				クリーンセンター施設整備の推進
			浄化槽の整備	合併処理浄化槽の設置整備の促進
	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	輸送ルート確保の強化	道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
				道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
				道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
				瀬戸川文化プロムナード市街地整備（道路・護岸工事）
				幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
一般市道の整備				
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道BCPの充実	西部浄化センター整備の推進	
			下水道施設の耐震化の推進（管路改良：西部処理区・水野処理区）	

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	救助活動能力の充実・強化	救出救助資機材等の整備の推進
			消防職員・消防団員の教育内容の充実強化
		消防水利の確保	消防水利の整備の推進
		消防団員の確保	消防団の施設・設備の充実
			消防団員の確保
		消防団の充実強化の促進等	地域と連携した消防機能の強化
			自主防災組織の活動の活性化支援
		火災に強いまちづくり等の推進	幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
			公園施設の整備、都市公園の安全・安心対策
		災害対応力の向上	道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
	道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進		
	道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進		
	災害時に地域で活動できる人材の育成	防災人材の育成とネットワーク化の推進	
	遺体の処理体制の構築	遺体の処置体制の構築	
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	沿道の住宅・建築物の耐震化の促進	民間木造住宅の耐震診断
			非木造住宅の耐震診断補助
			民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
			非木造住宅の耐震改修費補助
			要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
			民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進
空家等の緊急対応修繕			
ブロック塀の撤去補助			
耐震改修促進計画の改訂			
老朽空家等の解体補助			
木造住宅の解体工事費補助			
危険な空き家の除却の推進			特定空家の代執行
アスベスト対策			民間建築物のアスベスト含有調査費補助
地下埋設物の耐震化等の推進	下水道施設の耐震化の推進（管路改良：西部処理区・水野処理区）		
7-3 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	ため池の防災対策の推進	用排水路整備工事	
		ため池の整備（ハザードマップ）の推進	
		ため池の整備（耐震化整備）の推進（権道路池・新田洞池・陣田池・余床上池（県））	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃	石綿飛散防止対策	民間建築物のアスベスト含有調査費補助	
		石綿飛散防止対策の周知	
7-5 農地・森林等の被害による市域の荒廃	適切な森林の整備・保全 自然との共生の推進	適切な森林整備のための台帳管理	
		鳥獣による農作物被害の防止対策	

リスクシナリオ		推進方針	具体的施策
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	住宅・建築物の耐震化の促進等	民間木造住宅の耐震診断
			非木造住宅の耐震診断補助
			民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
			非木造住宅の耐震改修費補助
			要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
			民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進
			耐震改修促進計画の改訂
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害ボランティアの円滑な受入	災害ボランティアコーディネーター養成講座
			外国人に対する災害支援体制の整備
			災害ボランティアの円滑な受け入れ
			防災人材の育成とネットワーク化の推進
			事前復興、復興方針・体制づくりの推進
			復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定
			南海トラフ地震防災対策計画の作成
8-3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	自宅居住による生活再建の促進	住家の被害認定調査員の養成	
		被災住宅の応急修理に係る体制の整備	
		被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備	
		被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備	
	応急仮設住宅の建設体制の整備	応急仮設住宅建設に係る体制の整備	
	罹災証明書の早期発行	罹災証明書の早期発行	
	既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	
公園緑地整備の推進	公園施設の整備、都市公園の安全・安心対策		
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財の耐災害性強化の推進	指定・登録文化財の保全	
		無形・有形民俗文化財の保全	
		天然記念物の環境保全	
		文化財防災台帳の整備と耐震対策の推進	
8-5 事業用地の確保、店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	復興体制や手順の検討等	住家の被害認定調査員の養成	
8-6 風評被害による地域経済等への甚大な影響			

別紙４：リスクシナリオに対する重要業績指標

		重要業績指標			担当課
		項目	現状値	目標値	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	民間木造住宅の耐震診断数	27件/年 (R1)	50件/年 (毎年度)	都市計画課
		民間木造住宅の耐震改修費補助件数 (段階的改修費含む)	2件/年 (R1)	5件/年 (毎年度)	都市計画課
		耐震シェルター整備件数	1件/年 (R1)	1件/年 (毎年度)	都市計画課
		要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数	なし (R1)	1件/年 (毎年度)	都市計画課
		ブロック塀等の撤去費補助件数	3件/年 (R1)	3件/年 (毎年度)	都市計画課
		老朽化空家等の解体補助件数	10件/年 (R1)	10件/年 (毎年度)	都市計画課
		菱野団地再生に向けた中・長期計画の進捗率 (公共交通人口カバー率100%ほか)	なし (R1)	15% (R4) ・ 30% (R5)	都市計画課
		耐震性のない住宅の解体件数	1件/年 (R1)	4件/年 (毎年度)	都市計画課
		総合防災訓練日における実施連区数	18連区 (R1)	20連区 (R3) ・ 20連区 (R4) ・ 20連区 (R5)	危機管理課
		補修橋りょう数	4橋 (R1)	6橋 (R3) ・ 7橋 (R4)	維持管理課
		耐震補強橋りょう数	2橋 (R1)	1橋 (R3) ・ 3橋 (R4)	維持管理課
		幹線道路舗装修繕の施工延長	1,155m (R1)	3,074m (R3) ・ 2,655m (R4)	維持管理課
		緊急消防援助隊施設整備補助金を活用した車両更新数	0台 (R1)	1台 (R2) ・ 1台 (R3) ・ 1台 (R4)	消防課
	消防団員数	258人 (R1)	268人 (R2) ・ 271人 (R3) ・ 274人 (R4) ・ 277人 (R5)	消防課	
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	市民1人当たりの都市公園面積	8.19㎡/人 (R1)	8.70㎡/人以上 (R11)	建設課
		防火水槽の耐震化	136基 (R1)	137基 (R4)	消防課
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	排水路の整備率	77% (H30)	91% (R4)	建設課
	1-4 大規模な土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死傷者の発生	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所対策済件数	12箇所 (R1)	1箇所 (R4)	維持管理課
		防災重点ため池耐震対策済件数	9池 (R1)	1池 (R5)	維持管理課
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生				

			重要業績指標			担当課	
			項目	現状値	目標値		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	防災備蓄計画における目標達成数量（防災資機材購入）	33品目中17品目達成（R1）	毎年度1～2品目達成	危機管理課	
			水道老朽管（CIP・VP）の延長	老朽管（CIP・VP）の延長約44km（R1）	毎年度4km更新	水道課	
			補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）	維持管理課	
			耐震補強橋りょう数（再掲）	2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課	
			幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）	1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課	
			陣屋線第2期整備率	0%（R1）	100%（R7）	建設課	
			要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数	なし（R1）	1件/年（毎年度）	都市計画課	
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）	維持管理課	
			耐震補強橋りょう数（再掲）	2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課	
			幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）	1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課	
			デジタル化行政無線を使用した通信訓練	なし（R1）	1回/年（毎年度）	危機管理課	
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	防火水槽の耐震化（再掲）	136基（R1）	137基（R4）	消防課	
			補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）	維持管理課	
			耐震補強橋りょう数（再掲）	2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課	
			幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）	1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課	
			要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数	なし（R1）	1件/年（毎年度）	都市計画課	
			緊急消防援助隊施設整備補助金を活用した車両更新数（再掲）	0台（R1）	1台（R2）・1台（R3）・1台（R4）	消防課	
			消防団を中心とした地域防災訓練の実施	100%（20連区/20連区）（R1）	100%（20連区/20連区）を維持（毎年度）	消防課	
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	防災備蓄計画における目標達成数量（防災資機材購入）（再掲）	33品目中17品目達成（R1）	毎年度1～2品目達成	危機管理課	
			小学校の大規模改修工事箇所数	なし（R1）	1校（R2）・2校（R3）	教育政策課	
			中学校の大規模改修工事箇所数	なし（R1）	1校（R2）・2校（R3）	教育政策課	
				消防団員数（再掲）	258人（R1）	268人（R2）・271人（R3）・274人（R4）・277人（R5）	消防課

			重要業績指標			
			項目	現状値	目標値	担当課
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	陣屋線第2期整備率（再掲）	0%（R1）	100%（R7）	建設課
			補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）	維持管理課
			耐震補強橋りょう数（再掲）	2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課
			幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）	1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課
			要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数	なし（R1）	1件/年（毎年度）	都市計画課
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	西部処理区重要幹線管渠耐震化対策距離	22.2/23.2km（R1）※R1実績なし	目標値：23.2/23.2km	下水道課
			重要幹線人孔液状化対策数	なし（R1）	11基	下水道課
			重要水管橋の耐震化数	なし（R1）	1橋	下水道課
			合併浄化槽への転換基数	4基（R1）	18基（毎年度）	下水道課
			要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数	なし（R1）	1件/年（毎年度）	都市計画課
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	小学校の大規模改修工事箇所数（再掲）	なし（R1）	1校（R2）・2校（R3）	教育政策課
			中学校の大規模改修工事箇所数（再掲）	なし（R1）	1校（R2）・2校（R3）	教育政策課
			民間木造住宅の耐震診断数（再掲）	27件/年（R1）	50件/年（毎年度）	都市計画課
			民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）（再掲）	2件/年（R1）	5件/年（毎年度）	都市計画課
			耐震シェルター整備件数（再掲）	1件/年（R1）	1件/年（毎年度）	都市計画課
			要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）	なし（R1）	1件/年（毎年度）	都市計画課
			ブロック塀等の撤去費補助件数（再掲）	3件/年（R1）	3件/年（毎年度）	都市計画課
			老朽化空家等の解体補助件数（再掲）	10件/年（R1）	10件/年（毎年度）	都市計画課
			耐震性のない住宅の解体件数（再掲）	1件/年（R1）	4件/年（毎年度）	都市計画課
			指定避難所におけるマンホールトイレの設置数	なし（R1）	32基	危機管理課・下水道課
		「災害時における生活環境安全対策マニュアル」の周知（総合防災訓練避難所開設訓練時に周知）	なし（R1）	1回/年（毎年度）	危機管理課	
			訪日外国人向け防災教室	1回/年（R1）	1回/年（毎年度）	危機管理課
			せと市民防災塾の参加者数（年間）	なし（R1）	360名（毎年度）	危機管理課

			重要業績指標			担当課
			項目	現状値	目標値	
3 必要 不可欠な 行政機能 は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱				
	3-2	県、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	小学校の大規模改修工事箇所数（再掲）	なし（R1）	1校（R2）・2校（R3）	教育政策課
			中学校の大規模改修工事箇所数（再掲）	なし（R1）	1校（R2）・2校（R3）	教育政策課
			補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）	維持管理課
			耐震補強橋りょう数（再掲）	2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課
			幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）	1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課
			新規採用職員研修内での防災講演実施回数	1回（R1）	1回（R3）・1回（R4）・1回（R5）	危機管理課
			職員への防災人材育成プログラムの実施回数	3回（R1）	3回（R3）・3回（R4）・3回（R5）	危機管理課
	4 必要 不可欠な 情報通信 機能・ 情報サービス は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）
耐震補強橋りょう数（再掲）				2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課
幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）				1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課
4-2		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
4-3		災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	瀬戸市安全安心情報メールの登録者数	5,080件（R1）	7,000件（R3）・8,000件（R4）・9,000件（R5）	危機管理課
			要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）	なし（R1）	1件/年（毎年度）	都市計画課
			民間木造住宅の耐震診断数（再掲）	27件/年（R1）	50件/年（毎年度）	都市計画課
			民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）（再掲）	2件/年（R1）	5件/年（毎年度）	都市計画課
			耐震シェルター整備件数（再掲）	1件/年（R1）	1件/年（毎年度）	都市計画課
			地震体験車による地元イベント参加回数	1回（R1）	3回（R3）・3回（R4）・3回（R5）	危機管理課
	訪日外国人向け防災教室		1回/年（R1）	1回/年（毎年度）	危機管理課	
	安定サービス提供率（自動発信電話システム）	なし（R1）	100%（R3）・100%（R4）・100%（R5）	危機管理課		
	安定サービス提供率（テレフォンサービス）	なし（R1）	100%（R3）・100%（R4）・100%（R5）	危機管理課		

		重要業績指標			担当課
		項目	現状値	目標値	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）	維持管理課
		耐震補強橋りょう数（再掲）	2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課
		陣屋線第2期整備率（再掲）	0%（R1）	100%（R7）	建設課
		コーディネーターによる支援記録作成件数（中小企業の事業継続の促進）	199件（R1）	200件（毎年度）	産業政策課
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）	維持管理課
		耐震補強橋りょう数（再掲）	2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課
		幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）	1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等				
	5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）	1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課
		陣屋線第2期整備率（再掲）	0%（R1）	100%（R7）	建設課
	5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響				
	5-6 食料等の安定供給の停滞	補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）	維持管理課
		耐震補強橋りょう数（再掲）	2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課
		幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）	1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課
	5-7 異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響				

		重要業績指標			担当課	
		項目	現状値	目標値		
に、 6 ラ イ フ ラ イ ン に 復 旧 さ せ る 燃 料 供 給 関 連 施 設 、 交 通 ネ ッ ト ワ ー ク 等 の 被 害 を 最 小 限 に 留 め る と も	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	総合防災訓練（ライフライン関係機関との連携訓練）の実施回数	0回（R1）	1回（R3）・1回（R4）・1回（R5）	危機管理課
	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	水道老朽管（CIP・VP）の延長（再掲）	老朽管（CIP・VP）の延長約44km（R1）	毎年度4km更新	水道課
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	西部処理区重要幹線管渠耐震化対策距離（再掲）	22.2/23.2km（R1）※R1実績なし	23.2/23.2km	下水道課
			重要幹線人孔液状化対策数（再掲）	なし（R1）	11基	下水道課
			重要水管橋の耐震化数（再掲）	なし（R1）	1橋	下水道課
			合併浄化槽への転換基数（再掲）	4基（R1）	18基（毎年度）	下水道課
	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）	維持管理課
			耐震補強橋りょう数（再掲）	2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課
			幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）	1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課
			陣屋線第2期整備率（再掲）	0%（R1）	100%（R7）	建設課
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	西部処理区重要幹線管渠耐震化対策距離（再掲）	22.2/23.2km（R1）※R1実績なし	23.2/23.2km	下水道課
			重要幹線人孔液状化対策数（再掲）	なし（R1）	11基	下水道課
			重要水管橋の耐震化数（再掲）	なし（R1）	1橋	下水道課

		重要業績指標			担当課
		項目	現状値	目標値	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	防火水槽の耐震化（再掲）	136基（R1）	137基（R4）	消防課
		陣屋線第2期整備率（再掲）	0%（R1）	100%（R7）	建設課
		市民1人あたりの都市公園面積（再掲）	8.19㎡/人（R1）	8.70㎡/人以上（R11）	建設課
		補修橋りょう数（再掲）	4橋（R1）	6橋（R3）・7橋（R4）	維持管理課
		耐震補強橋りょう数（再掲）	2橋（R1）	1橋（R3）・3橋（R4）	維持管理課
		幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）	1,155m（R1）	3,074m（R3）・2,655m（R4）	維持管理課
		緊急消防援助隊施設整備補助金を活用した車両更新数（再掲）	0台（R1）	1台（R2）・1台（R3）・1台（R4）	消防課
		消防団を中心とした地域防災訓練の実施（再掲）	100%（20連区/20連区）（R1）	100%（20連区/20連区）を維持（毎年度）	消防課
		消防団員数（再掲）	258人（R1）	268人（R2）・271人（R3）・274人（R4）・277人（R5）	消防課
		せと市民防災塾の参加者数（年間）	なし（R1）	360名（毎年度）	危機管理課
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	民間木造住宅の耐震診断数（再掲）	27件/年（R1）	50件/年（毎年度）	都市計画課
		民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）（再掲）	2件/年（R1）	5件/年（毎年度）	都市計画課
		要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）	なし（R1）	1件/年（毎年度）	都市計画課
		ブロック塀等の撤去費補助件数（再掲）	3件/年（R1）	3件/年（毎年度）	都市計画課
		老朽化空家等の解体補助件数（再掲）	10件/年（R1）	10件/年（毎年度）	都市計画課
		耐震性のない住宅の解体件数（再掲）	1件/年（R1）	4件/年（毎年度）	都市計画課
		西部処理区重要幹線管渠耐震化対策距離（再掲）	22.2/23.2km（R1）※R1実績なし	23.2/23.2km	下水道課
		重要幹線人孔液状化対策数（再掲）	なし（R1）	11基	下水道課
7-3	ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生				
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃				
7-5	農地・森林等の被害による市域の荒廃	台帳更新件数（適切な森林整備のための台帳管理）	26件/年 ※R1から実施（R1）	40件（毎年度）	産業政策課
		鳥獣による農作物被害の防止対策による被害面積・金額の減少	1,599千円/ 254a（H30）	1,439千円/ 229a（R2）・ 1,279千円/ 203a（R3）・ 1,118千円/ 177a（R4）・ 1,001千円/ 159a（R5）	産業政策課

		重要業績指標			担当課	
		項目	現状値	目標値		
8 社会・ 経済が 迅速かつ 従前より 強靱な姿 で復興で きる条件 を整備す る	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）	なし（R1）	1件/年（毎年度）	都市計画課
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害ボランティアコーディネーター新規登録者数	24人 ※登録者数は103人（R1）	30人（R3）・30人（R4）・30人（R5）	危機管理課
			訪日外国人向け防災教室	1回/年（R1）	1回/年（毎年度）	危機管理課
			せと市民防災塾の参加者数（年間）	なし（R1）	360名（毎年度）	危機管理課
	8-3	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	愛知県家屋被害認定士新規登録者数	19人（R1）	25人（R3）・28人（R4）・31人（R5）	危機管理課
			市民1人あたりの都市公園面積（再掲）	8.19㎡/人（R1）	8.70㎡/人以上（R11）	建設課
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	恒久保存のための修理・耐震工事実績数	0件（R1）	1件（R3）・1件（R4）・5件（R5）	文化課
			保持・保有団体の活動実績（無形・有形民俗文化財の保全）	4件（R1）	4件（毎年度）	文化課
			保護・保有団体の活動実績（天然記念物の環境保全）	3件（R1）	3件（毎年度）	文化課
			台帳の情報を拡充した件数	3件（R1）	23件（R3）・25件（R4）・38件（R5）	文化課
	8-5	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	愛知県家屋被害認定士新規登録者数（再掲）	19人（R1）	25人（R3）・28人（R4）・31人（R5）	危機管理課
	8-6	風評被害による地域経済等への甚大な影響				



瀬戸市地域強靱化計画

瀬戸市市長直轄組織危機管理課

〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

電話 0561-88-2600(直通) FAX 0561-21-6607

E-mail kikikanri@city.seto.lg.jp